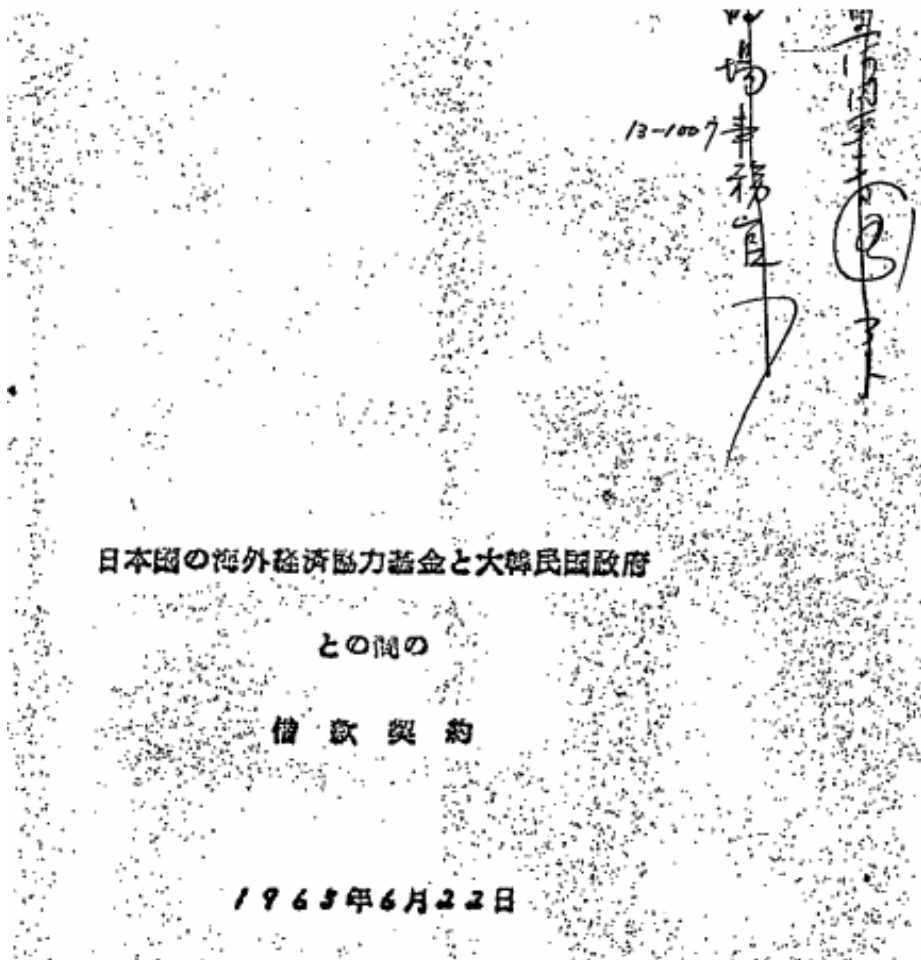


2, 請求権関係

1) 文書番号 360,p13

日本側の計算  
以上は、恩給、軍人、軍属に対する平慰金、  
徴用労務者の未払賃金、引揚韓国人の  
預託金等、法律上根拠のある日本側  
のありたい支払についても考えたい

2) 文書番号 391,p358 「次頁以下 23 頁不開示」が開示



1965年6月22日付で日本国および大韓民国両政府間に締結された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」第1条(b)ならびにその付属文書に定める貸付に関する海外経済協力基金(以下「基金」という。)と大韓民国政府(以下「借主」という。)との間の1965年6月22日付  
借款契約

(貸付金額)

第1条

(1) 「基金」は、「借主」に対し、この借款契約およびこれに付随する約定(以下「借款契約」という。)の条件にもとづき、現在において七百二十億日本円(¥72000000000)に換算される二億合衆国ドル(U.S.\$200000000)に等しい円の額に達するまでの貸付を、頭書協定の効力発生の日から10年の期間内に、行なりことを約請する。

ただし、貸出の累計額がこの限度に達したときは新たな貸出は行なわない。

(2) 「借款契約」にもとづく貸出は、合理的な程度に各年均等に配

分して行なりものとする。

- (3) 第1項に規定する円貸貸出額のドル相当額の算定は、日本国政府が正式に決定し、かつ、国際通貨基金が同意した日本円の合衆国ドルに対する平価で、第3条に規定される各事業計画合意書の調印日に適用されているものによるものとする。

(貸付金の使途)

#### 第2条

「借主」は、この貸付金を日本国民または日本国の法人である供給者（以下「供給者」という。）と大韓民国の輸入者（以下「輸入者」という。）との間に結ばれる購買契約（以下「購買契約」という。）にしたがつて、次条に規定される事業計画の達成のために必要とされる日本国の生産物および日本人の役務の購入のために使用するものとする。

(事業計画合意書)

#### 第3条

- (1) 「借主」は、「基金」に対し、貸付が行なわれるべき事業計画の実施計画を提出し、当該事業計画が経済的および技術的に実施

可能であることおよび海外経済協力基金法にもとづく貸付の対象として適当であることについて、「基金」の同意を求めるものとする。

- (2) 前項の事業計画について「基金」と「借主」が合意した場合は、「基金」と「借主」は、日本国東京都において、事業別に事業計画書（書式別添ノ）に封印するものとする。

（「購買契約」の認証）

#### 第4条

- (1) 「供給者」と「輸入者」との間はこの貸付を受けるに適當な「購買契約」が締結されるつど、「借主」は、「基金」に対し、当該契約書の確認済書および「基金」の必要とする書類を提出し、「基金」の認証を求めるものとする。
- (2) 前項により認証された「購買契約」の内容に変更が生ずる場合は、「借主」は、事前に書面で「基金」に通知するものとする。ただし、当該契約の内容に重大な変更が生ずる場合には、「基金」の同意を必要とする。

（貸出の方法）

## 第5条

- (1) 「借主」は、「購買契約」の認証の通知を受領しだい、「基金」に対し、不改變支払授権書（書式別添2）を交付し、同時に「供給者」に対しその写を交付するものとする。「基金」は、認証のうえ、「借主」に受領のむね通知する。
- (2) 前項に規定する支払授権書により、「借主」は、「基金」に対し、当該授権書に記載された金額の限度内において、当該授権書に記載された支払条件にしたがい、「供給者」の提出する受領書および当該授権書に記載されるその他の書類と引き換えに「供給者」に資金交付を行ない、当該金額を「基金」に開設される「借主」名義勘定に借記することを授権するものとする。
- ただし、「借主」が「供給者」の書面による同意書を添付して、「供給者」に対する支払の保留を「基金」に書面により申し入れたときは、「基金」は、その支払を保留するものとする。
- (3) 「借主」は、「基金」が支払授権書にしたがい、「供給者」に資金交付を行なったつど、「基金」から「借款契約」にもとづく貸出を受けたものとみなされる。

- (4) 「基金」は、「借款契約」にもとづく貸出を実行したつど、「借主」に対し、貸出実行通知書（書式別添）2通を送付するものとする。「借主」は、うち1通に受領の表示をして「基金」に返送するものとする。

（元本返済の方法）

第6条

- (1) 「借款契約」にもとづく貸付金元本は、各事業計画合意書調印日の6か月後の日から起算し、7年の据置期間満了の日を第1回賦払日とする/4回の継続した均等年賦払で返済されるものとする。ただし、各回の賦払額計算上生ずる十万日本円(¥100000)の端数金額は、第1回の賦払額に加算して各回の賦払額を決定するものとする。
- (2) 「借主」が事業計画合意書の貸付限度額まで借り入れなかつた場合は、貸付限度額と実際貸出額の差額は、最終賦払額から差し引くものとする。なお残額があるときは、返済期限の逆の順序により差し引くものとする。
- (3) 「借主」は、「基金」が承認した場合は、繰り上げて貸付金の

返済を行なうことができる。

- (4) 償還期間を延長することにつき、両国政府間の合意があつたときは、「基金」と「借主」は、返済期限を延長することについて協議するものとする。

(利息およびその支払方法)

#### 第7条

- (1) 「借主」は、「借款契約」にもとづいて交付された各事業ごとの貸付金元本の随時の残高に対して、年3.5%の割合で計算された利息を、本条第3項に定める利払日ごとに支払うものとする。
- (2) 利息の計算期間は、事業計画合意書の調印日を始期とする6か月間およびそれに続く6か月間ごととする。
- (3) 利払日は、各事業に対する貸出の実行中においては、利息計算期間の終期の翌日から1か月後の日とし、当該事業に対する貸出の完了後は、利息計算期間の終期の翌日とする。なお、各事業にかかわる第1回の利払は、「基金」による当該事業に対する貸出が実行されたのちに行なわれるものとする。
- (4) 利息の計算においてその期間が6か月に満たない場合は、1年365日の日割計算法による。その期間が6か月単位で端数がない

い場合は、1年を基準として計算する。

(元利金の支払場所および支払通貨)

第8条

「借款契約」による貸付金の元本、利息、もしある場合、その他の諸費用の支払場所は、日本国東京都千代田区にある「基金」の事務所とし、その支払通貨は、交換可能な日本円とする。

(「基金」の救済手段)

第9条

下記の各号の一つに該当する場合には、「基金」は、「借主」に対し、書面による通知をもつて、その事業計画に対する貸出を停止し、または終止することができ、もしくは期限の利益を失わしめることができる。

- (a) 「借主」が、「借款契約」の条項に違反した場合
- (b) 「購買契約」の破棄または第3条に規定される事業の完成または進行が不可能となるか、もしくは著るしく困難となる事態が発生した場合

(期限後の支払)

第10条



「借主」が第6条および第7条に定める貸付金元本および利息を、それぞれの支払の期限までに支払わなかつた場合、「借主」は、「基金」に対し、支払を要する金額につき、当該期日からその実際の支払日の前日まで、年5.5%の割合で計算された延滞利息を支払うものとする。

( 抱利不行使 )

第11条

「基金」による、「借付契約」にもとづく抱利の不行使または遅延は、当該抱利の放棄の効果を生ぜず、また、それらの抱利のいずれか一つのまたは部分的な行使は、当該抱利のその他のまたは将来の行使、もしくはその他の抱利の行使を妨げるものではない。

( 「借主」の債務の不免責 )

第12条

「購買契約」の実施上生ずる苦情および紛争は、当事者間において解決するものとする。

かかる苦情および紛争は、本貸付金にかかわる「借主」の債務をなから免責するものではない。

## (費用の負担)

## 第13条

- (1) 「借主」は、「借款契約」の作成ならびに「借款契約」にもとづく貸付金債権の管理に関する「基金」の通常の事務経費以外の費用を、「基金」の請求により支払う。
- (2) 貸付の実行、元本の返済および利息の支払に関して徴収されることがある銀行の手数料および経費は、もしある場合は、「借主」または「輸入者」により負担される。

## (仲裁)

## 第14条

- (1) 「借款契約」から生ずるあらゆる両当事者間の紛争、論議、一方の当事者から他方に対する苦情、両当事者間の意見の相違（以下「紛争」という。）は、「基金」、「借主」ならびに両国政府で構成され、日本国東京都で開催される委員会において協議して解決に努力するものとする。
- (2) (a)前項の委員会が一方の当事者からの開催要請にもかかわらず、その後60日以内に実際に開催されなかつたとき、または(b)前記

期間内に開催されたにもかかわらず、最初の会合の日から90日以内に合意に達しえなかつたとき、または(6)前項の委員会において合意に達したにもかかわらず、当該合意を債務者がその後60日以内に履行しなかつたときは、「基金」または「借主」は、「基金」と「借主」との間で別に協定される仲裁規則の定めるところにより、「紛争」および上記(6)の場合の債務者に対する履行の請求を、仲裁裁判所による仲裁に付託できるものとする。

- (3) 「借款契約」の両当事者は、前項の仲裁規則のすべての条項を承諾し、この規則が「借款契約」と一体をなすことをここに承認する。

(委任状および署名鑑)

第15条

- (1) 「借主」は、「基金」に対し、次の書類を提出するものとする。
- (a) 「借款契約」を作成調印する権限を特定の官職にある者に付与したむねの委任状
- (b) 前号の特定の官職にある者の署名鑑で、大韓民国政府の外務部長官の認証したもの

- (2) 前項の書類に記載された事項に変更が生じた場合は、「借主」は、すみやかに書面をもつて「基金」に通知し、新任の者に対する委任状およびその者の署名捺印を提出するものとする。

(法律意見書)

#### 第16条

「借主」は、「基金」に対し、次の事項を内容とする大韓民国政府の法務部長官の作成する法律意見書を提出するものとする。

- (a) 「借主」は、大韓民国の法律にもとづいて、合法的に「基金」から借款を受けることができるものであること
- (b) 大韓民国政府の経済企画院長官は、大韓民国の行政組織法上、大韓民国政府を代表して、「借款契約」の当事者となるものであること
- (c) 「借主」が「借款契約」の条項にしたがって負担した債務は、有効、かつ、拘束力のある大韓民国の債務となるものであること

(借款契約の発効)

#### 第17条

①) この借款契約の発効には、次の条件を必要とする。

(a) 日本国および大韓民国の両国会において願書協定の批准が行なわれ、批准書の交換が完了していること

(b) 大韓民国の国会においてこの借款契約に関する議決が行なわれ、大韓民国政府からそのむねの通知が「基金」に送達されていること

(c) 「基金」が、第15条第1項(a)に規定する委任状、第15条第1項(b)に規定する署名簿および第16条に規定する法律意見書を受領し、それらに満足し、そのむね「債主」に通知を発していること

(2) この借款契約は、前項(a)、(b)および(c)のすべての条件が整った日に発効するものとする。

(準拠法)

第18条

「借款契約」の効力および解釈は、この借款契約調印地の法令に従う。

(雑則)

## 第19条

- (1) 「借取契約」にもとづき両当事者に必要とされる通知は、次の住所に対し書面をもつて送達されたときに、これが正当に行なわれたものとみなす。

「基金」 日本国東京都千代田区内幸町

2丁目 22番地 飯野ビル内

海外経済協力基金総裁

「借主」 大韓民国ソウル特別市

経済企画院長官

住所または名称に変更が生じたときは、両当事者はそれぞれ相手方に書面により通知するものとする。

- (2) 「借主」は、「基金」が貸付金の管理上特に必要とする事業計画の実行および運営状況についての報告を、「基金」に提出するものとする。
- (3) 「購買契約」に定める事由により、「借主」が「供給者」に対し、なんらかの金銭債権を取得するに至つたときは、「借主」は、

これによる債権の行使について「基金」と協賛するものとする。

- (4) 「借款契約」により算出された利息（延滞利息を含む。）に一日日本円（ $\yen$ ）位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (5) 各条の標題は、参照の便宜上掲げられたもので、この契約証書の一部をなすものではない。

この契約を証するため、「基金」および「借主」は、それぞれ正当に権限を付与した代表者によつて調書の日、日本国東京都において、等しく正本である日本語、韓国語および英語による証書各2通を作成、署名し、それぞれその各1通をとりかわした。解釈に相違があるときは、英語の証書によるものとする。

日本国の  
海外経済協力基金のために  
総裁

大韓民国政府のために  
経済企画院企画次官補

新田誠一郎

김영준



Ref. No.

Project Agreement, dated \_\_\_\_\_, 19\_\_\_, pursuant to Paragraph 2 of Article III of the Loan Agreement, dated June 22, 1965, concluded between the Overseas Economic Cooperation Fund (hereinafter referred to as the Fund) and the Government of the Republic of Korea (hereinafter referred to as the Borrower).

Article I

Amount of the Loan

On terms and conditions set forth in the above-mentioned Loan Agreement and this Project Agreement, a principal amount up to the limit of \_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_) shall be extended by the Fund to the Borrower for the implementation of the project referred to in the succeeding Article.

Article II

Project financed for under this Loan

(1) The project financed for under this Loan will be as follows:

- (a) Name
- (b) Location
- (c) Purpose
- (d) Sponsor
- (e) Funds required and financing thereof
- (f) Other important features

(2) Details of the items in the preceding paragraph shall be annexed.



Article III

Due Dates and Amounts of the Principal

13-1024

Due dates and amounts of the principal mentioned in Article I shall be:

First instalment due on \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_)

Second instalment due on \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_)

•

•

•

Fourteenth instalment due on \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_)

Total \_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_)

Article IV

Computation Periods and Due Dates of Interest

- (1) Before the date of the last advance for this project, the Borrower shall pay to the Fund on \_\_\_\_\_ interest that has accrued up to \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_, and on \_\_\_\_\_ interest that has accrued up to \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_.
- (2) After the date of the last advance for this project, the Borrower shall pay to the Fund on \_\_\_\_\_ interest that has accrued up to \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_, and on \_\_\_\_\_ interest that has accrued up to \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_.

Article V

Effectuation of the Project Agreement

This Project Agreement shall come into effect as the date of signing.

12-1024

Article VI  
Miscellaneous

The headings of the Articles are inserted for convenience of reference only and do not constitute part of this Agreement.

IN WITNESS WHEREOF, the Fund and the Borrower, acting through their representatives thereunto authorized, have caused this Agreement to be duly executed in duplicate in the English language and signed in their respective names and delivered in Tokyo, Japan, as of the date first above written.

for the Overseas Economic Cooperation Fund, Japan

By \_\_\_\_\_  
(Signature)  
(President)

for the Government of the Republic of Korea

By \_\_\_\_\_  
(Signature)  
(Title)

Letter of Authorization

Date:

Ref. No.

Mr.

President

The Overseas Economic Cooperation Fund

Tokyo, Japan

Dear Sir:

Pursuant to the Loan Agreement dated June 22, 1965 and the Project Agreement No. \_\_\_ dated \_\_\_\_\_, 19\_\_ made between the Overseas Economic Cooperation Fund and the Government of the Republic of Korea, we hereby irrevocably authorize you to pay on our behalf as stipulated in the Payment Terms mentioned hereunder to (name and address of the supplier) (hereinafter referred to as the "Supplier") up to \_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_) and to debit our account with such payment against respective signed receipts issued by the Supplier, accompanied by such instruments, if any, as required in the Payment Terms.

A copy of this Letter of Authorization is sent to the Supplier who shall have it verified by you before the first such payment and who shall also be required to notify you in writing at least five (5) days in advance, of the date upon which each payment under the Payment Terms is to become due.

We hereby declare that the Supplier's signed receipt as stipulated herein shall be sufficient evidence of your right to debit with such pay-

ment our account with you.

Payment Terms:

13-1027

(All banking charges, if any, in connection with this Letter of Authorization are to be paid by us.)

This authorization will expire on \_\_\_\_\_, 19\_\_.

Yours faithfully

For and on behalf of the  
Government of the Republic of Korea

\_\_\_\_\_  
(Signature)

(Title)

Notice of Advance

Date:

Ref. No.

Mr. \_\_\_\_\_  
(Address)

Dear Sir:

We hereby notify you that with reference to the Project Agreement No. \_\_\_ dated \_\_\_\_\_, 19\_\_\_, and your Letter of Authorization No. \_\_\_ dated \_\_\_\_\_, 19\_\_\_, our Fund has advanced the under-mentioned sum of money as the \_\_\_th instalment under the above Letter of Authorization and duly debited the said sum against your account, with particulars as follows:

- (1) Date of Advance: \_\_\_\_\_
- (2) Amount of Advance: ₦ \_\_\_\_\_
- (3) Party to which the Advance has been made: \_\_\_\_\_
- (4) Cumulative Total of Advances already made under the said Letter of Authorization, including present Advance: ₦ \_\_\_\_\_
- Authorized Amount not yet Advanced: ₦ \_\_\_\_\_
- Total: ₦ \_\_\_\_\_
- (5) Cumulative Total of Advances already made under the said Project Agreement, including present Advance: ₦ \_\_\_\_\_

We are sending you herewith enclosed a copy of the Receipt addressed to us from the Supplier to which the Advance has been made.

In confirmation of this Notice, please return to us immediately second copy hereof duly signed by yourself.

Notice of Advance

Date:

Ref. No.

Mr. \_\_\_\_\_  
(Address)

Dear Sir:

We hereby notify you that with reference to the Project Agreement No. \_\_\_ dated \_\_\_\_\_, 19\_\_\_, and your Letter of Authorization No. \_\_\_ dated \_\_\_\_\_, 19\_\_\_, our Fund has advanced the under-mentioned sum of money as the \_\_\_th instalment under the above Letter of Authorization and duly debited the said sum against your account, with particulars as follows:

- (1) Date of Advance: \_\_\_\_\_
- (2) Amount of Advance: £ \_\_\_\_\_
- (3) Party to which the Advance has been made: \_\_\_\_\_
- (4) Cumulative Total of Advances already made under the said Letter of Authorization, including present Advance: £ \_\_\_\_\_
- Authorized Amount not yet Advanced: £ \_\_\_\_\_
- Total: £ \_\_\_\_\_
- (5) Cumulative Total of Advances already made under the said Project Agreement, including present Advance: £ \_\_\_\_\_

We are sending you herewith enclosed a copy of the Receipt addressed to us from the Supplier to which the Advance has been made.

In confirmation of this Notice, please return to us immediately second copy hereof duly signed by yourself.

13-1029

Yours faithfully,  
for the Overseas Economic Cooperation Fund

\_\_\_\_\_  
(Signature)  
(Title)

.....

Date:

We hereby acknowledge the receipt of this Notice.

for the Government of the Republic of Korea

\_\_\_\_\_  
(Signature)  
(Title)

3) 文書番号 484,p63

もつとも、恩給とか未払給与

とか個人に当然帰属すべきものは返すこととなるべし、しかし、賠償に相当するようなもの例えば金塊等は困ると応じた。柳参



4) 文書番号 506, P197 「次頁以下3頁不開示」のうち2頁開示

8-203

(説明)

A案は、個人請求権に限り、有価証券登録債は朝鮮銀行分を含め、認めない。この場合、船舶については、拿捕漁船との相互放棄が一応考えられる。

B案は、有価証券中、朝鮮銀行の登録債について承継論を適用、韓国分(70%)につき支払を認めた。また、業務者および復員軍人軍属見舞金につき/人当り [ ] (A案では [ ]) を適用した。これ以外に船舶については/万トン程度(一般船舶ならトン当り [ ] となり、漁船ならトン当り [ ] [ ]、いずれも新造船)を ex gratia にて引渡すことも考えられる(但し、拿捕漁船の処遇が問題)

C案は、有価証券についてはA案のごとく現物のみ支払う(a)、但し、終戦当時(昭和20

8-204

年3月末現在)の銀債券の保証準備の朝鮮分(50%)に貨幣価値の変動を考慮に入れる(当時の/ドル/5円を適用)とし、ex gratia として約 [ ] を支払う(b)こととしている。船舶に関しては拿捕漁船との相互放棄が適当かとも考えられる。

~~従って最終的処置は~~

~~中絶した~~

~~従って最終的処置は~~

5) 文書番号 517,p32

の1年分の援助が2億数千ドルだから、それ  
も是々払いのようにしてもいいかと  
いふことになって持出し  
にくい。

韓国側は全部を請求権のように考

え、国内にもそう説明してもかまわない。

P33

(1) 全部を無償経済援助にするか、個人債権は  
請求権として解決するか、いづれがよいか検討する  
必要がある。

6) 文書番号 539,p11 の墨塗りと  
「次頁以下4頁不開示」が開示

この場合、先方が文書を以て提案して  
来るか、賠償的請求を含めて来るか  
どうか、具体的数字を挙げて来るか、  
出方は予想すべくもないが、いかなる出方を  
して来るにせよ、わが方としては、  
先方請求

（議院に提出せしむる）

の全貌を察知することに努め、且つ、わが方の腹案は絶対にこれを秘匿する。

△当日の分科会では、先方提案を聴きおく

程度に止めることは、前記の如くであるが、

先方提案の字句等に関しては、若干の質

問を行い、先方提案の理解に支障ないよう

にしておくことは必要であるから、要すれば、

外務省

先方の説明(があつた場合)終了後、十分程

休憩を要求し、わが方掛代表間で別室に

おいて打合せを行つた上、先方に質問を行う。

この場合、元々論議に引込まれること避けたため、質問も字句を解釈し止む内容には記入しないようにしよう。

三、先方が、その提案を説明した後、又はその

具体的数字等の説明の前に、わが方(対)案の

有無を質問して来た場合は、当日は提出

の準備をしていないと云つて避けるが、但し、

外務省

わが方に対案が全く無いようにとらなくてはなら  
ない。

四、~~わが~~わが方の根本的態度<sup>を</sup>決定<sup>し得</sup>る段階

に至るまでは、わが方対案の内容を<sup>(傾向)</sup>察知せしめ  
ないことが必要であるから、対案の提示を要求

とされた場合にも、わが方請求の項目や数字  
を明かにする前に、請求権問題に関する

討議の背景乃至根拠となるべき理論に  
ついて双方の見解を闡明することを提案し、  
先方が此の提案に乗らなかつた場合でも、  
實際上、理論的問題の討議に誘引し、  
平和条約の四条の解釈論を始めとし、  
請求権及び財産の処理に関する各種の  
国際法上の原則、学説、先例等について十分  
に審議を盡すという方向にリードする。

この場合、先方が、文書を以て提案して来るかどうか、賠償的請求を含めて来るかどうか、具体的数字を挙げて来るかどうか、その出方は予想すべくもないが、いかなる出方をしても来るにせよ、わが方としては、先方請求の全貌を察知することに努め、且つ、わが方の腹案は絶対にこれを秘匿する。

二、当日の分科会では、先方提案を聴きおく程度に止め、ことは前記の如くであるが、先方提案の字句等に関して、若干の質問を行い、先方提案の理解に支障ないようにしておくことは必要であるから、要すれば、先方の説明(があった場合)終了後、十分程休憩を要求し、わが方代表間で別室において打合せも行つた上、先方に質問を行

う。この場合、先方論拠に引込まれるのを避けるため、質問は字句の解釈に止め、内容には立ち入らないようにする。

三、先方が、その提案を説明した後、又はその具体的数字等の説明の前に、わが方が、その提案の有無を質問して来た場合は、当日は提出の準備をしていないと云つて避けるが、但し、わが方に、提案が全く無いようにと云つてはならない。

四、わが方が、根本的態度を決定し得る段階に至るまでは、



わが方提案の内容(傾向)を察知せしめないことが必要であるから、提案の提示を要求された場合にも、わが方請求の項目や数字を明かにする前に、請求権問題に決する討議の背景乃至根拠となるべき理論について双方の見解を同陳することを提案し、先方が此の提案に乗らなかつた場合でも、實際上、理論的問題の討議に誘引し、平和条約条件の解釈論を始めとし、請求権及び財産の処理に關する

各種の国際法上の原則、学説、先例等について、十分に審議を  
 盡すという方向にリードする。

その場合、色々な議論で先方がじりて来て、妥協の  
 色を見せ始めた時期に、わが方の案を出すようにする  
 ことが最も効果的である。(なるべく三月末までには、何

等かの妥協点を見出して、協定に到達することが望ま

しい)

なお、北鮮にある財産の問題は、右の折衝の間にお

いて、問題をおいまい(うやむや)にする手段として利用

することも出来るであろう。

また逆に、本件の折衝を通じて、全般の会談も

初めには有利に導くことも、或程度可能と思われる。

いふにせよ、早急に決定的なものも固めて了うことは、

この段階においては、また、危険且つ不要であるから、

本件交渉に関しては、初期の段階で採ったと同様の

慎重な方針を持續すべきである。即ち――

1. 表面に現れるところは、*wait and see* といふ態

度を採るが、この態度の内面においては、先方代表

国及び本国政府を教

井澤

ようにすべきである。更に詳

細に述べざるは、初期の段階で採用した先方のキの

うちを見る方針を、持続して先方がいかなる点でいかに

なる程度に妥協を申出るかを見ることか、（主眼）折衷である。

交渉におけるイニシアチブを常にわが方で持つてゐるよう

にするためにも、わが方が妥協案を仄めかすようなことは

せず、わが法理論の貫徹をはかりつゝ、先方に妥協の命

望があるならば、法理論の討議と、併行してでも、具体案  
 を提示するように先方を奨ようし、所謂「本音」を吐露せ  
 しめるべきである。法理論で優位を占めてゐる以上、  
 (又、わが方の誠意)  
 交渉遷延の責任を問われるの、これは存心なので、先方が焦  
 れ、焦る程「本音」が出る筈であるから、これを持つのが賢  
 明であらう。

2. 拿捕日本漁船に対する返還請求を今後主張しないこととする点に関し、最近、大蔵省事務当局は、省議を経て反対意見を表明しているが、その要点とこれに対する当省の考え方は次のとおりである。

(1) (大蔵省) 本件請求権の大部分は平和条約発効後韓国の不法行為により発生した私的請求権で、平和条約第4条a項の対象外であり、また、平和条約発効前のものも、第4条b項で認められた軍令33号による没収の対象外であるから、当然韓国に返還および補償を約せしめる必要がある。

(当省) わが方は、従来より、日本漁船が拿捕される度毎に、口上書により補償請求権を留保しており、わが方の立場は明確である。他方、韓国側は、1952年1月「李ライン」を宣布して以来、内外に対し、終始一貫同ラインは国際法上合法的であり、よつて同ラインを侵犯した日本漁船

の拿捕も正当なものであるとの立場をとっているので、その当否は別として、韓国側をして同ラインは遡つて違法であつた旨この際明示的に認めさせることは韓国側の国内政治上殆んど不可能であり、従つて、拿捕日本漁船に対する補償を承知せしめることも実際上は至難と思われる。

- (四) (大蔵省) もし、韓国の不法行為に基づく私的請求権を国が条約により放棄すれば、当然請求権者に対して補償措置を講じなければならぬが、この場合、平和条約の前後で区別することはできず(平和条約前の分についても今回新たに放棄するのであり、かつ、平和条約第4条b項の対象外であるため)、かくして平和条約前の請求権について補償を実施すれば、論理的には他の特別取極地域の請求権を放棄した場合にも当然補償を要することとなり、また、実質的に、他の在韓財産、旧連合国所在財産との不均衡が問題となり、その補償要求を熾烈にする。

(当省) 当省の考えている解決方式は「請求権を放棄する」との表現はとらず、返還請求を今後主張しない」とするものであつて、大蔵省の心配しているような放棄方式ではない。そしてその法律的説明とし

ては外交保護権の放棄であつて、個人が直接請求する権利まで消滅せしめているものではないとの立場をとり、その上で、漁民の実際上の必要を満足するため別途立法措置を講じ拿捕漁船に対し見舞金を支給することにより問題を解決するのが適當と考えられる。

(なお、見舞金支給の方式としては、今回の処理により影響をうける拿捕漁船のみを対象とする立法を行なう方式と、広く他国により不法拿捕された漁船をすべて対象とする立法を行なう方式とが考えられるが、各々長短あり、そのいずれを採るかは、さらに事務的に検討を要する。)

なお、本件を見舞金支給により解決するにしても、それが在韓日本財産ないしその他の在外財産の補償問題に間接的、心理的に波及効果を帯びることはもちろんである。しかし、他方、終戦時韓国にあつた財産と

終戦後マッカーサーライン越境(7隻)ないし李ライン侵犯(17隻)の廉で韓国官憲に拿捕された船舶とはその性格を異にすることも事実であり、この見地から考えれば、後者に対する見舞金支給が直接的、不可避免的に前者の補償を避け難いものになることにはならない。



(4) 〔大蔵省〕 台湾が戦後拿捕撃沈した日本漁船については被害船主団体に補償金を支払うことを約し、実行しつつあるので、韓国の場合をも台湾の場合と同様に処理されるべきである。

〔当省〕 日本漁船が台湾に拿捕されたのは日華平和条約締結時（昭和27年4月28日）前であり、その拿捕理由はすべてマッカーサーライン越境ということであり、かつ、実際の動機は国府軍の中国本土より台湾への撤退作戦に使用するためであつた。このように、韓国の場合と台湾の場合とはその経緯をかなり異にしており、また台湾についてはすでに解決済みでもあるから、韓国の分を必ず台湾と同様に処理しなければならないという主張も非常に強い根拠をもつものではない。

3. 以上の如く、大蔵省事務当局の反対意見も絶対的なものとは認められず、また、大蔵省の一部には韓国側がどうしても返還請求を認めない場合には、むしろ、船舶問題の解決を未解決のまま残しておく方がましであるとの意見もあるようであるが、このような棚上げ方式をとることは、全懸案の一括同時解決という政府の基本方針に反し、政治的にも法律技術的にも至難であると認められる。

6

3. 前記2の処理方針のうち拿捕日本漁船に対する返還請求を今後主張しないこととする点に関し、大蔵省当局は反対意見を表明しているが、外務省としては下記の理由により大蔵省の主張は上記2末段の政治的解決方式を絶対的に排除するだけの根拠はないものと考え

る。

(4) 〔大蔵省〕 本件請求権の大部分は平和条約発効後韓国が不法行為により発生した私的請求権で平和条約第4条a項の対象外であり、また、平和条約発効前のものも第4条b項で認められた軍令33号による没収の対象外であるから、当然韓国に返還および補償を約せしめる必要がある。

(外務省) わが方は、従来より日本漁船が拿捕される度毎に、口上書により補償請求権を齎保しており、わが方の立場は明確である。他方、韓国側は、1952年1月「李ライン」を宣布して以、内外に対し終始一貫同ラインは國際法上合法的でありよつて同ラインを侵犯した日本漁船の拿捕も正当なものであるとの立場をとつてゐるので、それが國際法上不法なものであることが明らかでも韓国側をして同ラインは<sup>溯</sup>つて違法であつた旨をこの顯明示的に認めさせることは韓国側の国内政府<sup>治</sup>上殆んど不可能であり、従つて、拿捕日本漁船に対する補償を承知せしめることも實際問題とし

ては至難である。

- (4) (大蔵省) もし、韓国<sup>①</sup>の不法行為に基づき私的請求権を国が条約により放棄すれば当然請求権者に対して補償措置を講じなければならないが、この場合、平和条約の前後で区別することはできず(平和条約前<sup>②</sup>の分についても今回新たに放棄する<sup>③</sup>であり、かつ、平和条約第4条b項の対象外であるため)、かくして平和条約前の請求権について補償を実施すれば、論理的には他の特別取極地域の請求権を放棄した場合にも当然補償を要することとなり、また、実質的に他の在韓財産、旧連合国所在財産との不均衡が問題となり、その補償要求を熾

烈にする。

(外務省) 当省の考えている解決方式は「請求権を放棄する」との表現はとらず、「返還請求を今後しない」とするものであつて、大蔵省の心配しているような放棄方式ではない。そして、その法律的説明としては、外交保護権の放棄であつて、個人が直接請求する権利まで消滅せしめているものではないとの立場をとり、その上で、漁民の実際上の必要を満足するため別途立法措置を講じ拿捕漁船に対し見舞金<sup>も</sup>支給することにより問題を解決するのが適当と考えられる。

(なお、見舞金支給の方式としては、今

四の処理により影響をうける本捕漁船のみを対象とする立法を行なう方式と、広く他国により不法拿捕された漁船をすべて対象とする立法を行なう方式とが考えられるが、各各長短あり、そのいずれを採るかは、さらに事務的に検討を要する。）

なお、本件を見舞金支給により解決するにしても、それが在韓日本財産ないしその他の在外財産の補償問題に間接的、心理的に波及効果を齎することは否定できない。しかし、他方、発効時韓国にあつた財産や請求権と終戦後マヌカーサーライン越境(ヲ集)ないし李ライン侵犯(ノヲ集)の原で韓国官憲に拿捕された船舶とはその性格

を具にすることも事実であり、この見地から考えれば、後者に対する見舞金支給が直接的、不可避的に前者の補償を避け難いものにするとの懸念も包括的に過ぎる。

(ただしマッカーサーライン越境の夕隻のうち、韓国独立後平和条約~~発効~~前韓国政府の施政権の下で拿捕され未帰還となつてゐる夕隻分については、その他の一般請求権と区別することには問題がある。しいて求むれば船舶請求権は全く別個のものなりと主張せざるを得まいが、それには、拿捕漁船については SCAP 時代から抗議を行い返還を<sup>求</sup>請している経緯からみても、平和条約によつてはじめて特別取極の対象となつた一般請求権とは異なるものであるとの

立場をとれば、大蔵省のおそれる波及の問題は防ぎ得よう。)

- (4) (大蔵省) 台湾が戦後拿捕撃沈した日本漁船については被害船主団体に補償金を支払うことを約し、実行しつつあるので、韓国の場合をも台湾の場合と同様に処理するべきである。

(外務省) 大蔵省の主張は、平和条約発効後の分については今回の一括解決から外し、日華方式でその処理を後日に委ねるということにあると思われるが、それは、今回の日韓交渉全体の基本方針に反する。



(一) 引揚韓元、税関手り金
(二) 鮮銀による正庫金立替払 (終戦前後におきける鮮銀 立替金及び鮮銀、日銀に對する代買越金)
(三) 軍人軍属及び政府関係者等に対する未払給金
(四) 閉鎖機関及び在外会社、残余財産のうち韓元側
(法人及び個人を含む)の持分。

(一) 韓米人の在日銀行予金

(二) 韓米人徴用労働者、在日郵便貯金

(三) 戦傷病、戦没軍人、軍属に對する平康金、年金

(四) 韓米人徴用労働者、在日郵便貯金

(四) 韓米人徴用労働者、在日郵便貯金、死者に對する平康金

金 (未林録果を金)

(五) 恩給

(六) 別給税同様の在外会社同僚以外、有償証書

(但し登録不備の措置、一、研究と要す)



トンの態とを考慮する

(注)左款項目について韓国側より要求ある場

合には韓国に残置せる財産と相殺すべし

ものなる趣旨をもちて対処する

1. 郵便貯金、振替貯金、簡易生命保険及び年

金

2. 在韓日本支店銀行手金

3. 私管保険変付準備金

4. 在韓日本高社、公用その他の対日債権

P6, 特定のものについては支払う用意ある旨提案し  
支払う用意ありとして

P6~7

- 1 引揚韓国人の税関預り金
  - 2 軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与
  - 3 戦傷病、戦歿軍人、軍属に対する弔慰金、年金
  - 4 一般徴用労務者のうち負傷者、死者に対する弔慰金
  - 5 未払恩給
  - 6 閉鎖機関及び在外会社の残余財産のうち、韓人名義で供託
- 1 郵便貯金、振替貯金、簡易生命保険及び年金
  - 2 在韓日本支店銀行預金
  - 3 私営保険責任準備金
  - 4 在韓日本商社、公団その他の対日債権

P16, このため必要と認められる場合に、まずわが方より若干の具体的項目につき支払を行うべきことを提案することは差支えないが、

「次頁以下 3 頁不開示」が 1 頁のみ開示

以上記支払に当つては名目額により支払うこととし、価値保証等は  
全く考慮しないものとする。

次頁以下 2 頁 不開示

11) 文書番号 687,

p6 被徴用韓人に対する未払給与等の支払については考慮の余地がある旨述べた。

次の三項目にわたる外務省案を作成し、大蔵省に計ったところ、これに対し大蔵省は支払可能の項目として(二)のうち 1、2、5 および帰国韓国人一般労務者に対する未払賃金計四億円を挙げてきた。

P7 墨塗りと「次頁不開示」が開示

支払う用意ありとして

- |                            |               |                           |                         |
|----------------------------|---------------|---------------------------|-------------------------|
| 1、郵便貯金、振替貯金、簡易生命保険および年金    | 2、在韓日本支店銀行預金  | 3、私営保険責任準備金               | 4、在韓日本商社、公団その他の対日債権     |
| 与                          |               |                           |                         |
| 6、閉鎖機関および在外会社の残余財産のうち、韓国人名 | 5、未払恩給        | 4、一般徴用労務者のうち負傷者、死者に対する弔慰金 | 3、戦傷病、戦歿軍人、軍属に対する弔慰金、年金 |
| 儀で供託                       |               |                           |                         |
| 2、軍人、軍属および政府関係徴用労務者に対する未払給 | 1、引揚韓国人の税関預り金 |                           |                         |

12) 文書番号 693, p26 墨塗りのままだが日銀行員の名前? 山本弘?

P52 ~ 53

海軍関係についていえば、本年五月末現在で供託済みものは復員者四〇、四一五名、死亡者四、〇八七名で供託金額は二四、七七〇、七二〇円である。供託は本年度をもつて終了の見込である。海軍関係では政令第二二号により供託のスタートが陸軍よりも遅れ、従来一般供託法によつて供託していた分を本政令に移換えた、五月末現在で件数四九、二五二件、金額にして五三、四〇三、九八〇円が供託された。本年度中に供託を予定されるものは三五〇件約七十万円であり、来年度に三千件位が持越される。



## 要綱 6 に対する方針案 (未定稿)

昭 3 7. 3. 8  
条約局法規課

### 1. 要綱 6 に対する基本方針

わが方の基本方針は下記の 4 項目を主要な内容とするのが適当と考えられる。

(1) 在日韓人 (法的地位に関する協定において認められるもの) を除くすべての韓国人の日本政府及び日本人に対する私的請求権は、本請求権解決によつて一切解決済みとする。

### (2) (韓国側が相互放棄を要求する場合)

平和条約第 4 条 b 項の解釈の確認 (it is understood 方式) の規定をおき、韓国側に対しては実際上はこの規定によつて韓国側全面放棄とほぼ同一の結果になる旨の説明を行なう。

(3) 一般的に時効の進行停止の措置をとることは認めない。

(注ノ) 国交正常化まで時効の進行を停止することは、多くの請求権に関して既に完成した時効の効果を否認する結果となるから、一種の財産権没収として補償問題に発展する惧れがある。したがって条約中に特別立法措置を講ずることなく、民法第161条その他関連法原則上の判断は裁判所の認定に委ねるのが適当である。

(4) 以上に対する例外として次にかかげる請求権を存続せしめ、これについては債権者による時効の援用を行なわない。

(注ノ) 時効援用の排除の方式としては、(1)

立法措置による方式（ただし上記(3)の（注ノ）に述べる問題がある）(2)行政的措置により債務者の自発的支払を求める方式(3)債務者に債務を確認せしめる方式(4)債務者の支払意見を確認する書簡を請求権協定の付属文書とする方式などが考えられる。

#### 存続請求権

(1) 閉鎖機関、在外会社の在日財産清算に伴う在鮮韓国人株主（本来の株主に限る）に対する残余財産分配分の請求

権

(2) 生命保険準備金に対する在鮮韓国人の請求権

(3) 無記名有価証券類（社債株式を含む）

に対する在鮮韓国人の請求権（現物呈示を条件とする）

（注 2）無記名株式については株主権は時効の対象とならず、また軍令第 33 号により没収されたものを排除することも実際上不可能であつて、協定上除外例としなくとも現物呈示によりすべて完全な権利を認めざるをえないものと思われるが協定上は一括して上記例外中に含ませて説明してさしつかえないであろう。）

（四）平和条約発効後発生した私人間請求権

（注 3）平和条約第 4 条 a 項の解釈上、同条約発効時現在で同条に該当する財産及び請求権が爾後の特別取極の主題となると考えられるから同条約発効以後発生した

請求権を放棄の除外例とすることには問題がないが同条約発効前の請求権の中存続を要するものがありうるので

(I) 軍令第33号公布以後発生した請求

権

(II) 日韓貿易再開以後発生した請求権

などの代案も考えうる。

という名

儀でもあるが、実質的には、一般請求権の問題のみならず、船舶小委員会でもとりあげられている韓国漁船、韓国水域船のような様々な問題（(5)に述べ登如く有効な請求権と認め難い点はさておいても）も含めて、一切の韓国請求権の問題を解決するためになされるものである。

したがって、韓国側は、一切の請求権は、日本からの供与をもつて満足せしめられたというべきであり、実質的に

P4

だ捕漁船について補償を考へることは、将来締結さるべき中露、ソ連との間の平和条約においても、在支、在満、在樺太財産等について補償を考へるということに繋がり、このことは、さらに、従来補償の義務なしとしてきた桑港平和条約等において放棄された在外財産の問題にまでさかのぼつて波及することになるであろう。

( 将来、漁

業問題が完全に妥結する見通しが確実となつた場合には、漁業センター設立、技術研修生の受入れ、技術専門家の派遣等につき、例えば10億円程度を3億ドルの枠外で供与することを政治的に考慮することも一案であるが、現段階においてはこの点には触れないのが適当である。)

P5 墨塗りと「次頁不開示」が開示

なお、将来、漁

12/17/2010

業問題が完全に妥結する見通しが確実となつた場合には、本年3月の対ビルマ経済開発借款に関する交換公文方式に準じ、例えば「5年間2500万ドルの民間信用供与を日本政府として関係法合の範囲内で容易にし、かつ、促進するものとする」との趣旨を書き物で約束することを政治的に考慮す

が、墨塗りの部分で隠されている海軍軍需品の伝交は

ることも一案であるが、現段階においてはここまで言及しないのが適当である。)

本件民間信用供与の総額及び年次別供  
与額については、<sup>意を平定して、</sup>子債ドクの無債供与を  
担保にするとの了解（非公表でもよい）  
の下に、今後の断合いで合意することと  
したい。なお、利率、償還期限等の条件  
については、各債の契約毎に決定される  
ものとする。



16) 文書番号 1043, p1 の墨塗りと「次頁不開示」が開示

之んため、従来合談不成立の主要な原因  
とふつた請ね権に因す。我方従前の解釈を  
角考し、桑塔平和條約第四條B項は、素直  
に米側と同様に解し、我方請ね権<sup>の存在</sup>を  
認め、<sup>の対日請ね権</sup>  
同時に韓半島側をも抑止せしめしことと  
す。

心本末

弱は徳を和するの如きB項は率直に解す

小は我々の情を梳はよく強は之を直

張するに申しともえ、相手方は轉曲他の

あくよの如の起す者未だ之ありなきあり

心（本末）の如くB項は解すれば情を梳

本に記す  
 推定  
 其は正格な格付を有する  
 子回すのの 寛性との関係補償等の  
 題も他の一般に合子に於ける財産と同  
 様に扱われるものとあり、且内的処理も  
 著しく容易とありとあり。

(4) 左様日本財産の朝鮮財産の割合  
 朝鮮 15.0% 日本 85.0%  
 合計 100.0%  
 推定 15.0% 100.0%

は朝鮮全財産の割合にあり

「日本は在韓金財産及び請求権を放棄するが、韓国の放棄すべきものは、左の諸項目以外の対日請求権である。本般項目については、日本側に道義的責任があるので、特別の考慮を払うことが必要であると認められる。

(1) 終戦以前から引つづき日本に居住している韓国人の私有財産

(2) 世襲的文化財

(3) 軍人、軍属に対する未払給与

(4) 徴用韓人未払金

(5) 戦死者弔慰金

(6) 慰給

向うの

手取のうち、恩給、郵便貯金、遺族控、不慮金、尋大衆の關係のあるもの

船舶の提供品も削り出すよりよい。二水手の場合による出しうる

よう大巾を減解とておく方がよい。外務省とて、請ね取放棄の場合

の国内の減解とておかない方が言議がやり易い。

ただし、韓国側が請求権の一部として主張していた次の諸項目については、その性質に鑑み、ある程度が方において考慮を払うこととする。

- 1 世襲的文化財（古書籍、美術品等）
- 2 軍人、軍属に対する未払給与金
- 3 徴用韓人未払給与金
- 4 戦死者弔慰金
- 5 恩給
- 6 簡易生命保険
- 7 郵便貯金

但し、韓人徴用者、軍人軍属に対する未払給与金、戦死者弔慰金、恩給等の支払及び韓国より渡来の文化財（古書籍、古美術品等）についてはその性質と政治的影響を考へ特別の考慮を払うこととする。

「宗教団体又は私的慈善団体に属し、且つ、もつぱら宗教又は慈善の目的に使用した財産。」

ただしこれ等の財産で相手国の管理の下におかれているものは、その保存又は管理のために要した合理的な費用が支払われることを条件として返還しなればならない。これらの財産が清算されている時はその売得金を返還しなればならない。

宗教団体又は私的慈善団体に属し、且つ、もつぱら宗教又は慈善の目的に使用する財産。これらの財産で相手国の管理に服しているものは、その保存又は管理のために要した合理的な費用が支払われることを条件として返還する。清算されているときは、その売得金を返還する。

日本国は、前記第一条の規定にかかわらず次のものは別に制定される日本国の法令に従つてこれを支払う。

(1) 千九百四十五年九月二日前に日本国の軍隊の構成員であつた韓人の勤務に関する給与、軍事郵便貯金及び戦傷病者、戦没者に対する補償。

(2) 千九百三十八年の国家総動員法に基いて徴用され又は総動員業務につき協力を命ぜられた韓人及び日本国の陸軍及び海軍の要請に基いて戦斗に参加した韓人のそれぞれの勤務に関する給与及び戦傷病者、戦没者に対する補償。

(3) 日本国の領域において預入れられた郵便貯金並びに契約された簡易生命保険及び郵便年金（未經過保険料及び年金を含む）。

(4) 恩給。但し總理府恩給局長裁定の國庫支辨のものに限る。



## 日本国政府

は、別表第一に掲げる船舶の噸數、船令及び船型に概ね等しい船舶を購入の上、大韓民国に贈与し、さらに日本国が大韓民国に貸与していた別表第二に掲げる五隻の日本船舶を大韓民国に贈与し、大韓民国政府は、現在大韓民国に拿捕抑留されている別表第三に掲げる一三隻の日本漁船を日本国に返還し、もつて、(大韓民国に他の理

(4) 日本陸海軍に属した韓人及び國家總動員法によつて徵用され  
た韓人に対する給与その他の未払金で日本の法令に従つて支

払われるもの

(5) 戦前の職務により日本の恩給を受ける権利のある韓人に対す  
る恩給で日本の法令に従つて支払われるもの

(6) 戦後日本から引揚船籍国した韓人からの税関預かり金

「ただし、次の項目については関係韓国人の既得の権利を認める  
こととする。

(1) 陸海軍に属した韓国人及び一般徴用韓人の未払給与金等

(2) 戦後日本から引揚帰国した韓人からの税関預かり金

(3) 戦前の勤務により日本の恩給を受ける権利のある韓人に対する恩給で日本の法令に従って支払われるもの

次のものは前記一の放棄の例外とする。

(一) 日本陸海軍に属した韓人及び国家總動員法によつて徴用された韓人に対する給与その他の未払金で日本の法令に従つて支払われるもの

(二) 戦前の勤務により日本の恩給を受ける権利のある韓人に対する恩給で日本の法令に従つて支払われるもの

(三) 戦後日本から引揚帰国した韓人からの税関預かり金

3.8 度線以北の韓国側領域の部分に対する日本側請求権

南北統一の際まで棚上げにする。(国会より、懸案一括解決にあるとの批判あるべきも、例外的事項として押返す)

P184 「次頁以下2頁不開示」が開示

12-184
申入れと 対談
(2) 大蔵省の <del>立場と日韓会談</del> の推移
(1) 大蔵省の申入れ
大蔵省は請求権問題が性急な日韓交渉により解決されることを警戒していた。
これについて、当時の大蔵省理財局外債課長 窪美謙二氏は「日韓会談における請求権問題について」の中で次のとおり述べている。
「私共としては大平・金了解はその他の問題が何も解決していないのに経済協力の先取られであり、その後の韓国とのいわゆる広い意味の請求権交渉は韓国側から大平・金了解の経済協力をもつと具体的にはつきりせよという要求であつた。片方では漁業交渉が <del>一方向</del> <sup>一向</sup> にらちがあかないのに経済協力の話を進めると自体がまた先取

られを積み重ねることになるし、これでは具合が悪いという配慮から他の懸案の見通しがつくまでは交渉に入るべきでないと考えていた。むしろ当方としては請求権交渉を始めるならば、まず大平・金了解の内容を両国の間で再確認し合致させることが先決であると考え、

3月5日に外務省に次のとおり伝えていた。

40年3月5日付

佐竹大蔵省理財局長宛 外務省アジア局長あて

第7次日韓全面会談における  
請求権委員会について

請求権委員会に関する当省の態度は下記のとおりであり、現段階において請求権委員会の開催に応じることは適当でないと考える。

記

1. 日本政府はいわゆる大平・金了解による経済協力供与の随伴的な結果として、韓国側の請求権問題は一切消滅すべきものであるとし

ている。しかるに韓国側は、その後においてもいわゆる船舶請求権及び文化財請求権は、別途これを請求する旨の主張を行なっている。また、大平・金了解の経済協力の内容等についても重大な意見の相異がみられる。

このように、大平・金了解の基本線及びその内容について重大な見解の相異を残したまま請求権委員会を開催することは適当でない。まず、より高次の会合たとえば首席代表会合において、わが方の立場を韓国側に確認させる必要がある。

2 請求権委員会の開催の時期等については、上記首席代表会合等における基本的な問題の調整が行なわれた後、農相会談等における漁業問題特に拿捕漁船に関するわが方の請求権問題の討議状況等を勘案して検討することとしたい。」

P220 この表現に対して大蔵省側ではきわめて不安に思っていた。

P221 私ども大蔵省としては『具体的に韓国側要求の請求権を消すことにしないと具合が悪い』と主張しなければならなかった。

全部を含むと韓国側が従来主張していたことに着目し、それを引用して何事か文章をひねれば全部消えることのできるつもりがあつた。

蔵省としては、従来から請求権の方ははつきりきめられないままほつぽらかされ、今度も経済協力の方だけをとられるのは具合が悪いし、それに韓国側はいろんな請求権がまだあ

るのだという顔を現にしていたから、それでは困る。韓国側請求権が全く<sup>な</sup>無くなることがイニシアル文章で明らかにならねばならぬと

P224

大蔵当局はとくにこの8項目の解

消されるべき旨一札とつておくことを強硬に主張し、これが入れられなければ合意事項の閣議決定に印をおさないとまで主張した。そ



23) 文書番号 1223, p5~6

そこで柄田課長より、決算表については昭和 / 8 年 / / 月分まで、日計表については昭和 20 年 / 0 月中旬までの受領を確認し、日本側数値も送付されたこれら「決算表」と「日計表」によつて算出したものである（昭和 / 8 年 / / 月末までは決算表、その後は日計表の集計による）。決算表は

これを人口

比例、口座数および過去の実績等を考慮しながら区別し、試算してみてはどうかと述べたのに対し、柄田課長はこれを了承した。

P10 の墨塗りと「次頁不開示」が開示

柄田課長より、われわれは郵便貯金関係についていそいで集計し、残高をだしたが人口比例、口座数、過去の実績で、日本人・韓国人に区別するのは如何かということになり、今日は郵便貯金、振替貯金、郵便為替の総体的な数とこれまで朝鮮から引揚げた日本人に支払つた額の集計である、日本人に支払つた金額が非常に多く、また、総額はさきに韓国側から示された額とあまり開きがないということが分つたと答えた。

ろうと述べるとともに、総体的数字は何日までのものであるかと尋ねたので、柄田課長より、昭和20年9月15日現在であるが、当時の日計表が数日間一諸になつていた関係上、15日現在の正確な数字がでないので、9月分の日計表をすべて合計し、それを2で割つたものであると答えた。

P11 他の墨塗りと「次頁以下3頁不開示」は不開示のまま

り 李代表より、今後日本側で人口数、口座数等により、日本人、韓国人に区別する試算を行う考えがあるかと尋ねたのに対し、柄田課長は、試算してみようと思つている。しかしそれはあくまでも試算であり、最終的な数字とはならないと答えたところ、李代表は、お互

P23~24

次に、郵便貯金の日本人・韓国人に区別する試算問題に入り、柄田課長より、9月末日の現在高は約120,218万(うち特別すえ置貯金2420万円)であり、これから朝鮮地域からの引揚げ日本人に支払つた額93,220万円(昭和20年10月1日以降日本人への支払済高93,717万円から、昭和20年10月1日以降朝鮮地域で取り扱われた日本人の貯金預払額の差額497万円を差引いたもの)を差引くと、約27,000万円しか残らず、またこの残額にはまだ日本人の分が含まれており、これを考えると韓国人分は非常に少なくなるので、如何かと思つたと述べた。これに対し

李代表は日本側の趣旨はよく了解したと述べた。

- (3) 李代表より、日本側資料2の昭和20年10月1日以降、日本人引揚者に支払つた93,717万円の月別あるいは年別支払額が分れば、その資料をいただきたい、また、その支払額のうち全払はいくらであるかと尋ねたので、柄田課長は、月別支払額は分

るかも知れない、全払額は668,661千円であると答えた。金洛天課長より最近の全払通帳を見せてもらいたいと述べたのに対し、柄田課長は確答を避けた。

李代表より引揚者の貯金払戻しに関してどのような措置が講じられたかと尋ねたので、大野事務官より、軍事郵便貯金はS G A P I Nにもとづき、昭和20年10月大蔵省令第88号で、当時の外国為替管理法を停止し、海外取引を全部ストップした、その後昭和21年初頭大蔵省告示394号で、1人1,000円までの払戻しが許され、昭和23年6月には昭和20年8月15日以前の預入金は全額支払、それ以後のものは1,000円から1,500円引出許可となり、昭和29年5月に「軍事郵便貯金等特別処理法」により全面解除された、また、外地郵便貯金は、大蔵省の告示により当初は500円であつたが、昭和23年6月に、

P25

昭和20年9月30日以前に預入したものは全額、それ以後のものは支払停止した、その後昭和29年5月に解除され、預入地域別に(韓国の場合/対1.5の比率)適当に換算され、払戻されることとなつたと説明したところ、李代表より、今説明された事柄をメモにして頂きたいと述べたので、日本側はできるだけ早くお渡しできるようにすると答えた。

P42 郵便貯金の110万口数は

P43 墨塗りと「次頁不開示」が開示

**郵便貯金 93,717 万円**

計算してみると、9月15日残高から日本人引揚者に支払った93,000万円を引くと1,9000万円残るが、払戻した日本人の/口座平均は850円となり、残り全部を韓国としても韓国人/口座平均は13円となる。これは常識から考えておかしい。昭和19年日本内地の/口座平均も100円位であるにもかかわらず、在韓日本人の分のみこのように異常に高い数字になるという事についてわれわれは疑問に思う。日本側で93,000万円という数字をさらによく調べる余地はないかと尋ねたのに対し、鞆田課長はこの数値は間違いない、日本人引揚者に支払ったことは動かせない事実であると答えた。

24) 文書番号 1224,p6

13年に400人、14年に600人、15年に3000人、16年に3000人、17年に4400人、18年に4400人が志願入隊し、19年からは徴兵令が実施され毎年5万人ずつ召集されたが、昭和20年には、そのうち6~7割しか入隊していない。これら全部を合計しても約12万にしかならず、韓国側の提出した数字はこの意

P29 38

度線以北の分については既裁定、未裁定分ともに一定の割合で推定を行なっていると述べた。

P54 日本側の計算

では、南鮮地区の韓国人契約者に対応する分としては、その一割程度であり、会社数も18社となつている、要綱6で一括して

25) 文書番号 1234,p42

なお、昭和28年10月、外務省情報文化局長談の形式をもつて、在韓日本私有財産は120ないし140億円に達すると述べたことがあるが、

3 連合国最高司令部の推計によると、在韓日本財産は三二七  
 五五五、四二二ドルであるが、一九四八年九月の米韓協定で韓  
 国に移譲されたものは六八二、二三九、九五六ドルであつて大差が

問1 一九五三年十一月の外務省情報文化局発行の「世界の動き」  
 特集号には、日本が韓国から受け取るべき額を約一四〇億円と  
 しているが、米国の試算（二、二七五、五三五、四二二ドル）  
 及び米韓協定により韓国に移譲された額（六八二、二三九、九  
 三六ドル）を一ドル一五円で換算しても相当の差異がある。ど  
 う思ふか。

答 一ドル十五円として、米国の推計額は約三四一億円、米国か  
 ら韓国に移譲された額は一〇二億円と換算されるが、米国の推  
 計額は信憑性の少ない資料によつたものであり、一方、米国か  
 ら韓国に移譲されたものはその評価方法等について必ずしも明  
 らかでないので、それをそのまま受け取ることとはどうかと思は



(三) 前記特支のしきりしん 左記七個人の証憑書類確認の上

まねう用意ありしに提出する。

128  
引揚韓正人、後岡松り全

2 軍人軍属及び政府関係者用方務者に対する未払

給付

3 戦傷病戦没軍人軍属に対する未払金

4 一般勤労者若しくは負傷者、死者に対する未払金





餘計手交以外、~~二~~ト~~ク~~夫~~ノ~~人~~ノ~~利用~~ヲ~~爲~~ス~~。

1. <sup>26</sup>郵便貯金、振替貯金、簡易生命保険、及び年金

2. 在韓日本銀行預金

3. 和光保険責任準備金

4. 在韓日本商社、公團その他<sup>ノ</sup>対口債権

2. 上記諸先例を参照し、日韓間の特殊事情を考慮するに、日韓請求権問題の解決方策として次のようなものが示された。
(なお、公稱とは、「純支拂額 プラス 累積債権放棄」をいう)
A 案 (公稱 3億ドル)
○ 請求権処理及び 経済技術協力(無償)
2億 5427万ドル (昭和1年 5,427万ドル 昭和4年 5,000万ドル)
○ 累積債権放棄
4572万ドル余 # 45,729,398.08
△ 経済開発借款
2億 5000万ドル (5年向)
B 案 (公稱 3億 4572万ドル)
○ 請求権処理及び 経済技術協力(無償)
3億ドル (昭和1年 1億ドル 昭和4年 5,000万ドル)
○ 累積債権放棄
4572万ドル余
△ 経済開発借款
2億 5000万ドル (5年向)
(もしくは、これを更に増額)

文書番号 1360, P3 「次頁不開示」が開示

債収	4572.9398.08	
請求収 0W 経済技術協力		
2億 5427万ドル	共印	5427万ドル
累積値お放+	2-5	5000万ドル
4572万ドル余		
(計 5億ドル)		
借入	2億 5000万ドル	5年平均 5000万ドル

27) 文書番号 1363,p4 対韓請求額 700 億円

28) 文書番号 1367 p1 「次頁不開示」が開示

(注)

(金) / 8 405円 (日銀買入価格)  
(IMF 価格)

249 兆は 100.845 百万円

(銀) / 8 11円 (時価)

47 兆は 7.37 百万円

P2 の保証があれば支払い得る

P3 現物の提示があれば支払う。

従って個人請求を基礎とする支払いは行わざるを得ない。

P4~5 支払うのが本当だと思うし、支払えば要綱3のわが方の立場をきょうかすることともなろう。

支払う。それ以前  
の分についてはたとい許可がなくとも支払  
う理由なし。事実上支払うべきものは皆無  
に近い筈。

「事実上支払うべきものは皆無に近い」というのも凄い表現!!!

P6

朝鮮軍の支出分については考慮しても良  
いのではないか。

P10

Vesting Decree によつて取得したものを  
含まない限り、現物の提示があれば支払  
うべきであろう。

P10~11

現物の提示があれば支払うべきであろ  
う。但し、儲備券、満銀券など日本の通  
貨でないものは支払わない。

支払うべきであろう。  
韓国人の分について支払う。  
韓国人の分を支払う。

P11~12 供託済みの分は支払う。

日本人徴用労働者に対する給付と同じ  
処遇を与える。

○安川 「個人のクレームの部分が多いということだが、これを個人に支払うということになると韓国政府は benefit を受けなし、経済建設のための資金を得ることはできないのではないか。」

○ト部 「わが方としては、個人のものは個人に支払いたいと思つている。しかし、韓国政府としては外貨又はこれに代る意味での日本の資本財が入つて行くわけで、この資本財を払下げて、個人への支払いの資金をつくれれば良いように思う。

また、個人のものは個人に支払うという考え方は、最後まで貧きとおし得ず、結局支払いを韓国政府に委すことになるかも知れない。そのときは、在日朝鮮人の扱い方につき韓国側との間でよく話し合つて置く必要がある。」

30) 文書番号 1373, P10 「次頁不開示」が開示

- 注
1. 地金は国内<sup>買入</sup>多価額、IMF価額と6.11  
12 405月より用額、ドルと換算  
地銀は 12月より換算
  2. 用債箱のドル換算レートは 韓国側の主張  
である終戦直後の 1ドル=15円  
を使用
  3. ドル債箱の用額算出は 1ドル360円を使用
  4. 用債箱に關し、1ドル360円レートを使用すれば  
は 2,565万ドル となり、ドル合計額は  
678.65百万ドル となる。

31) 文書番号 1397,p79 「次頁以下 75 頁不開示」が開示

大韓民国と日本海外経済協力基金間の

基本借款契約

(案)

借款金額：US\$ 200,000,000

契約日時：1965年 月 日



## 目 次

頁

### 前 文

第一章	借款	
第1.1条	借款	
第1.2条	事業計画	
第1.3条	借款金額	
第二章	利子及償還条件	
第2.1条	利子	
第2.2条	償還	
第2.3条	支払方法及場所	
第2.4条	先払	
第三章	先行条件	
第3.1条	先行条件	
第3.2条	先行条件履行期間	
第四章	借款金の貸出	
第4.1条	借款金貸出の様式	
第4.2条	支払授權書の発行	
第4.3条	借款金貸出の返済期限	
第五章	事業計画合意書	

第 5.1 条 事業計画合意書 頁

第六章 其他

第 6.1 条 有効日時

第 6.2 条 代表者の指名

第 6.3 条 通信

第 6.4 条 海上輸送

第 6.5 条 購買

第 6.6 条 償還計画表

附号

大韓民国と日本海外経済協力基金間

の

事業計画合意書 (案)

所要外貨：US \$

合意日時： 年 月 日

## 目 次

	前 文	頁
第一章	事業計画	
第 1.1 条	事業計画の概要	
第 1.01 条	事業名	
第 1.02 条	事業主	
第 1.03 条	事業の目的	
第 1.04 条	立地	
第 1.05 条	所要外資	
第 1.06 条	所要内資	
第 1.07 条		
第二章	資金調達計画	
第 2.1 条	所要外資の調達計画	
第 2.2 条	所要内資の調達計画	
第三章	経済的適格性	
第 3.1 条	経済開発計画との関連性	
第 3.2 条	市場性	
第 3.3 条	原料及輸送事情	
第四章	技術的適格性	

		頁
第4.1条	技術調査	
第4.2条	技術資料	
第4.3条	技術用役調達	
第五章	支払条項	
第5.1条	支払条項	
第六章	貸出	
第6.1条	借入金貸出の様式	
第6.2条	支払授權書	
第6.3条	借入金貸出の要請期限	
第七章	其他	
第7.1条	発効日	
第7.2条	代表者の指名	
第7.3条	通信	
第7.4条	海上輸送	
第7.5条		
附 録	減価償却表	

日本国の海外経済協力基金と大韓民国政府

との間の

借 款 契 約

1965年6月22日

1965年6月22日付で日本国および大韓民国両政府間に締結された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」第1条(b)ならびにその付属文書に定める貸付に関する海外経済協力基金(以下「基金」という。)と大韓民国政府(以下「借主」という。)との間の1965年6月22日付  
借款契約

(貸付金額)

第1条

(1) 「基金」は、「借主」に対し、この借款契約およびこれに付随する約定(以下「借款契約」という。)の条件にもとづき、現在において七百二十億日本円(¥720,000,000,000)に換算される二億合衆国ドル(U.S.\$200,000,000)に等しい円の額に達するまでの貸付を、頭書協定の効力発生の日から10年の期間内に、行なうことを約諾する。

ただし、貸出の累計額がこの限度に達したときは新たな貸出は行なわない。

(2) 「借款契約」にもとづく貸出は、合理的な程度に各年均等に配

分して行なうものとする。

- (2) 第1項に規定する円貨貸出額のドル相当額の算定は、日本国政府が正式に決定し、かつ、国際通貨基金が同意した日本円の合衆国ドルに対する平価で、第3条に規定される各事業計画合意書の調印日に適用されているものによるものとする。

(貸付金の使途)

## 第2条

「借主」は、この貸付金を日本国民または日本国の法人である供給者（以下「供給者」という。）と大韓民国の輸入者（以下「輸入者」という。）との間に結ばれる購買契約（以下「購買契約」という。）にしたがつて、次条に規定される事業計画の達成のために必要とされる日本国の生産物および日本人の役務の購入のために使用するものとする。

(事業計画合意書)

## 第3条

- (1) 「借主」は、「基金」に対し、貸付が行なわれるべき事業計画の実施計画を提出し、当該事業計画が経済的および技術的に実施

可能であることおよび海外経済協力基金法にもとづく貸付の対象として適当であることについて、「基金」の同意を求めるものとする。

- (2) 前項の事業計画について「基金」と「借主」が合意した場合は、「基金」と「借主」は、日本国東京都において、事業別に事業計画合意書（書式別添ノ）に調印するものとする。

（「購買契約」の認証）

#### 第4条

- (1) 「供給者」と「輸入者」との間にこの貸付を受けるに適當な「購買契約」が締結されるつど、「借主」は、「基金」に対し、当該契約書の確認済写および「基金」の必要とする書類を提出し、「基金」の認証を求めるものとする。
- (2) 前項により認証された「購買契約」の内容に変更が生ずる場合は、「借主」は、事前に書面で「基金」に通知するものとする。
- ただし、当該契約の内容に重大な変更が生ずる場合には、「基金」の同意を必要とする。

（貸出の方法）

## 第5条

- (1) 「借主」は、「購買契約」の認証の通知を受領しだい、「基金」に対し、不変支払授権書（書式別添2）を交付し、同時に「供給者」に対しその写を交付するものとする。「基金」は、認証のうち、「借主」に受領のむね通知する。
- (2) 前項に規定する支払授権書により、「借主」は、「基金」に対し、当該授権書に記載された金額の限度内において、当該授権書に記載された支払条件にしたがい、「供給者」の提出する受領書および当該授権書に記載されるその他の書類と引き換えに「供給者」に資金交付を行ない、当該金額を「基金」に開設される「借主」名義勘定に借記することを授権するものとする。
- ただし、「借主」が「供給者」の書面による同意書を添付して、「供給者」に対する支払の保留を「基金」に書面により申し入れたときは、「基金」は、その支払を保留するものとする。
- (3) 「借主」は、「基金」が支払授権書にしたがい、「供給者」に資金交付を行なったつど、「基金」から「借款契約」にもとづく貸出を受けたものとみなされる。



- (4) 「基金」は、「借款契約」にもとづく貸出を実行したつど、「借主」に対し、貸出実行通知書（書式別添3）2通を送付するものとする。「借主」は、うち1通に受領の表示をして「基金」に返送するものとする。

（元本返済の方法）

#### 第6条

- (1) 「借款契約」にもとづく貸付金元本は、各事業計画合意書調印日の6か月後の日から起算し、7年の据置期間満了の日を第1回賦払日とする14回の継続した均等年賦払で返済されるものとする。ただし、各回の賦払額計算上生ずる十万日本円（ $\$100,000$ ）の端数金額は、第1回の賦払額に加算して各回の賦払額を決定するものとする。
- (2) 「借主」が事業計画合意書の貸付限度額まで借り入れなかつた場合は、貸付限度額と実際貸出額の差額は、最終賦払額から差し引くものとする。なお残額があるときは、返済期限の逆の順序により差し引くものとする。
- (3) 「借主」は、「基金」が承諾した場合は、繰り上げて貸付金の

返済を行なうことができる。

- (4) 償還期間を延長することにつき、両国政府間の合意があつたときは、「基金」と「借主」は、返済期限を延長することについて協議するものとする。

(利息およびその支払方法)

#### 第7条

- (1) 「借主」は、「借款契約」にもとづいて交付された各事業ごとの貸付金元本の随時の残高に対して、年3.5%の割合で計算された利息を、本条第3項に定める利払日ごとに支払うものとする。
- (2) 利息の計算期間は、事業計画合意書の調印日を始期とする6か月間およびそれに続く6か月間ごととする。
- (3) 利払日は、各事業に対する貸出の実行中においては、利息計算期間の終期の翌日から1か月後の日とし、当該事業に対する貸出の完了後は、利息計算期間の終期の翌日とする。なお、各事業にかかわる第1回の利払は、「基金」による当該事業に対する貸出が実行されたのちに行なわれるものとする。
- (4) 利息の計算においてその期間が6か月に満たない場合は、1年365日の日割計算法による。その期間が6か月単位で端数がな

い場合は、1年を基準として計算する。

(元利金の支払場所および支払通貨)

#### 第8条

「借款契約」による貸付金の元本、利息、もしある場合、その他の諸費用の支払場所は、日本国東京都千代田区にある「基金」の事務所とし、その支払通貨は、交換可能な日本円とする。

(「基金」の救済手段)

#### 第9条

下記の各号の一つに該当する場合には、「基金」は、「借主」に対し、書面による通知をもつて、その事業計画に対する貸出を停止し、または終止することができ、もしくは期限の利益を失わせめることができる。

- (a) 「借主」が、「借款契約」の条項に違反した場合
- (b) 「購買契約」の破棄または第3条に規定される事業の完成または遂行が不可能となるか、もしくは著るしく困難となる事態が発生した場合

(期限後の支払)

#### 第10条

「借主」が第6条および第7条に定める貸付金元本および利息を、それぞれの支払の期限までに支払わなかつた場合、「借主」は、「基金」に対し、支払を要する金額につき、当該期日からその実際の支払日の前日まで、年5.5%の割合で計算された延滞利息を支払うものとする。

(権利不行使)

#### 第11条

「基金」による、「借款契約」にもとづく権利の不行使または遅延は、当該権利の放棄の効果を生ぜず、また、それらの権利のいずれか一つのまたは部分的な行使は、当該権利のその他のまたは将来の行使、もしくはその他の権利の行使を妨げるものではない。

(「借主」の義務の不免責)

#### 第12条

「購買契約」の実施上生ずる苦情および紛争は、当事者間において解決するものとする。

かかる苦情および紛争は、本貸付金にかかわる「借主」の義務をなんら免責するものではない。

(費用の負担)

第13条

- (1) 「借主」は、「借款契約」の作成ならびに「借款契約」にもとづく貸付金債権の管理に関する「基金」の通常の事務経費以外の費用を、「基金」の請求により支払う。
- (2) 貸付の実行、元本の返済および利息の支払に関して徴収されることがある銀行の手数料および経費は、もしある場合は、「借主」または「輸入者」により負担される。

(仲裁)

第14条

- (1) 「借款契約」から生ずるあらゆる両当事者間の紛争、論議、一方の当事者から他方に対する苦情、両当事者間の意見の相違（以下「紛争」という。）は、「基金」、「借主」ならびに両国政府で構成され、日本国東京都で開催される委員会において協議して解決に努力するものとする。
- (2) (a)前項の委員会が一方の当事者からの開催要請にもかかわらず、その後60日以内に実際に開催されなかつたとき、または(b)前記

期間内に開催されたにもかかわらず、最初の会合の日から90日以内に合意に達しえなかつたとき、または(c)前項の委員会において合意に達したにもかかわらず、当該合意を義務者がその後60日以内に履行しなかつたときは、「基金」または「借主」は、「基金」と「借主」との間で別に協定される仲裁規則の定めるところにより、「紛争」および上記(c)の場合の義務者に対する履行の請求を、仲裁裁判所による仲裁に付託できるものとする。

- (3) 「借款契約」の両当事者は、前項の仲裁規則のすべての条項を承諾し、この規則が「借款契約」と一体をなすことをここに確認する。

(委任状および署名鑑)

#### 第15条

- (1) 「借主」は、「基金」に対し、次の書類を提出するものとする。
- (a) 「借款契約」を作成調印する権限を特定の官職にある者に付与したむねの委任状
- (b) 前号の特定の官職にある者の署名鑑で、大韓民国政府の外務部長官の認証したもの

- / /
- (2) 前項の書類に記載された事項に変更が生じた場合は、「借主」は、すみやかに書面をもつて「基金」に通知し、新任の者に対する委任状およびその者の署名鑑を提出するものとする。

(法律意見書)

#### 第16条

「借主」は、「基金」に対し、次の事項を内容とする大韓民国政府の法務部長官の作成する法律意見書を提出するものとする。

- (a) 「借主」は、大韓民国の法律にもとづいて、合法的に「基金」から借款を受けることができるものであること
- (b) 大韓民国政府の経済企画院長官は、大韓民国の行政組織法上、大韓民国政府を代表して、「借款契約」の当事者となるものであること
- (c) 「借主」が「借款契約」の条項にしたがって負担した債務は、有効、かつ、拘束力のある大韓民国の債務となるものであること

(借款契約の発効)

#### 第17条

- (1) この借款契約の発効には、次の条件を必要とする。
- (a) 日本国および大韓民国の両国会において調査協定の批准が行なわれ、批准書の交換が完了していること
  - (b) 大韓民国の国会においてこの借款契約に関する議決が行なわれ、大韓民国政府からそのむねの通知が「基金」に送達されていること
  - (c) 「基金」が、第15条第1項(a)に規定する委任状、第15条第1項(b)に規定する署名鑑および第16条に規定する法律意見書を受領し、それらに満足し、そのむね「借主」に通知を発していること
- (2) この借款契約は、前項(a)、(b)および(c)のすべての条件が整つた日に発効するものとする。

(準拠法)

第18条

「借款契約」の効力および解釈は、この借款契約調印地の法令に従う。

(雑則)



## 第19条

- (1) 「借款契約」にもとづき両当事者に必要とされる通知は、次の住所に対し書面をもつて送達されたときに、これが正当に行なわれたものとみなす。

「基金」 日本国東京都千代田区内幸町

2丁目 22番地 飯野ビル内

海外経済協力基金総裁

「借主」 大韓民国ソウル特別市

経済企画院長官

住所または名称に変更が生じたときは、両当事者はそれぞれ相手方に書面により通知するものとする。

- (2) 「借主」は、「基金」が貸付金の管理上特に必要とする事業計画の実行および運営状況についての報告を、「基金」に提出するものとする。
- (3) 「購買契約」に定める事由により、「借主」が「供給者」に対し、なんらかの金銭債権を取得するに至つたときは、「借主」は

これによる債権の行使について「基金」と協議するものとする。

- (4) 「借入契約」により算出された利息（延滞利息を含む。）に一日本円（ $\frac{1}{100}$ ）位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (5) 各条の標題は、参照の便宜上掲げられたもので、この契約証書の一部をなすものではない。

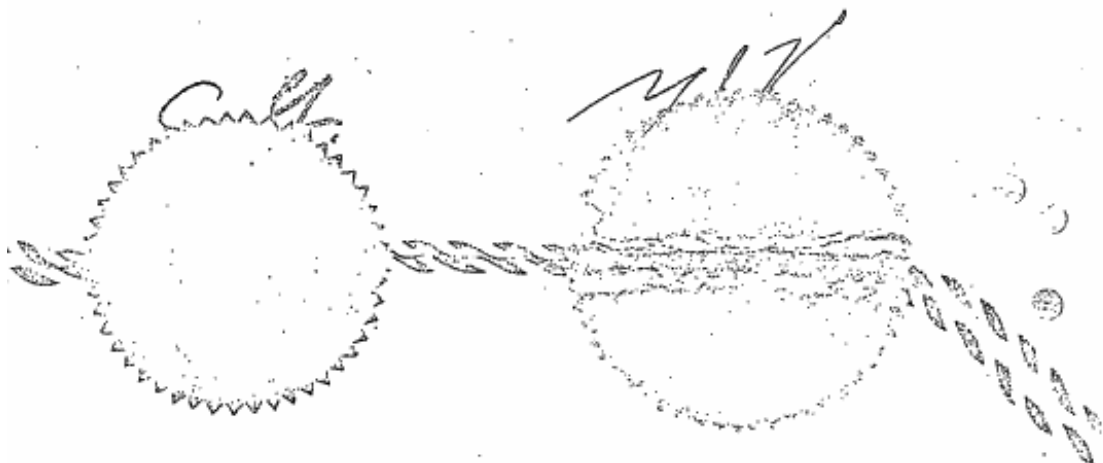
この契約を証するため、「基金」および「借主」は、それぞれ正当に権限を付与した代表者によつて願書の日付、日本国東京都において、等しく正本である日本語、韓国語および英語による証書各2通を作成、署名し、それぞれその各1通をとりかわした。解釈に相違があるときは、英語の証書によるものとする。

日本国の  
海外経済協力基金のために  
総 裁

大韓民国政府のために  
経済企画院企画次官補

柳田誠一

김영준



Annex I

Ref. No.

Project Agreement, dated \_\_\_\_\_, 19\_\_, pursuant to Paragraph 2 of Article III of the Loan Agreement, dated June 22, 1965, concluded between the Overseas Economic Cooperation Fund (hereinafter referred to as the Fund) and the Government of the Republic of Korea (hereinafter referred to as the Borrower).

#### Article I

##### Amount of the Loan

On terms and conditions set forth in the above-mentioned Loan Agreement and this Project Agreement, a principal amount up to the limit of \_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_) shall be extended by the Fund to the Borrower for the implementation of the project referred to in the succeeding Article.

#### Article II

##### Project financed for under this Loan

- (1) The project financed for under this Loan will be as follows:
  - (a) Name.
  - (b) Location
  - (c) Purpose
  - (d) Sponsor
  - (e) Funds required and financing thereof
  - (f) Other important features
- (2) Details of the items in the preceding paragraph shall be annexed.

Ref. No.

Project Agreement, dated \_\_\_\_\_, 19\_\_, pursuant to Paragraph 2 of Article III of the Loan Agreement, dated June 22, 1965, concluded between the Overseas Economic Cooperation Fund (hereinafter referred to as the Fund) and the Government of the Republic of Korea (hereinafter referred to as the Borrower).

Article I

Amount of the Loan

On terms and conditions set forth in the above-mentioned Loan Agreement and this Project Agreement, a principal amount up to the limit of \_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_) shall be extended by the Fund to the Borrower for the implementation of the project referred to in the succeeding Article.

Article II

Project financed for under this Loan

- (1) The project financed for under this Loan will be as follows:
  - (a) Name
  - (b) Location
  - (c) Purpose
  - (d) Sponsor
  - (e) Funds required and financing thereof
  - (f) Other important features
- (2) Details of the items in the preceding paragraph shall be annexed.

Article III

Due Dates and Amounts of the Principal

Due dates and amounts of the principal mentioned in Article I shall be:

First instalment due on \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_)

Second instalment due on \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_)

Fourteenth instalment due on \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_)

Total \_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_)

Article IV

Computation Periods and Due Dates of Interest

(1) Before the date of the last advance for this project, the Borrower shall pay to the Fund on \_\_\_\_\_ interest that has accrued up to \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_, and on \_\_\_\_\_ interest that has accrued up to \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_.

(2) After the date of the last advance for this project, the Borrower shall pay to the Fund on \_\_\_\_\_ interest that has accrued up to \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_, and on \_\_\_\_\_ interest that has accrued up to \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_.

Article V

Effectuation of the Project Agreement

This Project Agreement shall come into effect on the date of signing.

Article VI

Miscellaneous

The headings of the Articles are inserted for convenience of reference only and do not constitute part of this Agreement.

IN WITNESS WHEREOF, the Fund and the Borrower, acting through their representatives thereunto authorized, have caused this Agreement to be duly executed in duplicate in the English language and signed in their respective names and delivered in Tokyo, Japan, as of the date first above written.

for the Overseas Economic Cooperation Fund, Japan

By \_\_\_\_\_  
(Signature)  
(President)

for the Government of the Republic of Korea

By \_\_\_\_\_  
(Signature)  
(Title)

Annex II

Letter of Authorization

Date:

Ref. No.

Mr.

President

The Overseas Economic Cooperation Fund

Tokyo, Japan

Dear Sir:

Pursuant to the Loan Agreement dated June 22, 1965 and the Project Agreement No. \_\_ dated \_\_\_\_\_, 19\_\_ made between the Overseas Economic Cooperation Fund and the Government of the Republic of Korea, we hereby irrevocably authorize you to pay on our behalf as stipulated in the Payment Terms mentioned hereunder to (name and address of the supplier) (hereinafter referred to as the "Supplier") up to \_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥\_\_\_\_\_) and to debit our account with such payment against respective signed receipts issued by the Supplier, accompanied by such instruments, if any, as required in the Payment Terms.

A copy of this Letter of Authorization is sent to the Supplier who shall have it verified by you before the first such payment and who shall also be required to notify you in writing at least five (5) days in advance, of the date upon which each payment under the Payment Terms is to become due.

We hereby declare that the Supplier's signed receipt as stipulated herein shall be sufficient evidence of your right to debit with such pay-

ment our account with you.

Payment Terms:

(All banking charges, if any, in connection with this Letter of Authorization are to be paid by us.)

This authorization will expire on \_\_\_\_\_, 19\_\_.

Yours faithfully

For and on behalf of the  
Government of the Republic of Korea

\_\_\_\_\_  
(Signature)

(Title)





Yours faithfully,  
for the Overseas Economic Cooperation Fund

\_\_\_\_\_  
(Signature)  
(Title)

.....  
Date:

We hereby acknowledge the receipt of this Notice.

for the Government of the Republic of Korea

\_\_\_\_\_  
(Signature)  
(Title)

L O A N   A G R E E M E N T

BETWEEN

THE OVERSEAS ECONOMIC COOPERATION FUND, JAPAN

AND

THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KOREA

Dated June 22, 1965.

LOAN AGREEMENT, dated June 22, 1965, between the OVERSEAS ECONOMIC COOPERATION FUND (hereinafter referred to as "the Fund") and the GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KOREA (hereinafter referred to as "the Borrower"), in connection with the loan set forth in Section 1 (b) of Article I of the "Agreement between Japan and the Republic of Korea concerning the Settlement of the Problems of Property and Claims and concerning Economic Cooperation" and documents incidental thereto, dated June 22, 1965, between the GOVERNMENT OF JAPAN and the GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KOREA.

Article I

Amount of the Loan

(1) The Fund agrees to lend the Borrower, on terms and conditions in this Loan Agreement and agreements incidental thereto (hereinafter referred to as "the LOAN AGREEMENT"), a principal amount up to the sum of Japanese Yen equivalent to TWO HUNDRED MILLION UNITED STATES DOLLARS (U.S.\$200,000,000), presently corresponding to SEVENTY-TWO BILLION JAPANESE YEN (¥72,000,000,000) in a period of ten years starting from the date of the coming into effect of the Agreement between the two Governments mentioned in the above title; provided, however, that, in case a cumulative total of advances under the Loan has reached the limit, the Fund shall make no further advance.

(2) Advances under the LOAN AGREEMENT shall be made in reasonably even distribution for each year.

(5) The dollar equivalents of Yen advances set forth in Section (1) shall be calculated at the parity of Japanese Yen against United States dollar which, having been duly determined by the Government of Japan and consented to by the International Monetary Fund, is ruling on the date of signing each Project Agreement set forth in Article III.

## Article II

### Use of Proceeds of the Loan

The Borrower shall apply the proceeds of the Loan to purchasing Japanese products and Japanese services necessary for the implementation of projects set forth in the following Article in accordance with purchasing contracts (hereinafter referred to as "the Purchasing Contract") to be concluded between the suppliers, being nationals or juridical persons of Japan (hereinafter referred to as "the Supplier") and importers of the Republic of Korea (hereinafter referred to as "the Importer").

## Article III

### Project Agreement

(1) The Borrower shall furnish the Fund with <sup>the implementation program</sup> ~~details~~ of any project to be financed for and apply to the Fund for

its consent that the said project be economically and technically feasible and eligible for loan under the Law relating to the Overseas Economic Cooperation Fund.

(2) In case the Fund and the Borrower come to an agreement on the project in the preceding Section, the Fund and the Borrower shall sign a Project Agreement (form attached as Annex I) for each project in Tokyo, Japan.

#### Article IV

##### Verification of the Purchasing Contract

(1) Whenever a Purchasing Contract eligible for the Loan is concluded between the Supplier and the Importer, the Borrower shall furnish the Fund with an authorized copy of the contract and <sup>related</sup> ~~other~~ papers required by the Fund and apply to the Fund for its verification.

(2) In case the Purchasing Contract verified in accordance with the preceding Section is to be changed in its contents, the Borrower shall notify the Fund thereof in advance in writing; provided, however, that in case of a <sup>significant</sup> ~~substantial~~ change in its contents a consent by the Fund thereto shall be necessary.

Article V

Method of Lending

(1) The Borrower, upon receipt of a notice of the verification of the Purchasing Contract, shall issue and deliver to the Fund an irrevocable Letter of Authorization (form attached as Annex II) and send its copy to the Supplier concurrently. The Fund shall verify it and notify the Borrower of the receipt thereof.

(2) By the Letter of Authorization referred to in the preceding Section the Borrower shall authorize the Fund to pay to the Supplier within the limit of the amount mentioned and in accordance with the Payment Terms specified in the said Letter against a receipt submitted by the Supplier together with other documents mentioned in the said Letter; and to debit with the amount the Borrower's account to be opened with the Fund. The Fund shall, however, withhold the payment, in case the Borrower requests the Fund in writing, accompanied by a written consent of the Supplier, to withhold such payment.

(3) Whenever the Fund has made the payment to the Supplier in accordance with the Letter of Authorization, the Borrower shall thereby be deemed to have received from the Fund an advance under the LOAN AGREEMENT.

(4) Whenever the advance is thus made to the Borrower, the Fund shall send the Borrower a Notice of Advance (form attached as Annex III) in duplicate. The Borrower shall return the second copy thereof to the Fund, indicating its acknowledgement of receipt.

#### Article VI

##### Method of Repayment of Principal

(1) The principal of the Loan under the LOAN AGREEMENT shall be repaid in fourteen consecutive equal annual instalments, the first instalment being paid on the day of the expiration of a seven-year grace period which starts six months after the date of signing each Project Agreement. The amount of each instalment shall, however, be determined after adding to the first instalment any fractional amount less than ONE HUNDRED THOUSAND JAPANESE YEN (¥100,000) that may appear in calculating each instalment.

(2) In case the Borrower has not borrowed up to the Loan limit as provided for in the Project Agreement, the difference between the amount of the Loan limit and the actual amount of borrowing shall be deducted from the final instalment. In case there should still remain any further balance of such difference after the deduction,

it shall be deducted from other instalments in the inverse order of their maturities.

(3) The Borrower may prepay any amount of the principal of the Loan, subject to a consent of the Fund thereto.

(4) If an extension of the repayment period is agreed upon between the two Governments, the Fund and the Borrower shall negotiate about extending the due dates of the said repayment.

#### Article VII

##### Interest and Method of Payment thereof

(1) The Borrower shall pay interest at a rate of three and a half per cent (3.5%) per annum on the principal amount advanced for each project under the LOAN AGREEMENT and outstanding from time to time on such dates specified in Section (3) of this Article.

(2) The computation of interest shall be based on a six-month period commencing on the date of signing the Project Agreement and successive six-month periods.

(3) Before the date of the last advance for each project, the interest shall be due and payable on days one month later than the days next to the last days of the above-mentioned computation periods; while, after the date of the last advance, it shall be due and payable on days next



to the last days of the said periods. The first payment of interest relevant to each project shall however be made after the Fund has begun to make advances for the project.

(4) The amount of interest for a period of less than six (6) months shall be computed on a daily basis using a 365-day factor. For even period of six (6) months, the computation shall be made on an annual basis.

#### Article VIII

##### Place of, and Currency for, Making Payment of Principal, Interest, etc.

The place of making payment of the principal of the Loan, interest and other expenses, if any, under the LOAN AGREEMENT shall be the Office of the Fund in Chiyodaku, Tokyo, Japan, and the currency in which such payment is to be made shall be convertible Japanese Yen.

#### Article IX

##### Remedies of the Fund

If any of the following events should have happened and be continuing, the Fund may by notice in writing to the Borrower suspend or terminate further advances for the project concerned and/or may <sup>make the Borrower</sup> ~~declare the principal~~ <sup>forfeit the benefit of payment at maturities:</sup> ~~amount concerned, together with interest thereon, to be due and payable immediately:~~



- (a) Any of the provisions of the LOAN AGREEMENT shall have been violated by the Borrower.
- (b) The Purchasing Contract concerned shall have been cancelled and/or a situation shall have arisen which makes the completion or implementation of the project mentioned in Article III impossible or <sup>substantially</sup> ~~considerably~~ difficult.

Article X

Overdue Payment

In case the Borrower fails to pay the principal and/or interest due and payable under Article VI and VII, the Borrower shall pay to the Fund interest for delay on the overdue principal and/or interest at a rate of five and a half per cent (5.5%) per annum for a period from the due date to the day immediately preceding to the day of actual payment thereof, both inclusive.

Article XI

Waiver

No failure to exercise, nor delay in exercising on the part of the Fund, any of its rights hereunder shall operate as a waiver thereof, nor shall any single or partial exercise by the Fund of any of its rights

hereunder preclude any other or further exercise of such right or the exercise of any other right.

#### Article XII

##### Non-Exemption of the Borrower from Obligations

Claims or disputes arising from the implementation of any Purchasing Contract shall be settled between both parties thereto; such claims or disputes shall not exempt the Borrower from any obligation incurred under the Loan.

#### Article XIII

##### Expenses and Charges

- (1) The Borrower shall reimburse the Fund on demand for such costs and expenses, other than the ordinary business expenditures, as incurred by the Fund in connection with the execution of, and the administration of the Loan under the LOAN AGREEMENT.
- (2) Banking charges or fees, if any, for the disbursement, the repayment of principal and the payment of interest of the Loan shall be borne by the Borrower or by the Importer concerned as the case may be.

Article XIV

Arbitration

(1) Any dispute, controversy or difference of opinion between both parties, or any claim by either of the parties against the other, arising from the LOAN AGREEMENT (hereinafter referred to as "the Dispute") shall be settled as far as possible through consultation by a committee composed of the Fund, the Borrower and the two Governments at a meeting to be held in Tokyo, Japan.

(2) (a) In the event that the said committee shall not have actually been held within 60 days after a request by either of the parties; or (b) in the event that the committee, in spite of having been held within such period, shall not have come to agreement within 90 days after its first meeting; or (c) in the event that, in spite of the committee's coming to agreement, the obligated party shall not have performed the agreement thus reached within 60 days thereafter, the Dispute or, in case of (c) above, a demand for the performance of the agreement by the obligated party may be submitted by the Fund or the Borrower to arbitration by an Arbitral Tribunal in accordance with the provisions of an Arbitration Rule to be separately agreed upon between the Fund and the Borrower.

(3) Both parties to the LOAN AGREEMENT accept all the provisions in the Arbitration Rule mentioned in the preceding Section and confirm that the Rule shall be read into and made a part of the LOAN AGREEMENT.

#### Article XV

##### Power of Attorney and Specimen Signatures

(1) The Borrower shall submit to the Fund following documents:

(a) A Power of Attorney that persons holding specific offices are authorized to execute and sign the LOAN AGREEMENT; and

(b) Specimen Signatures, as authenticated by the Minister of Foreign Affairs of the Republic of Korea, of the persons holding specific offices referred to above.

(2) In case the documents referred to in the above Section are changed in their contents, the Borrower shall without delay notify the Fund thereof in writing and submit to the Fund the Power of Attorney for, and the Specimen Signatures of, newly designated persons.

Article XVI

Legal Opinion

The Borrower shall submit to the Fund a Legal Opinion by the Minister of Justice of the Government of the Republic of Korea, stating as follows:

- (a) The Borrower may receive the Loan from the Fund lawfully in accordance with laws of the Republic of Korea;
- (b) The Minister of Economic Planning Board of the Government of the Republic of Korea, representing the Government of the Republic of Korea, shall be the party to the LOAN AGREEMENT according to the administrative laws of the Republic of Korea; and
- (c) Obligations of the Borrower under the provisions of the LOAN AGREEMENT shall constitute legal and binding obligations of the Republic of Korea.

Article XVII

Effectuation of this Loan Agreement

(1) For the effectuation of this Loan Agreement following conditions are necessary:

- (a) The Agreement between the two Governments referred to in the title of this Agreement has

been approved by the Diet of Japan and the National Assembly of the Republic of Korea; and the exchange of instruments of ratification has been effected;

(b) The National Assembly of the Republic of Korea has approved this Loan Agreement and a notice in this regard has been served by the Government of the Republic of Korea on the Fund; and

(c) The Fund has received the Power of Attorney referred to in Section 1 (a) of Article XV, the Specimen Signatures referred to in Section 1 (b) of Article XV and the Legal Opinion referred to in Article XVI, has been satisfied therewith and has sent the Borrower a letter in this regard.

(2) This Loan Agreement shall come into effect on the date that all conditions of (a), (b) and (c) in the preceding Section are fulfilled.

#### Article XVIII

##### Applicable Law

The validity and interpretation of the LOAN AGREEMENT shall be governed by the laws and regulations enforceable and effective at the place of signing this Loan Agreement.

Article XIX

Miscellaneous

(1) Any notice required or made under the LOAN AGREEMENT shall be deemed to have been duly given or made when it is served in writing on the party at the following addresses:

The Fund:                   President  
                                  The Overseas Economic Cooperation Fund  
                                  Iino Building, No. 22, 2-chome,  
                                  Uchisaiwaicho, Chiyoda-ku,  
                                  Tokyo, Japan

The Borrower:               Minister of Economic Planning Board  
                                  Republic of Korea  
                                  Seoul, Korea

In case the above addresses and/or names are changed, the party concerned shall notify in writing the other party hereof.

(2) The Borrower shall furnish to the Fund such reports and information with regard to the performance and operation of any project as may especially be required by the Fund for administration of the Loan.

(3) In case the Borrower should acquire any monetary claim against the Supplier through causes set forth in the Purchasing Contract, the Borrower shall consult the Fund on disposing such a claim.



(4) Any fractional sum of less than ONE JAPANESE YEN (¥1) that may appear in the computation of the interest (including interest for delay on overdue principal and/or interest) as provided for in the LOAN AGREEMENT shall be discarded.

(5) The headings of the Articles are inserted for convenience of reference only and do not constitute part of this Agreement.

IN WITNESS WHEREOF, the Fund and the Borrower, acting through their representatives duly authorized, have signed this Agreement, done in duplicate, in the Japanese, Korean and English languages, each text being equally authentic and delivered in Tokyo, Japan, on the date which appears in the title of this Agreement. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

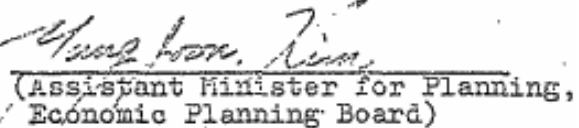
For

THE OVERSEAS ECONOMIC  
COOPERATION FUND, JAPAN

For

THE GOVERNMENT OF  
THE REPUBLIC OF KOREA

  
(President)

  
(Assistant Minister for Planning,  
Economic Planning Board)

Ref. No.

Project Agreement, dated \_\_\_\_\_, 19\_\_\_\_, pursuant to Paragraph 2 of Article III of the Loan Agreement, dated June 22, 1965, concluded between the Overseas Economic Cooperation Fund (hereinafter referred to as the Fund) and the Government of the Republic of Korea (hereinafter referred to as the Borrower).

Article I

Amount of the Loan

On terms and conditions set forth in the above-mentioned Loan Agreement and this Project Agreement, a principal amount up to the limit of \_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_) shall be extended by the Fund to the Borrower for the implementation of the project referred to in the succeeding Article.

Article II

Project financed for under this Loan

(1) The project financed for under this Loan will be as follows:

- (a) Name
- (b) Location
- (c) Purpose
- (d) Sponsor

- (e) Funds required and financing thereof
  - (f) Other important features
- (2) Details of the items in the preceding paragraph shall be annexed.

Article III

Due Dates and Amounts of the Principal

Due dates and amounts of the principal mentioned in Article I shall be:

First instalment due on \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_)

Second instalment due on \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_)

Fourteenth instalment due on \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_)

Total \_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_)

Article IV

Computation Periods and Due Dates of Interest

- (1) Before the date of the last advance for this project, the Borrower shall pay to the Fund on \_\_\_\_\_ interest that has accrued up to \_\_\_\_\_ from

\_\_\_\_\_, and on \_\_\_\_\_ interest  
that has accrued up to \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_.

(2) After the date of the last advance for this project,  
the Borrower shall pay to the Fund on \_\_\_\_\_  
interest that has accrued up to \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_, and on \_\_\_\_\_ interest  
that has accrued up to \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_.

#### Article V

##### Effectuation of the Project Agreement

This Project Agreement shall come into effect on the  
date of signing.

#### Article VI

##### Miscellaneous

The headings of the Articles are inserted for convenienc  
of reference only and do not constitute part of this Agree-  
ment.

IN WITNESS WHEREOF, the Fund and the Borrower, acting  
through their representatives thereunto authorized, have  
caused this Agreement to be duly executed in duplicate in  
the English language and signed in their respective names

and delivered in Tokyo, Japan, as of the date first above written.

for the Overseas Economic Cooperation Fund, Japan

By \_\_\_\_\_  
(Signature)  
(President)

for the Government of the Republic of Korea

By \_\_\_\_\_  
(Signature)  
(Title)

Annex II

Letter of Authorization

Date:

Ref. No.

Mr.

President

The Overseas Economic Cooperation Fund

Tokyo, Japan

Dear Sir:

Pursuant to the Loan Agreement dated June 22, 1965 and the Project Agreement No. \_\_\_ dated \_\_\_\_\_, 19\_\_ made between the Overseas Economic Cooperation Fund and the Government of the Republic of Korea, we hereby irrevocably authorize you to pay on our behalf as stipulated in the Payment Terms mentioned hereunder to (name and address of the supplier) (hereinafter referred to as the "Supplier") up to \_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_) and to debit our account with such payment against respective signed receipts issued by the Supplier, accompanied by such instruments, if any, as required in the Payment Terms.

A copy of this Letter of Authorization is sent to the Supplier who shall have it verified by you before the first

such payment and who shall also be required to notify you in writing at least five (5) days in advance, of the date upon which each payment under the Payment Terms is to become due.

We hereby declare that the Supplier's signed receipt as stipulated herein shall be sufficient evidence of your right to debit with such payment our account with you.

Payment Terms:

(All banking charges, if any, in connection with this Letter of Authorization are to be paid by us.)

This authorization will expire on \_\_\_\_\_, 19\_\_.

Yours faithfully

For and on behalf of the  
Government of the Republic of Korea

\_\_\_\_\_  
(Signature)

(Title)





Authorized Amount not yet Advanced: ¥ \_\_\_\_\_

Total: ¥ \_\_\_\_\_

(5) Cumulative Total of Advances  
already made under the said  
Project Agreement, including  
present Advance: ¥ \_\_\_\_\_

We are sending you herewith enclosed a copy of the Receipt addressed to us from the Supplier to which the Advance has been made.

In confirmation of this Notice, please return to us immediately second copy hereof duly signed by yourself.

Yours faithfully,  
for the Overseas Economic Cooperation Fund

\_\_\_\_\_  
(Signature)  
(Title)

.....  
Date:

We hereby acknowledge the receipt of this Notice.

for the Government of the Republic of Korea

\_\_\_\_\_  
(Signature)  
(Title)

민간기업의 경영협력기금

회

대한민국정부간

의

차관계약

1965년 6월 22일

1965년 6월 22일자로 일본국과 대한민국 양 정부  
 간의 체결된 "일본국과 대한민국 간의 재산 및 청구권  
 일관관련 문제의 해결과 경제 협력을 위한 협정" 제 1조  
 1 (b)와 그 부속 문서에 규정된 차관에 관한 핵의  
 경제 협력 기금 (이하 "기금" 이라 함)과 대한민국  
 정부 (이하 "착주"라 함)간의 1965년 6월 22일자  
 차관 계약

(차관 규정)

제 1 조

- (1) "기금"은 "착주"에 대하여 이 차관 계약 및 이에 부수  
 되는 약정 (이하 "차관 계약"이라 함)의 조건에 의거  
 하여 존재에 있어서 720억 일본원 (≒ 72,000,000,000)  
 으로 환산되는 2억 아메리카 합중국 달러 (US \$200,000,  
 000)에 동등한 일본원의 액수에 달하거나 그 이하의 차관을  
 본계 협정의 목적 달성으로부터 10년의 기간 내역 이행  
 할 것을 약정한다. 단, 특별의 목적없이 이 약정에  
 할 수 없을 특별의 신규 목적은 행하지 아니한다.
- (2) "차관 계약"에 의거한 특별은 합리적인 형태로 매년  
 균등히 반환하여 행하여지는 것으로 한다.
- (3) 제 1항에 규정하는 일본 원화 특별외에 특별 아메리카  
 합중국 달러 상환위의 금액은 일본국 정부가 정식으로  
 결정하고, 또한, 목적 상환 기금이 동의원 일본원의

아메리칸 합동국물이 대한 입국로서, 제 2조 제 1항  
되는 각 사업계획 합의서의 서명인에 관여하고 있는  
것에 의하는 것으로 한다.

(차관금의 용도)

제 2 조

"차주"는 이 차관금을 일본 국민 또는 일본국의 법인의 공급자  
(이하 "공급자"라 함)와 대한 민국의 수입자 (이하 "수입자"라 함)  
간에 체결되는 구매 계약 (이하 "구매 계약"이라 함)에 따라 다음  
조항에 규정되는 사업계획의 합성을 위하여 필요로 하는 일본국의  
생산품 및 일본인의 용역의 구입을 위하여 사용하는 것으로 한다.

(사업계획 합의서)

제 3 조

- (1) "차주"는 "기금"에 대하여 차관이 행하여 진 사업계획의  
실행 계획을 제출하여 당해 사업계획이 경제적 및 기술적  
으로 실시 가능하다는 것과 핵의 경제 협력 기금법의  
의거한 차관의 대상으로서 적당하다는 것에 대하여 "기금"  
의 동의를 얻는 것으로 한다.
- (2) 전항의 사업계획에 대하여 "기금"과 "차주"가 합의한  
경우에는 "기금"과 "차주"는 일본국 모토모토에서 사업별로  
사업계획 합의서 (양식 별첨 1)에 서명하는 것으로 한다.

(구매 계약의 인증)

제 4 조

- (1) "공급자"와 "수입자" 간에 이 계약을 맺을 목적으로 "구매 계약"이 체결된 때부터 "착주"할 "기금"에 대하여 당해 계약서의 확인된 사본 및 "기금"이 필요로 하는 서류를 제출하여, "기금"의 인증을 얻는 것으로 한다.
- (2) 전항에 의하여 인증된 "구매 계약"의 내용에 변경이 생기는 경우 또는 "착주"는 사전에 서면으로 "기금"에 통지하는 것으로 한다. 단, 당해 계약의 내용에 중대한 변경이 생기는 경우에는, "기금"의 동의를 필요로 한다.

(대금의 지급)

제 5 조

- (1) "착주"는 "구매 계약"의 인증 통지를 수령한 때부터 "기금"에 대하여 취소 분납 지불 수권서 (양식 별첨 2)를 발급하고 동시에 "공급자"에 대하여 그 사본을 송부하는 것으로 한다. "기금"은 인증을 한 후 "착주"에 대하여 수령하였다는 통지를 한다.
- (2) 전항에 규정된 지불 수권서에 의하여 "착주"는 "기금"에 대하여, 당해 수권서에 기재된 금액의 한도 내에 있어서 당해 수권서에 기재되는 지불 조건에 따라 "공급자"가 제출하는 수권서 및 당해 수권서에 기재되는 기타 서류와

르함으로 "공급자"에게 자금을 포부하고 당해 금액을 "기금"에 적립되는 "착주" 명의 계좌에 착입할 것을 수권하는 것으로 한다. 단, "착주"가 "공급자"의 서면에 의한 동의서를 첨부하여 "공급자"에 대한 지불의 보류를 "기금"에 서면으로 요청하였을 때에는 "기금"은 그 지불을 보류하는 것으로 한다.

- (3) "착주"는 "기금"이 지불 수권서에 따라 "공급자"에게 자금을 지불하였을 때마다, "기금"으로부터 "착금 계약"에 의거한 대출을 수령할 것으로 한다.
- (4) "기금"은 "착금 계약"에 의거한 대출을 실행한 때마다 "착주"에 대하여 대출 실행 통지서 (양식 별첨 3) 2통을 송부하는 것으로 한다. "착주"는 그중 1통에 수당의 표시를 하여 "기금"에 반송하는 것으로 한다.

(원금 상환의 방법)

제 6 조

- (1) "착금 계약"에 의거한 착금 송금은, 각 사업계획 합의서 서명일의 6개월 후의 일자로부터 기산하여 7년의 거치 기간 만료일을 제 1회 부분입금으로 하는 14회에 계속된 균등 년부분로서 상환되는 것으로 한다. 단, 후회의 부분의 계산상 생기는 10단 입본원 (₩ 100,000)의 잔수 금액은 제 1회의 부분액에 가산하여 후회의 부분액을 결정하는 것으로 한다.

- (2) "착주"가 사업계획 합의서의 착감 한도액까지 착입하지 아니하였을 경우에는 착감 한도액과 실제 대출액의 차액은, 최종 부분액으로부터 착입하는 것으로 한다. 그 때 잔액이 있을 때는 상환 기한의 역순으로 착입하는 것으로 한다.
- (3) "착주"는 "기금"이 승락하였을 경우에는 앞방거서 착감금을 상환할 수 있다.
- (4) 상환 기한을 연장하는 것에 관하여 양국 정부 간의 합의가 있었을 때는 "기금"과 "착주"는 상환 기한을 연장하는 것에 대하여 협의하는 것으로 한다.

(이자 및 그 지불 방법)

제 7 조

- (1) "착주"는 "착감 계약"에 의거하여 교부된 각 사업마다의 착감 액금의 수시의 잔액에 대하여 연 3.5%의 비율로 계산된 이자를 본 조 제 3항에 규정된 이자 지불일마다 지불하는 것으로 한다.
- (2) 이자의 계산 기한은 사업계획 합의서의 서명일을 시기도 하는 6개월 간 및 그에 계속하는 6개월 간 단위로 한다.
- (3) 이자 지불일은 각 사업에 대한 대출의 실행증에 있어서는, 이자 계산 기한의 동기의 위일로부터 1개월 후의 일로 하고

당해 사업에 대한 대출의 실행 업무후는 이자 계산 기준의  
중가의 의입로 한다. 또한 그 사업에 관한 제 1회의  
이자 지불은 "기금"에 의한 당해 사업에 대한 대출이  
실행된 후에 행하여지는 것으로 한다.

- (4) 이자의 계산에 있어서 그 기간이 6개월에 미달할 경우에는  
1년 365일의 일수를 기준으로 한 계산법에 의한다. 그  
기간이 6개월 단위로 단수가 없는 경우에는 1년을 기준  
으로하여 계산한다.

(원리금의 지불 장소와 지불 통화)

제 8 조

"차관 계약"에 의한 차관의 원금, 이자, 관약 있을 경우에는,  
기타 제 비용의 지불 장소는 일본국 도쿄도 미나토 구에 있는  
"기금"의 사무소로 하고 그 지불 통화는 고금 가능한 일본원으로  
한다.

(“기금”의 구제 수단)

제 9 조

다음의 경우의 1에 해당하는 경우에는 "기금"은 "차주"에  
대하여 서편에 의한 통지로서, 그 사업계획에 대한 대출을 정지  
하거나 또는 중지할 수 있으며, 혹은 기관의 이위를 상실하게  
할 수 있다.



- ( a ) "착주"가 "착입 계약"의 조항에 위반한 경우.
- ( b ) "구입 계약"의 목적 또는 제 3조에 규정되는 사업의  
 완성 또는 수행이 불가능하게 되거나 혹은 현저히  
 곤란하게 되는 사태가 발생하였을 경우.

(기입 후의 지불)

제 10 조

"착주"가 제 6조 및 제 7조에 정하는 착입 원금 및 이자를,  
 당국의 지불 기한까지 지불하지 아니하였을 경우 이는 "착주"는  
 "기금"에 대하여 지불을 요구할 금액에 대하여, 당해 기입로부터  
 그 설계 지불일의 전일까지 연 5.5%의 비율로 계산된 연체 이자를  
 지불하는 것으로 한다.

(권리 불행사)

제 11 조

"기금"에 의한 "착입 계약"에 의거한 권리의 불행사, 또는  
 지연은, 당해 권리 표기의 요건을 충족케 하지 않으며 또한 그  
 권리상의 어느 하나의 행사 또는 부분적인 행사는, 당해 권리의  
 그 밖의 또는 장래의 행사, 혹은 기약 권리의 행사를 방해하는  
 것은 아니다.

(「착주」의 의무 불이행)

제 12 조

「구매 계약」의 실시상 발생하는 「콜택입」 및 분쟁은 당사자  
간에서 해결하는 것으로 한다. 그러한 「콜택입」 및 분쟁은, 본  
착함에 관련된 「착주」의 의무를 하등 이행하는 것은 아니다.

(비용의 부담)

제 13 조

- (1) 「착주」는 「착감 계약」의 작성과 「착감 계약」에 의거한  
착감금 채권의 관리에 관한 「기금」의 통상의 사무 경비  
이외의 비용을 「기금」의 청구에 의하여 지불한다.
- (2) 착감의 실행, 원금의 상환 및 이자의 지불에 관하여  
징수될 수가 있는 은행의 수수료 및 경비는, 만약 있을  
경우에는, 「착주」 또는 「수입자」에 의하여 부담된다.

(총제)

제 14 조

- (1) 「착감 계약」으로부터 발생하는 모든 양 당사자 간의  
분쟁, 논의, 입방의 당사자로부터 타방에 대한 「콜택입」,  
양 당사자 간의 의견의 상이 (이하 「분쟁」이라 함)는

"기금", "차주" 및 양국 정부로서 구성되며, 일본국  
토오쿄오에서 개최되는 위원회에서 협의하여 해결하도록  
노력하는 것으로 한다.

- (2) (a) 전항의 위원회가 일방의 당사자로부터의 개최  
요청에도 불구하고 그 후 60일 이내에 실제로 개최되지  
아니 하였을 때, 또는 (b) 전기 기간내에 개최되었을  
에도 불구하고 회주의 회합일로부터 90일 이내에 합의에  
답하지 못하였을 때, 또는 (c) 전항의 위원회에서  
합의에 답하였음에도 불구하고 당해 합의를 의무자가  
그 후 60일 이내에 이행하지 아니 하였을 때에는 "기금"  
또는 "차주"는, "기금"과 "차주"간에 따로 협정되는  
중재 규칙의 정하는 바에 따라 "본쟁" 및 상기 (c)의  
경우의 의무자에 대한 이행의 청구를 중재 재판소에 의한  
중재에 회부될 수 있는 것으로 한다.
- (3) "차입 계약"의 양 당사자는 전항의 중재 규칙의 모든  
조항을 승낙하고 이 규칙이 "차입 계약"과 일치할 이르는  
것을 이에 확인한다.

(위임장 및 서명장)

제 15 조

- (1) "차주"는 "기금"에 대하여 다음의 서류를 제출하는  
것으로 한다.

- (a) "착취 계약"을 작성 서명하는 법관을 특징의  
합칙에 있는 자에 부속한 위치의 위임장.
- (b) 전항의 특징 합칙에 있는 자의 서명함으로써,  
대한민국 정부의 외무부 장관이 인증함.

(2) 전항의 서명에 기재된 사항에 변경이 생긴 경우에는  
"착취"는 조속히 서명함으로써 "기금"에 통지하고, 신임자에  
대한 위임장 및 그 사람의 서명감을 제출하는 것으로  
함다.

(법률 의견서)

제 16 조

"착취"는, "기금"에 대하여, 다음 사항을 내용으로 하는  
대한민국 정부의 법무부 장관이 작성하는 법률 의견서를 제출  
하는 것으로 함다.

- (a) "착취"는 대한민국의 법률에 의거하여 합법적으로  
"기금"으로부터 자금을 받을 수가 있다는 것.
- (b) 대한민국의 경제기획원 장관은 대한민국 행정  
조직법상 대한민국 정부를 대표하여 "착취 계약"을  
당사자가 됨다는 것.
- (c) "착취"는 "착취 계약"의 조항에 따라 부속한 채무는  
유조하고 또한 구속력이 있는 대한민국의 채무로  
됨다는 것.

(차관 계약의 필요)

제 17 조

- (1) 이 차관 계약의 필요성은, 다음의 조건을 필요로 한다.
  - (a) 일본국과 대만 민국의 양국회에서 국제 협정의 비준이 행하여지고 비준서의 교환이 완료되어 있을지.
  - (b) 대만 민국의 국회에서 이 차관 계약에 관한 의결이 행하여지고, 대만 민국 정부로부터 그 의결 취지의 통지각 "가급"에 송달되어 있을지.
  - (c) "가급"이 제 15조 제 1항 (a)에 규정하는 위임장, 제 15조 제 1항 (b)에 규정하는 서명날 및 제 16조에 규정하는 법률 의견서를 수령하고 이의한 것에 만족하며 그 취지를 "각주"에게 통지하여 있을지.
- (2) 이 차관 계약은 전항 (a), (b), 및 (c)의 모든 조건이 갖추어진 날에 발효하는 것으로 한다.

(준거법)

제 18 조

"차관 계약"의 조약 및 해석은 이 차관 계약 서명지의 법령에 따른다.

(참고)

제 19 조

- (1) "차입 계약"에 의하여 양 당사자에게 편으로 하는  
봉지는 다음의 주소에 대학의 서편으로 송달되었을  
때부터 이것이 정당한 행각이 된 것으로 간주한다.

"기금"                                      일본국 도쿄도 토쿄시 다카노구 우지사이와이  
2-2-22번지 이노비딩 내

학외 경제 연구 기금 총재

"착주"                                      대한 민국 서울 특별시

경제 기획원 장관

주소 또는 명칭에 변경이 생겼을 때는 양 당사자는 각각  
상대방에게 서편으로 통지하는 것으로 한다.

- (2) "착주"는 "기금"이 차입금의 합리상 부의 필요에 의한  
사업계획의 실행 또는 운영 상황에 대한 보고를, "기금"에  
제출하는 것으로 한다.

- (3) "구매 계약"에 정하는 사유로 인하여 "착주"가 "공급자"  
에 대하여 어떠한 금전 책임을 취득하게 되었을 경우  
에는 "착주"는 이에 의한 책임의 행사에 대하여 "기금"과  
협의하는 것으로 한다.

- (4) "차입 계약"에 의하여 산출된 이자 (연체 이자 포함) 에  
대하여 1 일본원 (≒ 1)단위 미만의 잔수가 생겼을 때에는  
이를 전사한다.

(5) 국채의 보장은 환채의 편의상 없기때 이 계약  
증서의 일부가 되는 것은 아니다.

이 계약을 보증하기 위하여 "기금" 및 "차주"는 각각 상당  
하게 법인이 부여된 대표자와 의하여 부서의 일자에 일본국  
부요로에서 동등의 일본인 일본어, 한국어 및 영어로 된 증서  
국 영을 작성 서명하고 각각 그 동식을 보존하였다. 백서의  
상이자 있을 때에는 영어증서에 의한 것으로 한다.

일본국의  
매의 경제 협력 기금을 위하여

대한민국 정부를 위하여

증서

경제 기획원 기획 차장부

柳田誠一

김영준

Y. S. Kim

Y. S. Kim

Project Agreement, dated \_\_\_\_\_ 19\_\_\_\_, pursuant to Paragraph 2 of Article III of the Loan Agreement, dated June 22, 1965, concluded between the Overseas Economic Cooperation Fund (hereinafter referred to as the Fund) and the Government of the Republic of Korea (hereinafter referred to as the Borrower).

Article I

Amount of the Loan

On terms and conditions set forth in the above-mentioned Loan Agreement and this Project Agreement, a principal amount up to the limit of \_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_) shall be extended by the Fund to the Borrower for the implementation of the project referred to in the succeeding Article.

Article II

Project financed for under this Loan

(1) The project financed for under this Loan will be as follows:

- (a) Name
- (b) Location
- (c) Purpose
- (d) Sponsor

147



- (e) Funds required and financing thereof
  - (f) Other important features
- (2) Details of the items in the preceding paragraph shall be annexed.

Article III

Due Dates and Amounts of the Principal

Due dates and amounts of the principal mentioned in Article I shall be :

First instalment due on \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_)

Second instalment due on \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_)

•  
•  
•

Fourteenth instalment due on \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_)

Total \_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_)

Article IV

Computation Periods and Due Dates of Interest

(1) Before the date of the last advance for this project, the Borrower shall pay to the Fund on \_\_\_\_\_ interest that has accrued up to \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_, and on \_\_\_\_\_ interest that has accrued up to \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_.

(2) After the date of the last advance for this project, the Borrower shall pay to the Fund on \_\_\_\_\_ interest that has accrued up to \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_, and on \_\_\_\_\_ interest that has accrued up to \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_.

Article V

Effectuation of the Project Agreement

This Project Agreement shall come into effect on the date of signing.

Article VI

Miscellaneous

The headings of the Articles are inserted for convenience of reference only and do not constitute part of this Agreement.

IN WITNESS WHEREOF, the Fund and the Borrower, acting through their representatives thereunto authorized, have cause this Agreement to be duly executed in duplicate in the English language and signed in their respective names and delivered in Tokyo, Japan, as of the date first above written.

for the Overseas Economic  
Cooperation Fund, Japan

for the Government of the  
Republic of Korea

By \_\_\_\_\_  
(Signature)  
(President)

By \_\_\_\_\_  
(Signature)  
(Title)

Annex II

Letter of Authorization

Date :

Ref. No.

Mr.

President

The Overseas Economic Cooperation Fund

Tokyo, Japan

Dear Sir:

Pursuant to the Loan Agreement dated June 22, 1965 and the Project Agreement No. \_\_\_\_\_ dated \_\_\_\_\_, 19\_\_\_\_ made between the Overseas Economic Cooperation Fund and the Government of the Republic of Korea, we hereby irrevocably authorize you to pay on our behalf as stipulated in the Payment Terms mentioned hereunder to (name and address of the supplier) (hereinafter referred to as the "Supplier") up to \_\_\_\_\_ JAPANESE YEN (¥ \_\_\_\_\_) and to debit our account with such payment against respective signed receipts issued by the Supplier, accompanied by such instruments, if any, as required in the Payment Terms.

A copy of this Letter of Authorization is sent to the Supplier who shall have it verified by you before the first such payment and who shall also be required to notify you in

writing at least five (5) days in advance, of the date upon which each payment under the Payment Terms is to become due.

We hereby declare that the Supplier's signed receipt as stipulated herein shall be sufficient evidence of your right to debit with such payment our account with you.

Payment Terms:

(All banking charges, if any, in connection with this Letter of Authorization are to be paid by us.)

This authorization will expire on \_\_\_\_\_, 19\_\_\_\_.

Yours faithfully

For and on behalf of the  
Government of the Republic  
of Korea

\_\_\_\_\_  
(Signature)

(Title)



We are sending you herewith enclosed a copy of the Receipt addressed to us from the Supplier to which the Advance has been made.

In confirmation of this Notice, please return to us immediately second copy hereof duly signed by yourself.

Yours faithfully,

For the Overseas Economic Cooperation Fund

\_\_\_\_\_  
(Signature)

(Title)

.....  
Date:

We hereby acknowledge the receipt of this Notice.

For the Government of the Republic  
of Korea

\_\_\_\_\_  
(Signature)

(Title)

154

32) 文書番号 1408.p5

日本政府と朝鮮人たる個人との間の恩給や郵  
便貯金等の債権債務の整理は行  
~~な~~らぬ

があるが、

P6 わが方は前述の恩給等の支払いは行うということで解決するほかはあるまい。

P22 パーソナルなもの(恩給、貯金等)以外は先方の出方次第で経済協力にすりかえ  
得る余地がある。

P33 未払給与などは支払ってもいいように思うが、

33) 文書番号 1410.p15 日本政府

の債務中わが方の容認し得るもの(1)引揚朝鮮  
人の税関預り金(2)軍人軍属及び政府関係通関労  
務者に対する未払給与(3)帰国朝鮮人労務者に対  
する未払賃金、未払恩給、その他支払可能なも  
のがあればそれも含む)については支払義務を  
認め、

P15 の墨塗りと「次頁不開示」が開示

なお、前記の日本政府の債務中、わが方の容  
認し得るものについての支払義務承認を条約中  
に規定する方式としては「 月 日の日本  
内閣閣議決定の法律案より不利でない条件で支  
払う」との趣旨の規定とし、その法律案の中で  
北鮮籍又は北鮮地域在住民から支払請求があつ  
た際も支払を行わうるとき規定の仕方をする  
ことも一方法として考えられるであろう。

34) 文書番号 1411.p3 支払できるもの

は未払労賃しかなく、それすらもランブサムで

支払うわけにはいかず、受取人が北鮮にいるのか



南鮮にいるのかもわからず、

p3~4 未払賃金だけなら話し合いをはじめてもいいのだが、それでは逆効果となるべく、さり

とで、労賃から払にめるといふことには同意できない  
(未拂)

p44 徴用韓国人の未払給与ぐらいのもので、

35) 文書番号 1518,

p7、被徴用韓人に対する未払給与等の支払については考慮の余地がある  
これに対し大蔵省は支払可能の項目として(二)のうち 1、2、5 および帰国韓国人一般労務者に対する未払い賃金合計 を挙げてきた。

P8 デクリーの効力を承認する。

支払う用意あり

p8 の墨塗りと「次頁不開示」が開示

儀で供託

- 6、閉鎖機関および在外会社の残余財産のうち、韓国人名
- 5、未払恩給
- 4、一般徴用労務者のうち負傷者、死者に対する弔慰金
- 3、戦傷病、戦歿軍人、軍属に対する弔慰金、年金
- 2、軍人、軍属および政府関係徴用労務者に対する未払給与
- 1、引揚韓国人の税関預り金

- 1、郵便貯金、振替貯金、簡易生命保険および年金
- 2、在韓日本支店銀行預金
- 3、私営保険責任準備金
- 4、在韓日本商社、公団その他の対日債権

36) 文書番号 1519, p27 比較の対象とならない恩給のようなものは払う

P28 更に恩給のようなものは相殺の対象としては適当ではないので  
これを問題に残すと

P35 ~ 36

p61

引渡しを考慮する旨のりや	性質上によつて相殺の不適当はもろについて、支拂を認めざる	おのこりては、拂うといふ旨のりや、つまり	はるる、それ以外に、戦後の不適当はもろは、戦後の	例えは、恩給の如きアイテムについては、支払を考慮すると	なお比較乃至相殺の対象として不適当と認められる、
--------------	------------------------------	----------------------	--------------------------	-----------------------------	--------------------------

37) 文書番号 1538 ,p3 わが方の容認し得るものは韓国人に対する日本政府の債務等(国債、被徴用者に対する未支払等)ごく限られたるものとなる。

I. Assets

(1) Government and Public Assets

Installations and equipment for government use, assets of government operated enterprises, and

- 20 -

government-owned forests constitute the principal items. Of these, roads and railways, ports and harbors, telegraph and telephone lines, and other important public works were financed with the capital (¥1,643 million) which was raised largely in Japan under the "Korean Public Enterprise Loans Law" (Mar. 29, 1927).

Considering the ability of Koreans to pay and also the need of promoting economic development, taxes in Korea were made generally light as compared with those in Japan. The Japanese Government made good the deficits in the Special Account of the Korean Government General by giving annual subsidies from its General Account, which up to the end of 1944 from the time of annexation total 2,100,000,000 yen.

(2) Corporation Assets

Because Korca had little accumulated capital, the funds for development work were raised in Japan through the Bank of Chosen, Oriental Development Company, Chosen Shokusan Bank, etc. or the work was undertaken directly by firms in Japan proper.

The loans which the Oriental Development Company and the Chosen Shokusan Bank have floated in Japan for financing Korean enterprises total [redacted]. Various Japanese firms built their own plants, or established subsidiary companies. The aggregate capital of the industrial corporations in Korea amounted to [redacted] of which the investments by Koreans constituted roughly 6 per cent.

(3) Assets of Individuals

The number of Japanese residents increased steadily with the years. At the time of surrender there were some 700,000 such Japanese, including those who had settled before the annexation. All were obliged to evacuate, leaving behind them practically everything they possessed including bonds and securities. It may be readily seen how great the amount of the assets of these individuals must be, although verification would now be impossible in most cases.

2. Liabilities

(1) Government and Public Liabilities

Public liabilities consist of government bonds, local public bonds, postal saving deposits, postal insurances, pensions, postal annuities, and other obligations of the Government General and local public entities. The government bonds held in Korea at the end of 1943 accounted roughly to [redacted] most of which had been issued during the war. And so far as the "war bonds" are concerned as distinguished from other categories of bonds, a special settlement may be feasible (Note).

It might be added the bonds issued under the Korean Public Enterprise Loans Law are to be distinguished from the above-mentioned bonds. These bonds aggregating 1,640,000,000 yen were all sold in Japan, and the money was spent entirely in Korea for the development of public enterprise. The bonds are mostly owned by the Japanese in Japan proper. Therefore these bonds are not to be considered as Japanese liability to Korea but rather as Japanese claims against Korea. The funds derived from Korean sources in the form of postal saving deposits [redacted], the postal insurances [redacted] and the postal annuities [redacted] are as a rule invested at low interest rates in public enterprises in Korea, and their total sum of these funds is nearly balanced with the sum of investments.

Note:

In this connection, the provision in the Saint-Germain Peace Treaty of 1919 between the Allied and Associated Powers and Austria may be cited.

Article 205. . . . The aforementioned States (The States to which territory of the former Austria-Hungarian Monarchy is transferred and the States arising from dismemberment of that Monarchy), with the exception of Austria, shall be free from any obligation in respect of the war debt of the former Austrian Government, wherever the debt may be held, but neither the Governments of those

States nor their nationals shall have recourse under any circumstances whatever against any other States including Austria in respect of the war debt bonds of which they or their national are the beneficial owners.

(2) Liabilities of Private Firms and Individuals

The liabilities of financial institutions consist of the deposits and other obligations of the banks, financial cooperatives, insurance and trust companies, etc., operating in Korea. The deposits of Koreans in Korea in those financial institutions are estimated to total [redacted] which have been mostly re-invested on the spot.

The liabilities of private firms and individuals are of various kinds, the details of which are currently under investigation.

39) 文書番号 1560.p3

イタリヤ条約の規定が日本に適用されると考えるとき、これによつて鉄道、電信を始めとして多大な国有公有施設が無償で領土継承国に継承されることとなる。しかしこれが増償の特外の譲渡とされるか、賠償勘定に繰入れられるかは日本にとつてはむしろ実質的な差を生じないであろう。ただし日本の国内施設以外に撤去するという形で行われる建前であるから、撤去されるべき施設の絶対額はこの建前を基礎とする建前によつて終局的に決められるのであつて、割譲地実態を賠償勘定に繰入れることによつてそれだけ国内の施設撤去の量が減少するとは考えられないからである。ただ要償相互間の日本国内施設の受取比率決定については、本件資産が賠償のカテゴリーに含まれるか否かによつて差を生ずることが考えられる。(少)

日本の場合については、イタリヤ平和条約におけるような割譲地における私有財産尊重の原則はとられな  
いであろうが、ただ私有財産は何等かの形において公有財産と異つた取扱を受ける可能性があり(例えば賠償勘定に繰入れ乃至連合個人人の請求権の支払源泉とする等)。この点については台湾に関する中国行政院発  
表参照)従つて、その場合は公有財産と私有財産の区分が問題となり、「公共施設並びに公有の会社及び根  
拠」(public institutions and publicly companies and association)の語の具体的内容を予め検討して置く  
必要がある。

(なお本件に関連して音信、評議等割譲地所在特殊銀行会社が接収され、その内地所在の財産が将来遡求  
されるか否かの問題があるが、イタリヤ条約によればこれ等は公有会社のカテゴリーに入ると思われるか  
ら、その財産は割譲地所在のものについてのみ領土継承国が継受し得ると主張し得るであろう)。

日本の場合について現実に行われているところを見ると、イタリア条約等よりもヴェルサイユ条約中のアルザス、ロレーヌに関する規定及び旧植民地に関する規定に準じた扱を規定される公算が大きい。すなわち割譲地と附される朝鮮、青島、樺太時に居住していた日本人はすべて終戦直後、事実上強制退去させられ、その私有財産も大部分没収するの止むなきに至った。在台湾邦人の私有財産につき中興行政院は不動産以外は、これを賠償として取る旨発表して居り、又連合国側の支配的な意向として伝えられるところを見ても割譲地に在る私有財産は大体賠償として取られるものと考えられる。尤も賠償勘定になつても日本本土から撤去されるべき賠償施設の総量には足りなく要償国間の配分平に関係するだけであることは公有財産の項で述べたところと同様である。ただ朝鮮に在る私有財産については賠償の概念を適用する根拠がなく又これを公有財産と同様無償で朝鮮に継承されることとするのは不合理であるから何等かの救済措置が適用されるべきであらう。

(なお、右私有財産の所有者たる私人に対する日本国政府の賠償義務の問題があるが、これは、賠償による没収財産の賠償に準じ条約中に規定されよう。)

しかし日本の場合参考になるのは、ヴェルサイユ条約中のアルザス、ロレーヌに関する規定及び旧ドイツ植民地に関する規定である。

日本の場合には海底電線はすべて公有であるからイタリア条約の趣旨が適用されれば割譲地域内の諸地点を結ぶもの及び割譲地域内の一地点と継承国の他の一地点とを結ぶものは無償譲渡されるが、北海道樺太間、九州朝鮮間、本州小笠原間、九州沖縄間等の電線は領土継承国の領水内にある部分を除き日本のものとして残ることになる。

日本の場合も日本領土内以外の海底電線についてはこのヴェルサイユ条約が準用される可能性もあり得よう。

イタリアの割譲地に在る私法人の場合はその財産が尊重されることを前提としてその国籍変更については上述のような規定を見たわけであるが、日本の割譲地に在る私法人財産についてはこの前提が事實上とられないう状態になつてゐるから、イタリア条約の規定例は期待し得ないであらう。しかし若し、割譲地に在る私法人財産が尊重されていたとして、前記イタリア条約の考え方が適用されれば、割譲地に本店を持つてゐる日本の私法人はいずれも營業活動の大部分を割譲地内で行つてゐたと考えられるから、その本店を日本内地に移す場合にその財産を移転することはできないわけであり、従つて大体領土継承国法人となることになる。

かかるばあい右の領土継承国国籍を取得した私法人の譲渡国に在る財産については、法人の国籍変更によつて財産権帰属関係は変更しないのが通常であり、又イタリア条約第十四附屬書第十一項の規定（右条約によつて別国の国民となる旧イタリア国民の財産、権利、利益でイタリア国にあるものはイタリア国によつて尊重されるべき旨を規定している）の精神によつても又ヴェルサイユ条約中のアルザス、ロレーヌに關する第六十條がドイツ國にアルザス、ロレーヌ（自然人、法人及び營造物法人）の所有する財産、権利、利益でドイツ國にあるものを渡付する義務を課しているのを見ても、割譲地継承国国籍に移つた旧日本法人の日本内地に在る財産は依然その財産として残ると主張される可能性はある。現在、割譲地所在旧日本法人特に特殊会社等は割譲地継承国官憲が接收し新たな割譲地籍法人として運営している事例が多いようであるが、將來これらが旧会社の在日財産を追求して来る可能性も考えられる。但し、この場合には接收の性質如何が問題となるので、我方としてはイタリア条約の場合と異り、接收により法人の性格のコンティニイティは失われ居り當然に旧会社の在日財産を追求し得る根拠はないという立場をとることができよう。又国策会社については、公有財産の項で述べたように準国家机关の財産は割譲地所在のもののみアフエクトされるといふ規定例を援用することもできるであらう。

内賠償要求の内容とそれについての所見

(一) (附属書 12) 対日賠償要求調書(現物返還要求の部)

△これは一九四九年一月 S G A P の賠償関係責任者の勧告に基いて作成したものとされる

(1) 地金地銀

△金は一九三一年十二月金輸出再禁止以来自由取引は制約され朝鮮銀行において買上げていた買上価額は勿論公定のものである増産の必要性と生産費の変化に伴つて買上価額も一九三二年三月七日以後一九三八年五月二日迄の間においても一〇割増額され一九三二年三月六日まで一瓦一円三三三であつたものが一九三二年三月七日には一円九三三となり一九三八年五月二日には三円八五〇となつてゐる特に安く買上げた例はない只国債等によつて低価に買上げられたと称してゐるが當時は国債消化の手段として代金支拂に際して勧告してゐたからそのことに文句をつけてゐるのである

(2) 書籍

当時京城大学の教授船田亨二氏同辛島驥氏に質ねれば

（一）附屬書 13（財務部所管対日賠償要求額調査表

△これが賠償要求の根幹をなすものである

△詳細は各関係者の説明によらねばならぬ

1 貸出金

△それぞれ担保付かあるいは見返りとなるものがある  
加之借入金によつて何等の資産が構成されている。  
債務者はこれらの担保物件等をもつて對抗すること  
もできるであろう

法令三三号が出たときに軍政庁財務局員であり朝鮮  
殖産銀行頭取であるロビンソン氏に対し担保たる日  
本人の所有物件が軍政庁に移るとすればそれによつ  
て担保される債務はどうなるか、軍政庁において債  
務も引受けるつもりであるかと質問したるところ困  
難な問題であると答へたるのみでついに明確なる返  
事がなかつた。その後ロビンソン氏が E・S・S の  
金融課員として東京に来た時に君の提案した問題に  
関連して自分は帰国後ワシントンに行き私有財産は



尊重しなければならぬことを強調して置いたとの話があつた。

△各機関の関係者は次の通りである

朝鮮銀行

元 総 裁

田 中 鉄三郎氏

元 副 総 裁

星 野 喜代治氏

元 理 事

服 部 岱三氏

同

桜 沢 秀次郎氏

朝鮮殖産銀行

元 理 事

山 口 重 政

朝鮮銀行

元 専 務

井 口 俊 彦氏

朝鮮商業銀行

元 常 務

徳 山 新氏

朝鮮貯蓄銀行

元 取 締 役

山 口 重 政

朝鮮相互銀行

元 長

谷 多喜磨氏

22

朝鮮信託銀行

元 社 長

讀 井 源 輔氏

朝鮮金融組合連合会

元 会 長

富 永 文 一氏

2

日系通貨

△日銀券は一九四六年三月下旬日銀の山本弘氏立会の下  
下に焼却されたのである

## 3 日系有価証券

△その主たるものは国債でありその大部分は登録国債であり朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託銀行、朝鮮金融組合連合会のものはその閉鎖機関であるから同機関において管理しており。朝鮮銀行、朝鮮商業銀行、朝鮮貯蓄銀行、朝鮮相互銀行の分は政令第二九一号により在外会社の在內資産として整理し換面され銀行預金とし、預金証書は日銀に保護預けとしてある。

平和条約第四条の規定に基づき日韓協定によつて決定せらるべきものである。

賠償要求中の主軸をなすものであるから激烈なる論議が展開されるであろう。

△日本として在朝鮮のすべての財産の返還を要求して押通すならば韓国の要求をどは問題ではなすが、一応韓国側の要求も取り上げて考えてみれば論議の題目となるものは次のようなものである。

(a) 朝鮮で本社の設立登記してある法人は朝鮮法人である。その法人の所有に属する在日本資産は朝鮮のものである。

△ こういう場合には朝鮮法人に対する貸出金は賠償要求の対象にはならないはずであるが朝鮮法人でも日本人が五〇%以上株式を所持しているか又は五〇%以下であつても日本人が代表者であればそれに対する貸出金を賠償の対象にしてゐる。なんでも取りたい一心から理論も何にもあつたものではないようである。明確に説得してやる必要があろう。

(b) 法令三三号によつて日本人の財産は米軍政庁に帰属し韓国はその移譲を受けたのであるから元日本人のものであつたものも今は韓国のものである。△ これは王として在朝鮮の日本人財産について考へてゐることであるが又在日本の財産についても主張して来るかも知れない、これは法令三三号は朝鮮で出た

法令で固有の日本にはその効力は及ばぬものであるといえは理解するであろう。

⑨ 政令第二九一号の処理に対する抗議

△ 政令が出るまでの経過と整理進行中問題となつた点は次の通りである。

△ 一九四八年の二月ころ Q・P・O から日本の在外財産は相当巨額なものである、これをら賠償物件の撤去も必要なからうし又在外会社の在內財産も解除してもよからう南鮮所在の会社の在內財産の解除を申請してみたらよからうとの話があつたがこれが漸次具体化して政令二九一号が発令されたものである。

△ 当時日本の有力会社が増資をしていたから Q・P・O に対し在外会社は日本の有力会社の株式を相当所持している。だが現状では増資拂込は不可能である。資本増加する会社も処理上困るであろうが、在外会社としても場合によつては莫大な損害を蒙ることとをる。Q・P・O はどう考えているかと模索する毎

に申入れていたのである。それかあらぬか政令第二九一号の原案には本店所有の記名証券無効の規定はなかつたのであるが一九四九年六月十八日付日本政府あて覚書「題名旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産に関する件」第二項によつて突然第五条の規定が挿入されたのである。

△整理進行中に問題となつた点の重なるものを挙げれば

第一に在り資産をもつて弁済すべき債務の中に「社債があつたが」政令二九一号第二八条第一項五号「これは社債による資金は総て現地における設備に投ぜられてゐるから在外財産の解決の際考慮するのが妥当ではないかと申入れたるところ一九五〇年五月一日政令第一一四号で「社債は担保の目的たる資産の価額を限度とする」と改められた。

第二には同じく第二八条第一項第四号に関するものでそれについての附属表である債務等支拂一覽表の

第四順位「在外店舗の事業又は財産から生じた債務の総額がその資産の総額を超える場合におけるその差額に相当する額の債務」の項の「債務総額」及び「資産総額」の欄には昭和二十年八月十五日における在外店舗の帳簿額を記載することになつてゐるが金融機関の所有有価証券とが所有動産、不動産の価額は資産の堅実性を高めるために決算毎に減額償却を行つてゐるからこれらの勘定に属するものの中には實際上相当の価値を有してゐるにも不拘帳簿上においては単に名目的に僅少な価額を計上したり、あるいはほとんど無価値としてゐるものもあるから清算価値を算定するに當つて「帳簿価額」を基準にすることは妥當でない、一般の清算と同様に時価に依ることが正當であると考えられるから「時価」を記載することに改めて欲しい。在外会社は指定日において解散したものとみなされるから（第三四条）清算の爲の資産の評価は指定日現在時価に依ることが

最適切であると申入れたところO・P・Oにおいては理由のあるものとしたのである。う「時価ではどうなるかを添付してくれ」ということになつた。ただいつの時価という点は「現に接收された日」にしてくれということであつた。そこで日本人たる役員が退職した日をもつて時価を算定することにしたのである。

△第三には金融機関の預金債務の問題である。一般の会社の場合においては、会社の資産は

業主に属するものであると考へても不合理的なことはないが、金融機關の資産については原則に業主のものであると總定することは出来ない。

金融機關において資産を構成するものは現金、預け金、借付金、有価証券、動産、不動産であり、これに對しては負債總定に属するものゝ重なるものは引込資本金、積立金、留置り金である。これらの發源の中で引込資本金、積立金等株主總定に属する發源は普通、動産不動産等の總定發源に返附けられ、そうして余剰のある場合においては有価証券に返り附けられ、余裕があるときは一般借付金にも附けられて居り、預り金はその一部は預金の支払準備のため現金と預け金として保留される外、殆んど全部が借付金と有価証券とに返附けられるのを常例としてゐる。

在肉發達である國濟その種の有価証券は預金者の預金か



ら構成されたものである。在內貸金の整理分配に當つては事は預金者を優先的に考慮すべきものではないかと申入れたところO・P・OにおいてもE・S・S・Sに對しても非公式ではあるが妥當な意見として肯定していたのである。だがサレス草案の強表になつた前後から氣送りの状態になつて来た。この間の状況は台湾の商工銀行の閉鎖機關解除からその後の整理についてO・P・O・E・S・S・Sと交渉して居られた鈴木財務官がよく知つて居られる筈である。

#### 4 通商手続

主として朝鮮銀行關係である当時の事情並について調査しおく必要がある。

#### 5 海外店舖の動産、不動産

朝鮮銀行と朝鮮殖産銀行關係であり記録並びに戦後の整理は閉鎖機關整理委員會について調査すれば明瞭であらう。

6 日本國庫金

日本銀行、郵便 当局者について調査のこと

7 外資金庫未收利子

日銀、郵便 当局につき調査のこと

8 郵便代理店

△郵便にて調査のこと

△日本郵便証券株式会社の京城支店の業務一切を郵便において引受けることに取函したからその勘定が含まれていると感はれる日本郵便証券株式会社について調べれば判明するであらう当時の京城支店長は竹内という人であつた。

次頁以下 2頁 不開示

10 取立金

△たいした金額でもないがその内容はそれぞれ調べてみなければ判明しない

11 日本興業銀行接受勘定

△京城においては朝鮮殖産銀行が三和銀行と朝鮮商業銀行が帝國銀行を朝鮮銀行が文田銀行を接受し地方所在のものは各道共朝鮮銀行が接受した物と思ふ

△こゝには引継後文あつた預金額を計上してあるが現金の引継もあるから差引すべきが正當である

12 日本興業銀行に預け違

当事者に聞かれば判明しない

13 生命保険責任準備金

14 損害保険未払保険金

△以上二つは相手が延台國人であれば鑑定書の定めるところ

によつて処置されるであらうが、朝鮮の場合には、類似の前例がなければ新たに研究取極めなければならぬまい

△未払保険金については内通無十四社のものであるといふことであるから夫々について調べてみる必要がある

△再保険回収金については府外会社朝鮮火災海上保険株式会社の政令第二九一号に基づき、特殊管理に際し關係会社に照会して調べてみたが、一、二、三社未回答、回答のあつたものは全部支払うべきものはない。中には逆に受取るべきものがあるとの回答であつた。再調査を要するであらう

#### 15 地金及び地銀

△これは現物要求のところでも述べておいたが補足してみれば金については一九〇九年から一九四五年度の朝鮮銀行取扱のものを通じてあるのである（附録第11）

△清算賠償の原簿である不法行為が金を抽出したことにあり

とすれば金だけを追求することは意味をなさない又法定償  
額で買入れたのが強いとすれば正当と考ふる回値と法定償  
額との差額だけが問題となろう

△期出したといえはこの期間に米人経営のオリエンタル・コ  
ンソリデーテッド・マイニングコンビニの如きは婆山金  
賦から莫大な金を期り出している

△この要求はたゞ米ドルにリンクし国際通貨基金として必要  
だからというだけで問題にならないことである

目録附録書14、財務部所管対日経済要求資料に関連する密蔵財産  
調査表について

(1) 預金

これは終戦後北緯一北緯三十八度以北の支店との連絡が位  
難して各動定も不明であつたから朝鮮のものだけを掲げたも  
のであろう

支拂はなぐともよいことになれば利益となるが、預金のまゝ、  
ては負債である

(3) 対日本通商債務

内地から仕向けられた取立手形の入金になつたものと内地同  
送金等の受入れたものであろう

(4) 運用有価証券受託

内容は詳かでない

(5) 海外他店勘定債務

閉鎖機関整理委員会でお調べれば判明するかも知れない

(6) 未納配当金

株券の売買によつて新旧双方の株主から配当を請求しないこと  
ともある中には関東遷葬以来住所不明になつている株主もあ  
る

(7) 助銀代理店勘定

助銀について調べれば判明するであらう

(8) 大蔵省預金部借入金

資金運用部について調べれば判明するであらう

(9) 日本政府借入金

明治統治の初期において牛形組合基金等として買下げられた  
ものを承継したもので既に延滞期も到着していたのを横城銀  
行の整理に對して償還と延期されたものである

(10) 帝國債券・債票

現在のまじのテストとして発行されたものである

(11)

機関自体の出資、株式

これは各機関の資本金中払込済のものでありこれが株主の区分と表示されたものである

(12)

保護預

主として有価証券であろうが詳細は不明である

次頁以下 3頁 不開示



(2) 一九五〇年一月二十五日ワシントン A P 電

韓国金融機関は韓日兩國の相互要求に關する一覽表を作成して居り左の如くである

◎ 韓國の対日要求

A 日本大蔵省当座に移越した実働資金

(1) 一九三七年—一九四四年韓国予算より日本軍費に移越し

た現金支出額一五九兆八〇六〇〇〇円

(2) 一九〇八年—一九四四年 韓国における郵便貯金より生じ

た定期収入で日本大蔵省に移越した分

一四六五五七兆〇〇〇円

(3) 生命保険料の日本大蔵省に移越の分

七〇〇〇〇〇〇〇円

(4) 簡易生命保険料の日本大蔵省に移送の分

一三九七三〇〇〇円

B 通商關係による日本の債務

(1) 一九四五五年八月一日現在日本銀行の朝鮮銀行に対する債

務 八五〇〇〇〇〇〇〇円

(2) 金銀塊 一五〇〇〇〇〇〇〇円

(3) 朝鮮銀行以外の韓国内各銀行に対する債務

三〇〇〇〇〇〇〇〇円

(4) 郵便取扱金 四〇〇〇〇〇〇〇〇円

(5) 郵便貯金 八〇〇〇〇〇〇〇〇円

C 韓国内の韓国人の対日投資

(1) 韓国人所有の日本国債及び社債

八〇〇〇〇〇〇〇〇円

(2) 韓国銀行における日本銀行券通貨

一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

D 朝鮮銀行所有その他債の債券

(1) 日本國債 五八〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

(2) 日本社債 五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

(3) 証券 四四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

E その他

(1) 韓国人の日本占領下滿洲・中国及び南洋諸島に対する投資

資

一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

(2) 在日韓国人の対日投資

一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

F 検討されるべきこと

(1) 日韓合併当時押収されたる旧韓国政府所有の海外資産

- (2) 反日運動機關で押収されたる韓国人の私財
- (3) 日本に押収されたる宝物及び骨董品

◎ 韓国政府筋が発表した日本の対韓要求内容

A 日本への対韓投資

(1) 工場及び産業機関（韓国内の同機関の公称資本金総額の  
九〇七三％）

払込資本金 三二〇七七二〇二七六円

(2) 金融及び銀行（公称資本金総額の八八八％）

払込資本金 四四一六九一四六七円

(3) 商業機関（公称資本金の七三七％）

払込資本金 六〇三一五七一五円

(4) 運輸、飲業その他（公称資本金の九三五％）

払込資本金 五七九一七二〇三一元

(5) 土地投資（一九四四年度現在）

(a) 田 三七八九九七エーカー

七二六五五一一三円

(b) 水田 七四五七九〇

四八六七四一九九円

(c) 金 一、二八、八九九  
 (d) 林野 五七、八五四六  
 一、七七、八六六五兩

B 韓国に遺棄した日本人所有家屋及び船舶

(1) 家屋二〇万戸（一戸二五万円）四〇〇〇〇〇〇〇〇円  
 (2) 船舶（推定）一、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

△これらの数字を集計してみると

韓国の対日要求額 四九、八四八、二五八、〇〇〇円

外に下の項

日本の対韓要求額 八、八、九、九九〇、九八八、四〇〇円

△誠に馬鹿馬鹿しい数字である本當に出て来てから

検討してみよう

日本から導入された資金については少しも融れていない

朝鮮の郵便貯金にしてもその幾倍かのものが殖産債券その他

形で朝鮮に流入事業投資に充てられている

◎一九四八年一月一日対日賠償一次對日完了五億圓に落知し余億圓に落知したと商務部発表

(イ) その他のクレーム (附屬書 17)

△これは C・P・C から得た資料である、韓国政府と韓国人から在朝鮮 M・G に提出したものを分類したものであるとのことである  
 △これを更に要求者と被要求者の組み合わせに分類してみると次の通りとなる各項の上の数字は M・G で付けた番号である

(II) 日本政府に対する韓国政府の要求

(一八) 朝鮮における日鮮官公吏及び他の使用人に対する給料前払、賞与金手当、その他の給与の不当支払に関する朝鮮政府の賠償要求  
 不法支払は繰して日本政府の命令か日本政府の指図によつて行動する朝鮮における使用によつて行はれた

(一九) 朝鮮における日本政府雇傭人による政府資金及び政府管理下にある会社資金の私消及び不当な支出に関する韓国政府の賠償要求

(二〇) 日本に保留された前朝鮮總督の政治的部下組織或は代理機関

の資金に関する朝鮮政府の賠償要求

△(八) については一応(附編第9)を参照されたい詳細は現会計

検査院部長山名酒亭男氏学習院理事水田眞昌氏、京道知事であつた生田清三郎氏等に聞けば判明する

△(九) 政府管理下にある会社資金の私消及び不当支出・・は各種の外資団体であるとか金融組合連合会であるとか放送協会の如きものを指称しているのであろう

△(三) これは当時の朝鮮總督府東京事務所長北村輝雄氏か水田財務局長又は司計課長であつた現経済調査局次長奥村喜正氏に聞けば判明するであらう

△(三) 日本政府に対する朝鮮における日本駐屯軍の不法行為を原因とする賠償要求

△内容が不明である或は飛行場設置の際用地を格安に買上げたとか戦時中各種自動車を徴用したというようなことでも

あるうか

(六) 日本軍に参加し従軍中戦死し或は負傷した朝鮮人兵士の家族の賠償要求

△これは調査して善処すべきことであるう

(七) 日本政府に対する韓国人の賠償要求

(一) 日本政府又は下級官庁或はその関係者に対する契約破棄を原因とする賠償要求

△こゝには日本政府といつてゐるが主として朝鮮總督府を指している、これは朝鮮人だけでなく日本人も同様な要求を持っている事項である

○先づ第一に朝鮮總督府の責務を日本政府が負うかどうかを明かにしなければならぬ

○鉄道工事を請負い完成か或は出来高払によつて代金の請求をなし、支払の手続きを完了し金券を切るばかりになつてい



たのに終戦の變革によつて金券が貰へなくなつたという事實がある朝鮮總督府は消滅してしまつた日本政府が代つて払ふか、或は又鉄道は一切挙げて米軍政府が引継ぎ更にこれを韓國政府に移したのだから韓國政府が支払の責任を擔つのかという問題である序にもう一つ挙げれば朝鮮の壽險生命保險はそれが朝鮮總督府の特別會計に属するものであるという理由でまだ後始末がついていない。總督府という支店のやつたことを日本政府という本店が知らぬ顔をするのは無責任も甚しいというのが街の常談論である。

△朝鮮においては制令に依つて日本の民法商法等の法律が施行されていたのである、終戦という事實によつて履行不能となつたものを追求することはどうかと思はれるが終戦の時既に確定していた債務を否定することはどうかと思はれる。

(内)朝鮮及びその他の地において日本人或は日本政府に使用せられたることによつて生じた年金、退職金、喪失者手当その他の支給金に対する朝鮮人（前官公吏及び日本人雇主の朝鮮における朝鮮人被使用者）の賠償要求

△これも国費支弁の官吏と地方費支弁の公吏との間に取扱上の差異がでてくるであろう

(二)日本政府又はその下級官庁の使用人によつて為されたる不法行為に關し日本政府に対する朝鮮人の賠償要求

△終戦時に公文書を焼却したことも指すのであろうか

(三)日本の郵便貯金から生ずる朝鮮人の賠償要求

△朝鮮内においては大体故障はなかつた筈である  
 振替貯金の振替事務上の故障のことも指すのであろうか  
 又は在日朝鮮人が貯金の取捨をされたことまいうのである  
 うか

(三) 日韓の緊密し合中朝鮮におけ 警察当局の不当なる行為か  
ら生ずる朝鮮人の要求

△民族主義者とか共產主義者等から提案されたものであろう

(四) 不公平なる刑法によつて又は思想取締規則といふ暴挙によ  
つて有罪の宣告を受け没収された財産に基く朝鮮人の賠償

要求

△不公平なる刑法とか思想取締規則とは

一九一九年四月十五日制定 政治犯処罰法

一九四一年五月十日 予備検事法

一九二五年五月八日 治安維持法

一九一〇年二月 出版法

一九三六年十二月十二日 政治犯保護観察法

をいうのである此等の法規は一九四五年十月九日軍政府法  
令第一一号によつて廃止された

(一五) 日本政府或は日本政府の法規に従つて行動する日本人或は朝鮮における日本官憲の承認に依つて編されたる朝鮮内における朝鮮人の財産の収用又は徵発を原因とする朝鮮人の賠償要求

強迫取は不適當なる脅迫の下に日本人に死傷した朝鮮人の財産に関する朝鮮人の賠償要求

△これは飛行場建設鉄道敷設、工場建設の場合に起つたことをいうのである

(一六) 朝鮮における日本政府の土地収用法の施行及び没収に関する朝鮮人の賠償要求

△これも前項と同じものである、其の細則には無効はふかつたが商標の如何を問はず没収を許さない旨はあつたに違ひない

(一七) 収用された朝鮮労働者の賠償要求

△徴用の状況は左の通りである

△徴用された者は内地において相当の待遇を受けたので不平

をいう者は少なかつたようであるが徴用の際その狩出に無理があつたので、創氏改名<sup>一</sup>、米の強制供出<sup>二</sup>と共に三次怨恨事といわれ甚不評判なものであつた

(四) 日本人に対する韓国人の賠償要求

(一) 以前朝鮮に居住した日本人に対する不法行為から生ずる賠償要求

△土地を安く買ったとか、骨董品をだまして買ったとかいうことでも指すのであろうか

(二) 地代小作料に関する朝鮮人の賠償要求

朝鮮人の所有に属し日本人によつて最初は合法的に買取されたが最終の支払金はまだ延期されて居る土地の占有及び使用に対する

(三) 日本人及び日本商社に対する契約破棄を原因とする賠償要求

(三) 日本又は朝鮮以外の日本占領地において締結された契約又は不法行為から生ずる契約上或は不法行為を原因とする賠償要求

(四) 朝鮮及びその他の地において日本人に使用せられたることによつて生じた退職金その他の支給金に対する朝鮮人使用人の賠償要求

(五) 不動産及び動産の所有権及び登記に關し日本の法律上の制限がある為、表面日本人の名義になつてゐる財産の登記から生ずる朝鮮人の賠償要求

△法律上の制限とは何を指すか判断し兼ねるたゞ終戦の時点で登記の済まなかつたものは法令三三号の適用を受けたからそれによる手速のことといつてゐるのである

(六) 日本人と結婚した朝鮮人の要求  
財産権、別居財産、寡婦の財産、妻の死後夫がその財産の

上に有する權利に類似せる權利別居手当、扶養継続中の女子未成年者の要求

△専門家の選定に待つ外ない

(六)特許権、版權に関する朝鮮人の賠償要求

(4)その他

四)日本の保険会社に対する保険証券上の約款に基づき朝鮮人の賠償要求

五)公社債、株式その他証券の所有に関する朝鮮人及び朝鮮政府の要求

△法人については政令第二九一号第五條個人については一九四九年十二月大藏省令によつて在外記名証券は無効となつてゐるからこの点から問題が起るであろう

六)日本における銀行勘定に関する朝鮮人の賠償要求

△再建整備法に基く切捨のことをいつてゐるのである



- (三) 日本の会社との勘定及び共同計算に関する朝鮮の会社の賠償要求
- (六) 抹奪され或は破壊された美術品及び文芸品の返還又は弁償に関する朝鮮人の要求
- (三) 互助共榮及びその類似組織の会員たる資格から生ずる朝鮮人の要求
- △朝鮮鉄道共済会の遺物などのことをいつているのであろう
- (一) 戦災に対する朝鮮人の賠償要求
- △朝鮮では戦災なるものは殆どなかつたから日本に居住していた朝鮮人の被災に対する要求であろう
- (二) 日本において土地を所有することから生ずる朝鮮人の要求
- △外国人として特別の待遇を与へよというのか
- その目的がわからぬ
- (元) 日本から朝鮮に引揚げの除財産を制限されたことについて

朝鮮人の要求

(三) 朝鮮から日本に送還された日本人に対する訴訟に関する情

鮮人の要求

送還の時期において朝鮮における朝鮮人対日本人の訴訟は  
処置未決のままである

(二) 裁判に基因する日本人に対する朝鮮人の要求

(一) 朝鮮の民事に精通しているのは

元高等法院判事 長谷川 宏氏であり

刑事特に思想犯について詳しいのは

元検事 伊藤憲郎氏である

各種請求 (山口情報)

- 10 用者(朝鮮人の請求) 徴用朝鮮人労働者(日本の戦時の人力不足のため、戦争遂行
- 9 こと(朝鮮から生じた年金、退職金、腐疾その他の給付に対する朝鮮
- 8 特許権、著作権から生じた朝鮮人の請求
- 7 没収に基づく朝鮮人の請求、又は朝鮮人財産の日本人への強制
- 6 可に從つて行動した日本国民による在鮮朝鮮人財産の収用又は
- 5 府の請求
- 4 債券、株式、その他の証券の所有権に基づく朝鮮人及び朝鮮政
- 3 朝鮮人の請求
- 2 在鮮日本駐屯軍構成員の不法行為に基づく、日本政府に対する
- 1 契約違反に関する日本国民及び日本人及び日本人に対する朝鮮人の請求
- 政府ないし日本国民に対する各種請求(各範を別)
- された諸請求によつて証拠づけられた、朝鮮において生じた日本
- (米田)朝鮮軍政府及び他の非日本国民(連合国人等)に提示

に直接関連して、又は日本工業のための他の労働のために、戦時中日本及び日本占領地域における労務に徴用された者の請求

11 日本における土地所有権から生ずる朝鮮人の請求

12 日本及び朝鮮を除く日本の占領地域において結ばれた契約又はこれらの地域において犯された私的な不法行為から生じた朝鮮人の請求

13 日本郵使貯金勘定から生じた朝鮮人の請求

14 朝鮮から引揚げた日本人に対する朝鮮人の請求権。日本人に対する朝鮮人のこのような訴訟は、すべて、引揚げの際には未決定のものであった。

15 戦争被害についての朝鮮人の請求

16 朝鮮における日本人及び朝鮮人民間勤務者その他の使用人に対する前拂い給料、賞與、俸給、給付の不正支拂一概ね日本府の訓令に基いて行助した朝鮮日本府使用人の命令による一

17 朝鮮における日本府使用人の命令による一

18 朝鮮における日本府使用人の命令による一

19 朝鮮における日本府使用人の命令による一

20 朝鮮における日本府使用人の命令による一

21 朝鮮における日本府使用人の命令による一

22 朝鮮における日本府使用人の命令による一

23 朝鮮における日本府使用人の命令による一

- 22 した不法行為に基く、日本政府に対する朝鮮人の請求
- 23 共済、福祉団体及び類似団体の会員であつたことにより生じた朝鮮人の請求
- 24 旧総督府の政治団体又は各機関の日本に移入された資金に対する韓政府の請求
- 25 拂が初行の取得そのものは不法ではなくとも、取得後久しい間支拂が行われなかつた場合
- 26 対する朝鮮人の請求
- 27 限の不動産その他の財産の所有及び登録に関する日本法律上の制限のため替え玉日本人名によつて登録されたことから生じた朝鮮人の請求
- 28 朝鮮人の請求
- 29 朝鮮人の請求
- 30 朝鮮人の請求
- 31 朝鮮人の請求
- 32 朝鮮人の請求
- 33 朝鮮人の請求
- 34 朝鮮人の請求
- 35 朝鮮人の請求
- 36 朝鮮人の請求
- 37 朝鮮人の請求
- 38 朝鮮人の請求
- 39 朝鮮人の請求
- 40 朝鮮人の請求
- 41 朝鮮人の請求
- 42 朝鮮人の請求
- 43 朝鮮人の請求
- 44 朝鮮人の請求
- 45 朝鮮人の請求
- 46 朝鮮人の請求
- 47 朝鮮人の請求
- 48 朝鮮人の請求
- 49 朝鮮人の請求
- 50 朝鮮人の請求
- 51 朝鮮人の請求
- 52 朝鮮人の請求
- 53 朝鮮人の請求
- 54 朝鮮人の請求
- 55 朝鮮人の請求
- 56 朝鮮人の請求
- 57 朝鮮人の請求
- 58 朝鮮人の請求
- 59 朝鮮人の請求
- 60 朝鮮人の請求
- 61 朝鮮人の請求
- 62 朝鮮人の請求
- 63 朝鮮人の請求
- 64 朝鮮人の請求
- 65 朝鮮人の請求
- 66 朝鮮人の請求
- 67 朝鮮人の請求
- 68 朝鮮人の請求
- 69 朝鮮人の請求
- 70 朝鮮人の請求
- 71 朝鮮人の請求
- 72 朝鮮人の請求
- 73 朝鮮人の請求
- 74 朝鮮人の請求
- 75 朝鮮人の請求
- 76 朝鮮人の請求
- 77 朝鮮人の請求
- 78 朝鮮人の請求
- 79 朝鮮人の請求
- 80 朝鮮人の請求
- 81 朝鮮人の請求
- 82 朝鮮人の請求
- 83 朝鮮人の請求
- 84 朝鮮人の請求
- 85 朝鮮人の請求
- 86 朝鮮人の請求
- 87 朝鮮人の請求
- 88 朝鮮人の請求
- 89 朝鮮人の請求
- 90 朝鮮人の請求
- 91 朝鮮人の請求
- 92 朝鮮人の請求
- 93 朝鮮人の請求
- 94 朝鮮人の請求
- 95 朝鮮人の請求
- 96 朝鮮人の請求
- 97 朝鮮人の請求
- 98 朝鮮人の請求
- 99 朝鮮人の請求
- 100 朝鮮人の請求

現物返還要求の部

項目	統	明	数量	添付説明書号数	備考
1 地	金		249,638,192.61円	1(附)	國債等により価値向上
2 地	銀		89,112,225.12円	1	
3 書	類		212種	2(次)	明数は説明書に表す
4 美術品及び古書等	1	東京大学所蔵 朝鮮書目	142冊		
	2	四書齋所蔵 朝鮮平書目	70冊		
	3	東京帝室博物館所蔵 金銀耳飾其他	827種	3(次)	
	4	東京大倉庫古器所蔵 白台杖長槍	1冊		
	5	關西銀行白信書庫文庫	1冊		
	6	關口浮所蔵 琴遊茶茶園其他圖書	7枚		
	7	日本各地所在朝鮮鐘	50冊		
	8	東京戸田利天所蔵朝鮮白民所蔵品	52種		
	9	日本帝室博物館所蔵朝鮮美術工芸品等類其他	456冊		
	10	朝鮮白民所蔵個人所蔵其他	21冊		
	11	公刊百濟時代美術品個人所蔵	9種		
5 船	1	東京帝室博物館所蔵朝鮮美術品等口其他	80種		
	2	純金製耳飾其他	17冊		
	3	在日韓籍船舶	267隻		
	4	一般漁船	70隻	4(次)	
	5	特殊漁船	20隻	5(附)	全部沈没
6 地 區 泉 版	1	通商船舶	108隻		大部分沈没
	2	運送貨物船	48隻		
	3	郵政船	3隻		沈没
	4	韓國全土百分之一百版泉版	1枚	2(次)	
	5	韓國全土百分之一百版國幣版	1冊		
7 其 他	1	韓國全土百分之一百版	65冊		
	2	韓國全土百分之一百版國幣版	61冊		
	3	韓國全土百分之一百版	1冊		
	4	韓國全土百分之一百版	1冊		
	5	韓國全土百分之一百版	52冊		枚数不詳

項目	統	明	数量	添付説明書号数	備考
7 其 他		1 朝鮮國銀行海外信託對策不敷度 2 朝鮮國貨金社東京支店會社商標 3 阿 曉津江管電所等二号電燈 4 京成電氣公社東京支店商標	2,027,007円 194,000冊 1冊 2,503,977円		7(附) 設置毎相別表に全準 K(高)











附屬書 14 財務部所造對日賠償要求資料之調查表 1947年9月現在

賠償項目	賠償對象	賠償金額	賠償日期	賠償地點	賠償種類	賠償用途	賠償地點	賠償金額	賠償日期	賠償地點	賠償種類	賠償用途
現金	日本人個人現金	1,000,000.00	1947.10.15	東京	現金	賠償	東京	1,000,000.00	1947.10.15	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	500,000.00	1947.11.10	東京	現金	賠償	東京	500,000.00	1947.11.10	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	200,000.00	1947.12.1	東京	現金	賠償	東京	200,000.00	1947.12.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	100,000.00	1948.1.15	東京	現金	賠償	東京	100,000.00	1948.1.15	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	50,000.00	1948.2.1	東京	現金	賠償	東京	50,000.00	1948.2.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	25,000.00	1948.3.1	東京	現金	賠償	東京	25,000.00	1948.3.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	12,500.00	1948.4.1	東京	現金	賠償	東京	12,500.00	1948.4.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	6,250.00	1948.5.1	東京	現金	賠償	東京	6,250.00	1948.5.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	3,125.00	1948.6.1	東京	現金	賠償	東京	3,125.00	1948.6.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	1,562.50	1948.7.1	東京	現金	賠償	東京	1,562.50	1948.7.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	781.25	1948.8.1	東京	現金	賠償	東京	781.25	1948.8.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	390.625	1948.9.1	東京	現金	賠償	東京	390.625	1948.9.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	195.3125	1948.10.1	東京	現金	賠償	東京	195.3125	1948.10.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	97.65625	1948.11.1	東京	現金	賠償	東京	97.65625	1948.11.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	48.828125	1948.12.1	東京	現金	賠償	東京	48.828125	1948.12.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	24.4140625	1949.1.1	東京	現金	賠償	東京	24.4140625	1949.1.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	12.20703125	1949.2.1	東京	現金	賠償	東京	12.20703125	1949.2.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	6.103515625	1949.3.1	東京	現金	賠償	東京	6.103515625	1949.3.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	3.0517578125	1949.4.1	東京	現金	賠償	東京	3.0517578125	1949.4.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	1.52587890625	1949.5.1	東京	現金	賠償	東京	1.52587890625	1949.5.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	762.939453125	1949.6.1	東京	現金	賠償	東京	762.939453125	1949.6.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	381.4697265625	1949.7.1	東京	現金	賠償	東京	381.4697265625	1949.7.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	190.73486328125	1949.8.1	東京	現金	賠償	東京	190.73486328125	1949.8.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	95.367431640625	1949.9.1	東京	現金	賠償	東京	95.367431640625	1949.9.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	47.6837158203125	1949.10.1	東京	現金	賠償	東京	47.6837158203125	1949.10.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	23.84185791015625	1949.11.1	東京	現金	賠償	東京	23.84185791015625	1949.11.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	11.920928955078125	1949.12.1	東京	現金	賠償	東京	11.920928955078125	1949.12.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	5.9604644775390625	1950.1.1	東京	現金	賠償	東京	5.9604644775390625	1950.1.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	2.98023223876953125	1950.2.1	東京	現金	賠償	東京	2.98023223876953125	1950.2.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	1.490116119384765625	1950.3.1	東京	現金	賠償	東京	1.490116119384765625	1950.3.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	0.7450580596923828125	1950.4.1	東京	現金	賠償	東京	0.7450580596923828125	1950.4.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	0.37252902984619140625	1950.5.1	東京	現金	賠償	東京	0.37252902984619140625	1950.5.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	0.186264514923095703125	1950.6.1	東京	現金	賠償	東京	0.186264514923095703125	1950.6.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	0.0931322574615478515625	1950.7.1	東京	現金	賠償	東京	0.0931322574615478515625	1950.7.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	0.04656612873077392578125	1950.8.1	東京	現金	賠償	東京	0.04656612873077392578125	1950.8.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	0.023283064365386962890625	1950.9.1	東京	現金	賠償	東京	0.023283064365386962890625	1950.9.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	0.0116415321826934814453125	1950.10.1	東京	現金	賠償	東京	0.0116415321826934814453125	1950.10.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	0.00582076609134674072265625	1950.11.1	東京	現金	賠償	東京	0.00582076609134674072265625	1950.11.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	0.002910383045673370361328125	1950.12.1	東京	現金	賠償	東京	0.002910383045673370361328125	1950.12.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	0.0014551915228366851806640625	1951.1.1	東京	現金	賠償	東京	0.0014551915228366851806640625	1951.1.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	0.00072759576141834259033203125	1951.2.1	東京	現金	賠償	東京	0.00072759576141834259033203125	1951.2.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	0.000363797880709171295166015625	1951.3.1	東京	現金	賠償	東京	0.000363797880709171295166015625	1951.3.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	0.0001818989403545856475830078125	1951.4.1	東京	現金	賠償	東京	0.0001818989403545856475830078125	1951.4.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	9.09494701772928237917965625e-05	1951.5.1	東京	現金	賠償	東京	9.09494701772928237917965625e-05	1951.5.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	4.547473508864641189589828125e-05	1951.6.1	東京	現金	賠償	東京	4.547473508864641189589828125e-05	1951.6.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	2.2737367544323205947949140625e-05	1951.7.1	東京	現金	賠償	東京	2.2737367544323205947949140625e-05	1951.7.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	1.13686837721616029739745703125e-05	1951.8.1	東京	現金	賠償	東京	1.13686837721616029739745703125e-05	1951.8.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	5.68434188608080148698728515625e-06	1951.9.1	東京	現金	賠償	東京	5.68434188608080148698728515625e-06	1951.9.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	2.842170943040400743493642578125e-06	1951.10.1	東京	現金	賠償	東京	2.842170943040400743493642578125e-06	1951.10.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	1.4210854715202003717468212890625e-06	1951.11.1	東京	現金	賠償	東京	1.4210854715202003717468212890625e-06	1951.11.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	7.1054273576010018587291064453125e-07	1951.12.1	東京	現金	賠償	東京	7.1054273576010018587291064453125e-07	1951.12.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	3.55271367880050092936455322265625e-07	1952.1.1	東京	現金	賠償	東京	3.55271367880050092936455322265625e-07	1952.1.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	1.776356839400250464682276611328125e-07	1952.2.1	東京	現金	賠償	東京	1.776356839400250464682276611328125e-07	1952.2.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	8.8817841970012523234411383056640625e-08	1952.3.1	東京	現金	賠償	東京	8.8817841970012523234411383056640625e-08	1952.3.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	4.44089209850062616172056915283203125e-08	1952.4.1	東京	現金	賠償	東京	4.44089209850062616172056915283203125e-08	1952.4.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	2.220446049250313080860284576416015625e-08	1952.5.1	東京	現金	賠償	東京	2.220446049250313080860284576416015625e-08	1952.5.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	1.1102230246251565404301422882080078125e-08	1952.6.1	東京	現金	賠償	東京	1.1102230246251565404301422882080078125e-08	1952.6.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	5.55111512312578270215007114414400390625e-09	1952.7.1	東京	現金	賠償	東京	5.55111512312578270215007114414400390625e-09	1952.7.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	2.775557561562891351075035572072001953125e-09	1952.8.1	東京	現金	賠償	東京	2.775557561562891351075035572072001953125e-09	1952.8.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	1.3877787807814456755375177860360009765625e-09	1952.9.1	東京	現金	賠償	東京	1.3877787807814456755375177860360009765625e-09	1952.9.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	6.938893903907228377687588930180004878125e-10	1952.10.1	東京	現金	賠償	東京	6.938893903907228377687588930180004878125e-10	1952.10.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	3.4694469519536141888437944650900024390625e-10	1952.11.1	東京	現金	賠償	東京	3.4694469519536141888437944650900024390625e-10	1952.11.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	1.73472347597680709442189723254500121953125e-10	1952.12.1	東京	現金	賠償	東京	1.73472347597680709442189723254500121953125e-10	1952.12.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	8.67361737988403547210948616272500609765625e-11	1953.1.1	東京	現金	賠償	東京	8.67361737988403547210948616272500609765625e-11	1953.1.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	4.336808689942017736054743081362500304878125e-11	1953.2.1	東京	現金	賠償	東京	4.336808689942017736054743081362500304878125e-11	1953.2.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	2.16840434497100886802737154068125001524390625e-11	1953.3.1	東京	現金	賠償	東京	2.16840434497100886802737154068125001524390625e-11	1953.3.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	1.084202172485504434013685770340625007621953125e-11	1953.4.1	東京	現金	賠償	東京	1.084202172485504434013685770340625007621953125e-11	1953.4.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	5.4210108624275221700068428517031250038109765625e-12	1953.5.1	東京	現金	賠償	東京	5.4210108624275221700068428517031250038109765625e-12	1953.5.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	2.71050543121376108500034214285156250019054878125e-12	1953.6.1	東京	現金	賠償	東京	2.71050543121376108500034214285156250019054878125e-12	1953.6.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	1.35525271560688054250001710714281250095274390625e-12	1953.7.1	東京	現金	賠償	東京	1.35525271560688054250001710714281250095274390625e-12	1953.7.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	6.77626357803440271250000855357142812500476371953125e-12	1953.8.1	東京	現金	賠償	東京	6.77626357803440271250000855357142812500476371953125e-12	1953.8.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	3.38813178901720135625000042768571428125002381859765625e-12	1953.9.1	東京	現金	賠償	東京	3.38813178901720135625000042768571428125002381859765625e-12	1953.9.1	東京	現金	賠償
現金	日本人個人現金	1.69406589450860067812500002138428571428125001190929878125e-12	1953.10.1	東京	現金							



42) 文書番号 1588, P28 日銀券在外推定高調べ

朝鮮 1,496,626 千円 計 2,578,815 千円

P29

朝鮮については情報によれば南朝鮮において米軍の焼棄せるもの、  
四九一、六一五千円

従つて日韓会談を再開に導くためには、わが方対韓請求権についての法律論を再検討する必要があるが、わが方法理論は尨大と予想された韓国側の賠償的要求を封ずるための防衛的のもので、終戦以後米国が在外日本財産についてとつた二連の措置からみれば、わが方立論に無理があるのを免れない。

また第四条の(b)項は元来平和条約草案になかつたのであるが、韓国が米国政府に働きかけた結果、挿入されたという経緯を有し、米国としても終戦後韓国においてとつた日本財産処理よりすれば、右韓国側要請を無下に拒否するを得ない立場にあつたとみられる。

(5)従つて日韓合議を再開に導くためには、わが方對韓請求權についての法律論を再検討する要があるが、わが方法理論は高大と予想された韓国側の賠償的要求を封ずるための防衛的のもので、終戦以後米國が在外日本財産についてとつた一連の措置からみれば、わが方立論に無理があるのを免れない。

また第四條の(4)項は元米平和条約草案にたかつたのであるが、韓國が米國政府に働きかけた結果、挿入されたという通譯を有し、米國としても終戦後韓國においてとつた日本財産処理よりすれば、右韓國側要請を無下に拒否するを得ない立場にあつたとみられる。

44) 文書番号 1597, P4 約 170 億円(4700 万ドル)

P5

秘

別紙 一

韓国が主張している対日請求権の内容と金額

<p>(一) 昭和二十七年年度公債換出頭金 昭和二十七年八月二十日韓国公債換出頭金 計 1,000,000,000 円</p>	<p>(二) 昭和二十八年年度公債換出頭金 昭和二十八年八月二十日韓国公債換出頭金 計 1,000,000,000 円</p>	<p>補足資料 請求の金額は確定数字</p>
<p>第一項 韓国より運び来りたる古書籍 美術品、骨董品、その他圖書、地圖 原紙及び地金と此類を返還すること</p>	<p>(一) 韓國圖書、歴史の記念物(美術工 芸品、古書籍その他)返還請求 (日紙換金打合せの件) (二) 韓國地圖原紙、實測地圖及び海圖 返還請求(日紙換金打合せの件)</p>	<p>(一) 韓國文化財の詳細は別紙にある (二) 海圖原紙のみ本邦に存在し、地 圖及び地質圖の原紙は存在しない (三) 朝鮮銀行による社会の一九〇九 年乃至一九四五年間における対日 貸出金二億五千九百万グラム (韓國債出放債による) 終戦時価格(グラム)に引八五とし (計、九六二,〇〇〇,〇〇〇円)</p>
<p>第二項 一九四五年八月九日現在日本政 府の対朝鮮政府負債を返済すること 内訳 (一) 朝鮮總督府貯蓄管理局の天賦有價 金庫に対する勘定 (二) 簡易生命保険積立金預金即預金 (三) 同 金庫金 (四) 郵便年金積立金預金即預金 (五) 大蔵省預金即登録回債</p>	<p>(一) 郵便為替即金庫回割取り取り勘定 一四七,五九七,〇〇〇円 (二) 貸借表載基年の日債に於ける韓國 割取り取り勘定 一七,七八四,四三三円 (三) 簡易生命保険回割取り勘定 三九,一五二,九六四円 計 二〇四,五二四,四三三円</p>	<p>「公債請求権の件」</p>
<p>第三項 一九四五年八月九日以後韓国に り付替又は返金されたる金員を返還 すること</p>	<p>朝鮮總督府特別会計より対日移送 されたとみられる資金 (計、一七,一八七,六九五円) (一五,二一一,一五〇円付 SCAP IN 二,九六六,五〇〇円)</p>	<p>朝鮮總督府特別会計より対日移送 されたとみられる資金 (計、一七,一八七,六九五円) (一五,二一一,一五〇円付 SCAP IN 二,九六六,五〇〇円)</p>
<p>第四項 一九四五年八月九日現在韓国に 本邦又は主たる事務所のある法人の 人の日本にある財産を返還すること</p>	<p>(一) 内務省(朝鮮銀行、朝鮮殖産銀 行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融担 合連会)の在日財産。(その実態 並にその管理状況の取合の件) (二) 在韓本邦法人二四九社に在日財産。 (その管理、清算状況及び開行所有 証券再発行状況の取合の件)</p>	<p>(一) 内務省(朝鮮銀行、朝鮮殖産銀 行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融担 合連会)の在日財産。(その実態 並にその管理状況の取合の件) (二) 在外会社は在日財産確定 (大蔵省資料)</p>



P6,7 あちこちで隠しまくっている 1953 年 5 月の備忘録会社名がそのまま露出!!

<p>第五項 露出国民(法人を含む)の日本国又は日本国民(法人を含む)に対する日本の国債、公債、日本銀行券、政府用紙人の承収金及びその他の請求権を決済すること。</p>	<p>(イ) 露出国民(法人を含む)所有の日本国債証券(公債、社債、株式その他証券の償還、その他取戻方法に關する日本側意見照会案件)</p> <p>(ロ) 露出国民内において交換回収しS C A P委員並みに日本銀行員立会の下に交渉せる日本銀行券及び日本政府紙幣代り金の清算。(その方法並に時期に對する日本側意見)</p> <p>(ハ) 朝鮮銀行が終戦後設立された日本政府一般会計不出國庫金と500,000,000円及び日本銀行に對する貸付金一五八,000,000,000円を清算。</p> <p>計 九二七,000,000,000 円</p> <p>(ニ) 太平洋戦争中の露出国民戦傷病者、戦死者七四八,000名(未確定戦死者、名簿提出可能)に對する平和金等諸費に關する日本側対策又は意見。</p> <p>(ホ) 太平洋戦争中露出国民被用労務者(一九四六年九月三十日現在申告者数一〇五,一五一七名内露出中死亡者一,六〇三</p>	<p>(イ) 露出国民(法人を含む)所有の日本国債証券(公債、社債、株式その他証券の償還、その他取戻方法に關する日本側意見照会案件)</p> <p>(ロ) 露出国民内において交換回収しS C A P委員並みに日本銀行員立会の下に交渉せる日本銀行券及び日本政府紙幣代り金の清算。(その方法並に時期に對する日本側意見)</p> <p>(ハ) 朝鮮銀行が終戦後設立された日本政府一般会計不出國庫金と500,000,000円及び日本銀行に對する貸付金一五八,000,000,000円を清算。</p> <p>計 九二七,000,000,000 円</p> <p>(ニ) 太平洋戦争中の露出国民戦傷病者、戦死者七四八,000名(未確定戦死者、名簿提出可能)に對する平和金等諸費に關する日本側対策又は意見。</p> <p>(ホ) 太平洋戦争中露出国民被用労務者(一九四六年九月三十日現在申告者数一〇五,一五一七名内露出中死亡者一,六〇三</p>	<p>(イ) 露出国民(法人を含む)所有の日本国債証券(公債、社債、株式その他証券の償還、その他取戻方法に關する日本側意見照会案件)</p> <p>(ロ) 露出国民内において交換回収しS C A P委員並みに日本銀行員立会の下に交渉せる日本銀行券及び日本政府紙幣代り金の清算。(その方法並に時期に對する日本側意見)</p> <p>(ハ) 朝鮮銀行が終戦後設立された日本政府一般会計不出國庫金と500,000,000円及び日本銀行に對する貸付金一五八,000,000,000円を清算。</p> <p>計 九二七,000,000,000 円</p> <p>(ニ) 太平洋戦争中の露出国民戦傷病者、戦死者七四八,000名(未確定戦死者、名簿提出可能)に對する平和金等諸費に關する日本側対策又は意見。</p> <p>(ホ) 太平洋戦争中露出国民被用労務者(一九四六年九月三十日現在申告者数一〇五,一五一七名内露出中死亡者一,六〇三</p>	<p>(イ) 露出国民(法人を含む)所有の日本国債証券(公債、社債、株式その他証券の償還、その他取戻方法に關する日本側意見照会案件)</p> <p>(ロ) 露出国民内において交換回収しS C A P委員並みに日本銀行員立会の下に交渉せる日本銀行券及び日本政府紙幣代り金の清算。(その方法並に時期に對する日本側意見)</p> <p>(ハ) 朝鮮銀行が終戦後設立された日本政府一般会計不出國庫金と500,000,000円及び日本銀行に對する貸付金一五八,000,000,000円を清算。</p> <p>計 九二七,000,000,000 円</p> <p>(ニ) 太平洋戦争中の露出国民戦傷病者、戦死者七四八,000名(未確定戦死者、名簿提出可能)に對する平和金等諸費に關する日本側対策又は意見。</p> <p>(ホ) 太平洋戦争中露出国民被用労務者(一九四六年九月三十日現在申告者数一〇五,一五一七名内露出中死亡者一,六〇三</p>	<p>名、同員傷者約七,〇〇〇名(未確定数にても、名簿提出可能)に對する露出基金及び平和金等。(その消遣に關する日本側対策又は意見)</p> <p>(ロ) 露出国民被用労務者に對する露出基金供託金に對する貸付。</p> <p>(ハ) 露出国民の日本及び日本占領地域より歸國の時、当該地日本官憲に発行の已保管券並に日本銀行券、日本軍票、日本政府紙幣等の清算。</p> <p>(ニ) その保管券及び同代り金清算方法並に時期に對する日本側専門的意見)</p> <p>(ホ) 諸未収金項目別総算金額表示並に日本側資料と照合依頼の件</p>	<p>算定不能</p>
<p>(イ) 露出国民(法人を含む)所有の日本国債証券(公債、社債、株式その他証券の償還、その他取戻方法に關する日本側意見照会案件)</p> <p>(ロ) 露出国民内において交換回収しS C A P委員並みに日本銀行員立会の下に交渉せる日本銀行券及び日本政府紙幣代り金の清算。(その方法並に時期に對する日本側意見)</p> <p>(ハ) 朝鮮銀行が終戦後設立された日本政府一般会計不出國庫金と500,000,000円及び日本銀行に對する貸付金一五八,000,000,000円を清算。</p> <p>計 九二七,000,000,000 円</p> <p>(ニ) 太平洋戦争中の露出国民戦傷病者、戦死者七四八,000名(未確定戦死者、名簿提出可能)に對する平和金等諸費に關する日本側対策又は意見。</p> <p>(ホ) 太平洋戦争中露出国民被用労務者(一九四六年九月三十日現在申告者数一〇五,一五一七名内露出中死亡者一,六〇三</p>	<p>(イ) 露出国民(法人を含む)所有の日本国債証券(公債、社債、株式その他証券の償還、その他取戻方法に關する日本側意見照会案件)</p> <p>(ロ) 露出国民内において交換回収しS C A P委員並みに日本銀行員立会の下に交渉せる日本銀行券及び日本政府紙幣代り金の清算。(その方法並に時期に對する日本側意見)</p> <p>(ハ) 朝鮮銀行が終戦後設立された日本政府一般会計不出國庫金と500,000,000円及び日本銀行に對する貸付金一五八,000,000,000円を清算。</p> <p>計 九二七,000,000,000 円</p> <p>(ニ) 太平洋戦争中の露出国民戦傷病者、戦死者七四八,000名(未確定戦死者、名簿提出可能)に對する平和金等諸費に關する日本側対策又は意見。</p> <p>(ホ) 太平洋戦争中露出国民被用労務者(一九四六年九月三十日現在申告者数一〇五,一五一七名内露出中死亡者一,六〇三</p>	<p>(イ) 露出国民(法人を含む)所有の日本国債証券(公債、社債、株式その他証券の償還、その他取戻方法に關する日本側意見照会案件)</p> <p>(ロ) 露出国民内において交換回収しS C A P委員並みに日本銀行員立会の下に交渉せる日本銀行券及び日本政府紙幣代り金の清算。(その方法並に時期に對する日本側意見)</p> <p>(ハ) 朝鮮銀行が終戦後設立された日本政府一般会計不出國庫金と500,000,000円及び日本銀行に對する貸付金一五八,000,000,000円を清算。</p> <p>計 九二七,000,000,000 円</p> <p>(ニ) 太平洋戦争中の露出国民戦傷病者、戦死者七四八,000名(未確定戦死者、名簿提出可能)に對する平和金等諸費に關する日本側対策又は意見。</p> <p>(ホ) 太平洋戦争中露出国民被用労務者(一九四六年九月三十日現在申告者数一〇五,一五一七名内露出中死亡者一,六〇三</p>	<p>算定不能</p>			

<p>第六項 前記の運送及び乗請は協定成立後即時開始運くとも六月以内を終了すること。</p>	<p>第七項 前記の備財産又は請求権より生じし損害を運送すること。</p>	<p>第六項 韓國國民(法人を含む)所有の日本法人の株式又はその他の証券を标的物に運送すること。</p>	
			<p>(五) 放送局法文島代金前資金 一一五、六〇四円</p> <p>(六) 専売局関係未收金 五、一四〇、一四四円</p> <p>計 一、六四六、六三九円</p> <p>(7) (日本郵政株式会社及び金融機関等に対する債権)</p> <p>(一) 韓國人加入者に対する日本十元生命保険会社の生命保険責任準備金 五、〇〇〇、〇〇〇円</p> <p>(二) 同 東洋通商保険料返算 五、〇〇〇、〇〇〇円</p> <p>(三) 十三損害保険会社から未払保険金 七、五〇五、四六八円</p> <p>(四) 同十三会社に対する野野火災海上保険会社の賠償回収金 一、〇〇〇、〇〇〇円</p> <p>(五) 日本側在韓支店銀行の預金並みに為替匯戻しその他雜費代金 二、二六六、八七二・二五五円</p> <p>(六) 日本内銀行に対する個人預金 六、二五六、六六八・七六六円</p> <p>(七) 日本内銀行の発行せる送金為替にして受け取りざる分 七、九六八、五九・六七</p> <p>計 七、〇二〇、八五七・八四</p>
<p>第八項 前記の運送及び乗請は協定成立後即時開始運くとも六月以内を終了すること。</p>			

合 計 一、八七八、三二五・六三四・八四 円

45) 文書番号 1598 ,P5

(四) 韓 国 人 に 対 す る 日 本 政 府 の 債 務 ( 国 債 、 被 徴 用 者 の 未 払 金 等 )  
は 支 払 う 。

正式提示する項目の合計額	約一八八億円
(ただし算定不能の文化財及び一部在日財産、戦没、戦傷軍人 軍属、被徴用労働者に対する弔慰金等を除く)	
正式提示を留保する項目の合計額	約一五〇億円
総計	約三三八億円

46) 文書番号 1600,  
P76 右側、複写の内容  
P81 請求額 338 億円

47) 文書番号 1602, P5 この場合全朝鮮及び全朝鮮政

府が継承する請求権及び被請求権をどの程度南鮮が取得しているか確定しがたい。また、朝鮮における地方的債権債務で両鮮にまたがっている場合にも同様の問題が生ずる。

4

8) 文書番号 1605, P39 最後の1行と「次頁以下9頁不開示」が開示

上記(1)のラインだけ

どうしても満足できない場合、次のような措置を考慮する。

(イ) 技術協力のための特別無償供与

韓国側の希望する漁船補修資材および調査試験船の

供与はあくまで大平会合意の3億ドルの無償供与を

この<sup>在</sup>行い<sup>に</sup>てあるが、水産教育・研究施設の拡充

ならびに研修生の訓練および技術者の派遣等の技術協力のための経費として

~~総額 X 億ドルの無償供与に10年間にわたる~~  
3億ドルの割増として考慮する  
の無償供与)

実施する。(本件無償供与のオファーは漁業

関係会合等の事務レベルでは一切行われず、高い

レダールの政治折衝において、漁業協定に関する話合い

借款と同じく ケース・バイ・ケース に判断して適当と

特に明示にした

認められたものに対して 供与する旨を 書物 ~~を~~ を

韓国側に提示する。


(6) 韓国側の返済能力が立証され、かつ、無償3億

ドル乃至有償2億ドル(基金によるもの)でカバーされる

場合には考慮しないという条件の下に、X千万ドルの額

までの通常の民間  商業借款が <sup>漁業について</sup> 行われる旨

明示する。

(11) 有  償供与の繰上げ実施

上記 (イ) 及び (ロ) についてもなお 韓国側が了承

しない場合には、上記(ロ)を廃め、通常の民間

商業借款について何ら取極めを行わないという条件の下に

基金による2億ドルの有償供手のうちX千万ドルを

特に漁業協力のため期末より最初のY年間に繰上げ

年平均 5千万ドルずつ供与することを考慮する。(この

(但し、この場合の条件は一件5%、20年以内、サブパランス  
に決定したものとす)

際 韓国側がかかる繰上げのみではどうしても

納得しない場合には 繰上げをX千万ドルを期末

において補填することを好意的に考慮する旨約束する。

日本国政府は 日韓漁業協定の効力発生の日から

5年以内、日本国の民間商社又は国民が韓国の

政府、民間商社又は国民に対して 漁業協力のために

行なり商業上の基礎による借款（日本輸出入銀行の

他の日本国の金融機関から融資を受けず借款を含む。）

の提供を、かかる借款の元本の返済能力が確認

されることを条件に、関係法令の範囲内で容易にし、

かつ、促進するものとする。

前記の借款の額は、前記の期間内は、2,500万ドル

の額に達するものと期待される。ただし、この金額は、漁業協力の

が 3億ドルの無償経済協力乃至 2億ドルの

有償経済協力の枠内で実施される場合には、

その実施される金額だけ自動的に満たされたものと

みなす。

38年

漁業協力に関する経協局との打合わせ

7月23日

11:00~2:00

7丁7局長室

7丁局長, 上野末幸, 前田謙, 柳谷 浩本, 阪野

空孝幸高, 岡田, 橋本謙, 中山 幸川, 西山

(西山, 幸川) 漁船延長の申請に必要の乗船者の申請の内訳上の行政的負担あり。

(岡田) 長船 柳川側の延長希望案件は備へたり、15件 2億5000万円を柳川地区へ。

大産石は 柳川 4,100万円を柳川地区へ支出。

舟と通船者の総電所 2,000万円を国能に申請し、柳川地区へ支出の限度。

(柳谷) 水産庁は 柳川側の延長申請は柳川地区の漁船充実に資する(5,000隻更新)に必要の限度に在り。



(問田) 通貨協力の目的は、何の ceiling を設ける 輸出の right  
 を earmark するに 適当と思える。1 億円の  
 の 借入の中、含めておく程度 程度 程度。

(後宮) 最初は 1 億 の中の含めておく 程度 程度  
 が sentimentally 1 億円を 満足させたいの、5 億  
 程度 程度

(問田) 45 万円の 借入を 送せたい。その 借入を  
 負うのは 何事か。この 借入の 例の 借入 借入  
 大産省  
 通貨協力の 借入の 借入 借入 借入 借入  
 程度 程度

(後宮) 米 20 億円 米 10 億円 借入 借入 借入  
 程度 程度 程度 程度 程度 程度  
 米 20 億円 米 10 億円 借入 借入 借入  
 程度 程度 程度 程度 程度 程度  
 米 20 億円 米 10 億円 借入 借入 借入  
 程度 程度 程度 程度 程度 程度  
 米 20 億円 米 10 億円 借入 借入 借入  
 程度 程度 程度 程度 程度 程度

(幸川) 口-カレ・コズは 借入 借入 借入 借入 借入  
 借入 借入 借入 借入 借入 借入  
 借入 借入 借入 借入 借入 借入  
 借入 借入 借入 借入 借入 借入

平和條約に基き發生する日鮮間の交渉案件

(二六、十、八)

一 日本に対する朝鮮側の請求權(四條a)

公債の処理、恩給、年金等イタリヤ條約第十四附屬書にカベ  
トされているような問題がある、一応の数字的データ、因際先  
例、解決方針等について管理局經濟課で作成した調書がある。  
これをその後の資料、研究に基き整備し、且つ、關係省の意見  
を聴取する要がある。

なお、ダレス、マッソン来日の際準備した(あるいは提出  
はしなかつたかも知れぬ)旧領土關係請求權處理方針があるは  
ずである。

二 朝鮮の在日財産(船舶問題を含む)(四條a)

朝鮮の在日財産(例えば旧總督府の財産)は、平和條約上は  
一応、日韓交渉の對象となることになつてゐるが、平和條約第

十四條（〇）Vの類推解釈をすれば、韓国は請求権なきこととなり、又、米国の平和條約第一草案では明かにかかる場合の韓国の請求権を封じていたので、この点に関する米国の駐は詭めると思ふ。

尤も朝鮮籍船については曩の指令の關係もあり、又、イタリヤ條約の先例もあり、返還せざるを得ないことになるのではなからうか。

なお李王家財産問題は李王家の人々のステータスと共に研究し置く要がある。

#### 三 朝鮮に対する請求権（四條a）

理論的に見ても、又、イタリヤ條約の先例に見るも我方の對韓債務が当然に消滅しているとの見解は採れないが事實上韓国側に対し追求することは困難と思われ。但し資料を整備して、接衝上のバイディング・ツールに利用することを考慮して置く要がある。

#### 四 在鮮日本財産（四條b）

平和條約の條文上では在韓米軍の接收措置を承認させられることになつてゐるが、韓国側が對日請求権を追求する場合には、衡平の觀念より本件との均衡を問題とする要がある。

セ 経済上の最恵国、内国民待遇（二十一條、十二條）終戦前から在留する韓国人に対し、平和條約の予想する以上の特惠的地位（包括的な内国民待遇）を要求して来る可能性がある。これは在日韓国人のリーガル・ステータスに關係する問題として、關係庁と打合中の問題である。

在鮮の日本の財産は第四條bにより終戦後現在までに現地で行われた処分を承認することとなつてゐるが、交渉の余地あるものとの態度をとる必要あり。、、、、、、（四條b）

（注）以上の如く平和條約に基づく権利としてでなく朝鮮側は次のよりの要求を提出することが予想される。

(a) 賠償要求

(b) 連合国人に準じてする在日財産に対する戦災補償要求。

日韓交渉において国権問題以外に譲渡となり得る  
ことを予想される議案件

(二六、一〇、一八管轄)

一、日本に対する朝鮮側の請求権（平和條約四條のニ）

イ、公社債、株式その他証券の所有に關する朝鮮人及び朝鮮政  
府の要求

ロ、日本の保險会社に対する保險証券上の約款に基く要求

ハ、日本における銀行勘定に關する朝鮮人の要求

ニ、郵便貯金、同振替貯金、同年金及び簡易生命保險に關する  
る要求

ホ、日本政府及び日本人に対する契約破棄を原因とする要求

ヘ、日本政府によつて為された朝鮮人の財産の收用、徵發を原

（この点についても朝鮮人は獲得の特恵的地位の維持を主  
張する可能性がある。）

因とする要求

ト、徴用された労働者の要求

チ、日本政府あるいは日本人によつて使用されたことによつて生じた年金、退職金、手当その他の支給金に対する要求

リ、朝鮮總督府及びその他の機関が終戦時行つた日韓官公吏及びその他の使用人に対する給料前拂、賞與金、手当その他の

給與の支拂を不当としての朝鮮政府の要求

ヌ、特許権、版権に関する要求

ル、日本軍に参加し従軍中戦死しあるいは負傷した朝鮮人兵士の家旗の要求

ヲ、日本政府に対する朝鮮における日本軍の行為に關連する要求

要求

カ、日本から朝鮮に引揚の際携行財産を制限されたことに関する朝鮮人の要求

キ、朝鮮に關係する興債機關及び在外会社の積算金返還

ク、朝鮮の在日財産に關する要求（平和條約四條a）

ケ、旧朝鮮總督府の土地、建物の返還

コ、李王家の財産処分

カ、朝鮮總督府の返還

キ、朝鮮に對する日本の請求權（平和條約四條a）

理論的に見ても、又、イタリヤ條約の先例に見るも我方の對  
韓債務が當然に消滅してゐるとの見解は採れない

（在鮮日本財産（平和條約四條b））

平和條約の條文上では在韓米軍の接收措置を承認させられる  
ことになつてゐる

51) 文書番号 1631.p3 (ハ)・・・韓人名義の郵貯などは、本来請求の根拠があるものと考えられる。

個人請求の基礎(通帳提示によるのが原則であるとしても実際には原簿残高によらざるをえないと思われる)によって、総督府通信局当時の残高を韓国側に支払うべきかと考える。

(ハ)の場合に

P4 したがって(ハ)の方法によって支払いを行うことは、実際上の混乱をひきおこすことも考えられる。

P6 国債、貯蓄債権等 現物の提示があれば原則として買戻しを行なう。

P7 したがって原則的には個人請求を基礎とする支払いは行わざるをえないかと考えられる。

P10 1945年12月6日以後引出した預金額があれば支払い。それ以前のものについては支払い理由なし。

P14 現物の提示があれば支払うことに問題はないと考える。

P15 現物の提示があれば支払う。

P16 被徴用韓人未収金  
支払う。ただし民団等に立替支払ったものは二重払いしない。  
戦争による被徴用被害に対する補償

日本法令に従い個人ベースで支払う。  
ただし直接本人又は遺族に支払金が届くことを条件とする。

P17 日本政府恩給関係  
原則として支払う。  
ただし支払いの範囲については別途検討すべきものとする。特に人的範囲に

P23 (a)~(e)条項につき個人請求により支払う

P27 (要綱3におけるわが方の立  
論上、この点は subsidiary point であるが、それとの関連においても韓国側の本項請求は認めるべきであろう。)



P31 日本政府恩給

支払いの人的範囲は恩給法に基づくものに限らず、負担別に見て朝鮮関係以外の地方費負担のものも一切含むべきものと思われる。

P32 本人死亡により請求権が消滅するま

で継続すべきもの（一括払いの場合はこれに準じた考え方による算定額を支払う

べきもの)

base up は日本人と 一切均てんする。

であることが明確になるまでは、各種請求権の個別的交渉に入ることを拒否する。

右情況がわが方の主張に添って展開する見込ある場合は、別紙記載の三つの処理方法のいずれをとるか、その利害得失を政治的、財政的に検討して、わが方の態度を決定し、じ後の討議においては、右決定方法によらしめるように折衝する。

右に当つては、今後のわが方の全般的解決策のめどを立てる必要もあり、かつ、ずるずるに請求の提起されることを防ぐため、当初から全貌を明かにせしめるようにする。

四前項の三つの方法を採ることのいずれに決するも、わが方の請求権の論拠を明確にするため、ヴェステイニング・デクリー（在韓日本財産の帰属に関する米軍命令）が管理処分以上の効力を有しないという法理論の貫徹を図る。

右は理論としては終始一貫してこれを堅持する。

五 国公有財産の継承範囲、内乱による日本財産の損害に対する韓国側の国家責任等の問題も、前記諸問題と併行して採上げる。  
六 叙上の経過で略々妥結を見る見透しがついた場合は、請求の實際的処理に必要な技術的問題（終戦後の事態に基く契約不履行に関する経過的な措置を含む。）について協定を行う。  
七 なお本件問題は南北鮮一体にわたるものとして採上げらるべきであることを確認する。

右に關し、北鮮關係の日本財産は当然わが方の取り分であることも承認せしめる。

四前項の三つの方法を採ることのいずれに決するも、わが方の請求権の論拠を明確にするため、ヴェステイニング・デクリー（在韓日本財産の帰属に関する米軍命令）が管理処分以上の効力を有しないという法理論の貫徹を図る。

右は理論としては終始一貫してこれを堅持する。

三、国公有財産の継承範囲、内乱による日本財産の損害に対する韓国側の国家責任等の問題も、前記諸問題と併行して採上げる。

六、叙上の経過で略々妥結を見る見透しがついた場合は、請求の實際的処理に必要な技術的問題（終戦後の事態に基く契約不履行に関する経過的な措置を含む。）について協定を行う。

七、なお本件問題は南北鮮一体にわたるものとして採上げらるべきであることを確認する。

右に關し、北鮮關係の日本財産は当然わが方の取り分であることも承認せしめる。

「朝鮮の在日財産及び対日請求権に比して、わが方の在鮮財産及び対鮮請求権ははるかに大である」というのは驚嘆すべき表現!!!

注 朝鮮の在日財産及び対日請求権に比して、わが方の在鮮財産及び対鮮請求権ははるかに大であるが、朝鮮全般の現実の情況に照らし、これが返還ないし補償を得ることは容易でなく、加うるに、韓国側は、わが方の在鮮財産及び対鮮請求権は、日本が朝鮮から収奪したもので、本来韓国のものであるという議論に立つ可能性もあつて、早急に見解の一致を見ることは困難であろうと予想される。従つて本件交渉においては、あくまで法理論を堅持し長期にわたつて十二分に審議を盡くすが、先方の出方によつては、究局において、大局的解決に導く途をも閉ざさないものとする。

右に當つては、今後のわが方の全般的解決策のめどを立てる必要もあり、かつ、するに請求の提起されることを防ぐため、当初から全貌を明かにせしめるようにする。

であることが明確になるまでは、各種請求権の個別的交渉に入ることを拒否する。

右情況がわが方の主張に副つて展開する見込ある場合は、別紙記載の三つの処理方法のいずれをとるか、その利害得失を政治的、財政的に検討して、わが方の態度を決定し、爾後の討議においては、右決定方法によらしめるように折衝する。

四前項の三つの方法のいずれを採用することに決するも、わが方の請求権の論拠を明確にするため、ヴェスティング・デクリート（在韓日本財産の帰属に関する米軍命令）が管理処分以上の効力を有しないという法理論の貫徹を図る。

右は理論としては終始一貫してこれを堅持する。

五 国公有財産の継承範囲、内乱による日本財産の損害に対する韓国側の国家責任等の問題も、前記諸問題と併行して採上げる。

六 叙上の経過で略々妥結を見る見透しがついた場合は、請求の實際的処理に必要な技術的問題（終戦後の事態に基く契約履行不能に関する経過的な措置を含む。）について協定を行う。

七 なお本件問題は南北鮮一体にわたるものとして採上げらるべき

であることを確認する。

右に關し、北鮮關係の日本財産は当然わが方の取り分であることも承認せしめる。

注 朝鮮の在日財産及び対日請求権に比して、わが方の在鮮財産及び対鮮請求権ははるかに大であるが、朝鮮全般の現況の情況に照らし、これが返還ないし補償を得ることは容易でなく、加うるに、韓国側は、わが方の在鮮財産及び対鮮請求権は、日本が朝鮮から收容したもので、本来韓国のものであるという議論に立つ可能性もあつて、早急に見解の一致を見ることは困難であろうと予想される。従つて本件交渉において、あくまで法理論を堅持し長期にわたつて十二分に審議を盡すが、先方の出方によつては、究局において、大局的解決に導く途をも閉ざさないものとする。

#### 請求権処理に關する三つの方法

日韓間の請求権処理に關する交渉において最大の問題となる点は、私有財産権がどのように取扱われるかと言ひ問題である。これにはその処理される態様に従つて、直接主義、間接主義及び仲介主義の三つの方法が考えられるが、その主たる利害得失は次の通りである。

#### 一、直接主義

韓国独立によつて私有財産権が影響を受けをかつたものとの立前をとれば、独立の承認とともに私的権利關係は復活し、その処理は権利者の直接請求にゆだねられる。この場合私有財産権尊重の法理は貫徹され、国家としては国内補償の問題にわずらわされることなく国内政治的には簡單であるが、日本と韓国との経済秩序の差異を考ふる時、日本側の対鮮請求権はほとんど満足を得ること困難であるに對して、韓国側の請求権はほとんどし執行され、日本側に著しく不利な結果を招くのではないかといふ虞がある。

#### 二、間接主義

三、仲介主義

私人間の債権債務について余て国家が肩代りして処理するので、相殺、相互放棄等の政治的解決に導き得られる便宜はるが、私有財産権尊重の原則をいかにするかという問題と、これに関連して国内補償をどうするか、また国内にある債権者債務者間の負担の均衡をいかにして図るかという問題が生ずる。

原則的に直接主義に立つもので、その利害得失はこれと同であるが、私人間の直接請求にまかせずに、両国の共同委員のごときものを作り、債権者及び債務者間の橋渡しの役割をとめしめるものである。これは共同委員会がどの程度まで権をもつかによつて間接主義に近い効果をもつ。

ある請求権との関連を求むるのは行過として、友好条約には引掛けて先方のリアクションに対してこれと釣り道長には如何、なお本件にフソフは運輸省ラインで大蔵省に各ませる他はなソフはなソか？

松平顧問——SCANN に対する問題が起れば責任は大蔵省に持った貰うことトトフあげばよい。



(七) 清求権処理内題

大野参事官——先方は四十年の占領により收奪されたものは当世韓國のものであつて、取極の對象とはならぬ。ソ等主張してゐる模様であるが、我方研究の結果として、も、固有財産は無償譲渡の他存してはなしかと見解を示し、ちり、南鮮、ウエスタン、デクリーの効果を以つても、高柳教授の意見として、請求は困難ではなしかと見解を示して、まゝ、我方立場は予想以上に弱いことはなしかと考へられる。我方主張の弱いことを考へれば、南鮮と北鮮とを一度分けて考へて、北鮮は韓國の支配下に存し、財産の存否すら分らないので、北鮮關係は問題があるといふこと、先方請求権の北鮮關係を抑えるといふ方法がある。重光課長——ウエスタン、デクリーに於て、条約局の意見を

を纏めるには、後二三日を要すると思ふが、ウエスタン、デクリーに於て、我方の弱いといふのは、アメリカの新對敵取引法に類似するからで、占領地域のものに於ては、海牙の陸戦法規から論ずべきではないかと考へておる。

松本顧問——高柳説には疑問がある。陸戦法規から論ずるのが正しいであらう。平和条約中のウエスタン、デクリーの規程は、吾々が、國際法上認め得ざるものを認めさせたいわけであるから、少し強く押して見てはどうか。

要するに

然る案は国有財産等を含めて先方案よりも内容が廣い。またウエスタン・デクリートの解釈については先方と真向から違う。この点で對立すれば暗礁に乗り上げた可能性もあると説明した。

舟山

奥懸にはこちらから払うものの許に在りはせぬか。

結論的には未だ当方の具体案を出す時期がな

い。強いて何か提案するならばウエスト論のみで

よいではないか。

大野

親身論はウエストは南鮮のみであるから、これ

で採めて来れば北鮮論も出て来るが、最初が

北鮮論を出すほうがと思われ。これは余

り奥益がない。

舟山

現韓国政府は相手として信頼し得るか。

大野

大韓民国は国連決議では民主的を方法で

選挙をた唯一の政府である等の言廻じをして

あり微妙な言葉使っているのである。米国も韓国承

認の際これを引用している。先方が大韓民国

の定義を問題にすれば、この英に言及せざるを得ないが、己むを得ざる場合の他は回避したい。

舟山 北鮮からダブツで請求してくる場合、韓国が責任をモツと言つても駄目であらう。

石田 野金等によつては北鮮のりから要求があつても私はざるを得ないであらう。

舟山 史料的には先方に認めるものは数倍に上ることになるが、他の賠償国との関係もあり、過早に認めることは危険である。

石田 明後(木)日の会談に對案を出さずりは過早である。前半のみを出し法理論で先づ争つてその後に案を出すことにては如何。

大野 先方を引寄せておいて、法理論のみしかいえないのは、当方にコンストラクティブなものが無いと云ふ予感がある。

松本 私有財産関係のみとして、公有財産関係を考慮しては如何。

舟山 具体的によりよい案を出すこと自体が問題である。

松本 私有財産問題は即ち法理論の争である。北鮮問題もそれに伴つて云ふべき。

徳島 日本政府主張にはヴェストと北鮮の問題をハッキリする議論を出しては如何。

松本 北鮮論を過早にやめはヴェスト論を弱くする。木曜日には第一項を出してヴェスト論をやります。

様子を見てから考慮することにしては如何。

大野

(一)は理論で北鮮論を出すことに余り  
早ムからヤリたくない。

石田

(一)私有財産尊重 (二)米軍指令の効力  
(三)北鮮論の構想としては如何

松本

北鮮代表の配しては如何  
舟山代表の配しては如何  
の方向を聞いてあるが

舟山

主張の事も具体的なことでは如何  
ニの肉體はアメリカ側と与える印象も考慮

梅島

して全体としてアアな感と与えるようにする  
必要がある。本筋の処は譲水ないとして

米側にアアアアな感と与えるのはどうか  
変遷遷延策を弄しては如何

すためのにも交渉のある時期 早目に或程  
度の稗を示しては如何

尹

度(一)は極めて抽象的なものがあるからこれを  
出してウエスト論をやつては如何

松本

し、また何もコミットしたことにせざるなり  
出しても何となく

大野

(一)(二)の次に米軍命令云々を入れては如何  
抽象論は承けたが、具体的にはどうなるか

舟山

と切込んで来るとは如何  
と切込んで来るとは如何  
なとある。

石田

(一)は如何  
とあるものとは如何  
云うこととなる公算が強い。

大野

直接決済が構引がとう問題になる  
韓国創提案に對して如何か採った態度

石田

通りには要する根拠は如何  
次は内訳を

またいとおうかた時断小石のうへはきいか。

松本 大蔵省はもつと研究したのと見えてあるが、  
舟山 その小石があるが、グエスト論を買けたと、  
政治的に解決するとか、場合によりその内を見せ  
置くとは不利である。

松本 本件に交渉の段階は、当方より案を出さ  
す時である。交渉を繼續する積りなら、  
何が案を出さぬはならぬ。抽象論をやすに  
も具體的なるものが前提となる。本日午後  
でも大蔵省案を相談して置きたい。

村上 私有財産尊重案とソつても、当方  
在鮮財産クリストはあるが、

大野 一應ウモリはある。  
当方案を出す場合とは一体としてや  
つて、

石田 世間的に、いかにとれなくて、  
四回のみとれる  
と国民が不満をキテ、政治論もあらうか、  
日韓が仲良くするたけには国民が納得する  
必要がある。

松本 なお、李王家の内題がある。李王家財産は  
韓国では国有にしてソるの、  
面制の内題は  
なる、  
この小石、大蔵省が躊躇する理由の  
一つである。  
李王家の内題は、  
先づ見解は違わなく  
てもよい。

大野 此の協定が、  
当方案通りに出来ても、  
米界  
の処分と認め、  
賣得金も返還も、  
事案上困難  
であり、  
朝鮮には手をつけられ  
ないとはなす。

大野 此の協定が、  
当方案通りに出来ても、  
米界  
の処分と認め、  
賣得金も返還も、  
事案上困難  
であり、  
朝鮮には手をつけられ  
ないとはなす。

大野 此の協定が、  
当方案通りに出来ても、  
米界  
の処分と認め、  
賣得金も返還も、  
事案上困難  
であり、  
朝鮮には手をつけられ  
ないとはなす。

大野 此の協定が、  
当方案通りに出来ても、  
米界  
の処分と認め、  
賣得金も返還も、  
事案上困難  
であり、  
朝鮮には手をつけられ  
ないとはなす。

大野 此の協定が、  
当方案通りに出来ても、  
米界  
の処分と認め、  
賣得金も返還も、  
事案上困難  
であり、  
朝鮮には手をつけられ  
ないとはなす。

大野 此の協定が、  
当方案通りに出来ても、  
米界  
の処分と認め、  
賣得金も返還も、  
事案上困難  
であり、  
朝鮮には手をつけられ  
ないとはなす。

大野 此の協定が、  
当方案通りに出来ても、  
米界  
の処分と認め、  
賣得金も返還も、  
事案上困難  
であり、  
朝鮮には手をつけられ  
ないとはなす。

結局当方り損である。協定が成立しても損

しなくても損である。大蔵省はどちらを望

むかふか。損でも協定すかばよいつり考か、

同じ損なら協定しない方がよいつり考か。

基本的に李政権と相手にするか否かの内

題である。

石田 根本的にはこの協定は損である。この長コフ

ソこのみならずは得にならなかつ協定は止ら

なうことであると思ふが、他日韓全殺の

関係がどうはどうかという長テ頭を<sup>備</sup>ま

す。

松本 同じ損でも筋を通しておきな方がよいと思ふ。

纏まらないうちでも尚更フェアにやりたい。

そうすれば纏まらなうちは先方の責任という

ことになる。

清永 協定も漢業問題も自分が見違

は纏まらなうと思ふ。それだから余計にフェアに

して置いて、米等の干渉がない返り批判を受

けたらよいにしたい。国際と論を納得させる

必要がある。勿論弱ソリは駄目であるが、

これを下げはとる。という<sup>もの</sup>を<sup>もつ</sup>て入はてはどうか

が。

俣島 北鮮問題も入れておいてはどうか。固有財

産文化財等はやってもよい。

大野 石田代表は先方に渡すものだけ決<sup>る</sup>

と云うのは困る。いいか決まらなうちは、

(四)も駄目ということには、たいとう意見と思  
われるか(石田 肯定) 独立を認める以上そ  
の主張は無理ではないか。

石田 正式に決りなぐても、現実にはとらわてソソク  
よソソはソソか。踏まは文化財の内題のみで  
ある。

大野 フェアに見せておソソたかよソ、どうせ駐引の道  
具にけ使う積りであるが。

石田 出来る限り一緒にして欲しい。

松本 出来る限り纏めることにして、結局は纏まらな  
ソであらう。

大野 要綱の一部を出すことはどうか。一回は  
折下はどうか。

舟山 それ迄固うていない。何を出してきよソかを考  
えて見たい。

對韓關係をどうするか根本問題である。  
政府として決定する事がある。

松本 首相も、兎も角考つて見ろ、肝癢を起さず  
に後リやれとの話であつた。その中に大方針  
が決ると思ふが、未だ決定してソない。

大野 韓国にも、もう少し理解が欲しい。どうせ実力  
では立てないから、折詮は日本に頼らなければ  
ならないとの認識がや要である。

以上

56) 文書番号 1640,p2

因の未払金等について、担保の意味において、支払いを差止めることも考えられるが、金額等の点から見ても、余り問題にからず、韓人の対日感情を徒らに刺戟する如き措置は避けるべきであろう。

⑤ 韓人に対する未払金等財産請求権関係の事項

57) 文書番号 1671,p18

請求権の相互拋棄について

但し(1)引揚韓国人の預託金

(2)陸海軍関係俸給等未払金

(3)一般被徴用者未払金

(4)供託金

(5)慰給

は之を支払う用意あり

58) 文書番号 1696,p22 斜線で消した上を墨塗り

基本的内容については今後討議に應ずべきも

欄外に手書きで この箇所は具合が悪いという条約局長の意見で削除、(条条)



59) 文書番号 1701,p15 墨塗りと「次頁(たった2行)不開示」が開示

(4) 請求権問題 のうち (一) 旧軍人、軍属及び一般  
被徴用労働者、未払給与金 (二) 恩給はフツツは  
現に進行中の名簿の付合への作業が終了次第  
支払を開始すること。(三) 呉大蔵省と在日協  
議するを要する。

以上

60) 文書番号 1735, p7 日本系通貨 日本側見積額 1,522 百万円

私营保険会社の韓国人契約者準備金

日本側調査では日本人契約分も含めて 108 百万円

61) 文書番号 1701, P31

(備考) 1. 日銀行委員会 (1946年4月及び1947年11月の2回) による検査報告

日本銀行券	1,491,616,748 円	(内朝鮮銀行保有分 1,014,224,761 円)
日本政府紙幣	23,800,042 円90	
日本軍票	216,183 36	
中央儲備銀行券	1,418,056 72	

2. 上記検査報告には、朝鮮銀行の保管日本政府預託金として下記金額の含まれており、請求を認めない場合は削除すべきである。

日本政府紙幣	4,000,000 円
日本軍票	192,958 36
中央儲備銀行券	1,374,550 11

62) 文書番号 1740, p6 在鮮日本財産総額

約 5 億 5 千万ドル、内南鮮分 2 3 億ドル弱  
(内国有財産約 4 億 5 千万ドル、法人・個人  
財産約 1 8 億ドル余) にのぼる。(1945

P7 欄外に手書きで 0 になるのを「少しはある」とした趣旨

P16 欄外に手書きで 総理: 相殺論を使うと国内補償問題が起る。

しかし他方「考慮しない」というのも苦しい

63) 文書番号 1743, p3 欄外に手書きで

国会: 法律不可能な政府の約束した

韓国: J 政府が「政策の表明」だけでなく、義務として約束せよ。

協定文上 日・タイ原文(?) に似る?

協定迄の step-gyo ? 2 億で話つけ 0.5 調印前緊急援助を

次の行はほぼ消えていて不明

P13 電話の増設 700 万ドル、700 万ドル、640 万ドル、2,040 万ドル

64) 文書番号 1746,p1 10 百万ドル

P3 国際先例をも勘案し、韓国人に対しても日本人並みの恩給支払いを行うという考え方にも根拠があると思われる。

P9 ~ 10

(3) 交渉の過程において適当と認められるときには、次の2つの譲歩を行なうことを考慮する。

(a) 長期低利の経済援助は関係協定の批准後に初めて供与しうるものであることにかんがみ、調印（これと同時に国交正常化の予定）から批准までのギャップをうめる目的で、緊急経済協力として5,000万ドルまでの対韓延払い枠を認める旨の行政取極を行ない、国交正常化と同時に実施すること。（状況によつては、行政

取極にまで至らず、「政治折衝が妥結すれば、これまで殆んど認めていない対韓延払い申請に対する許可を容易にする」旨口頭で述べる程度にとどめるのが適当かもしれない。）

(b) 一日本の対韓焦付債権4,573万ドルを、将来の日韓貿易の拡大発展を希求するとの趣旨から、日本政府において放棄すること。

P11 金額が開示(項目等は当初から墨塗りなし)

(別添)

韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定

項目	A案(百万円)	B案	参考(1月10日) 大蔵省試算額
I、地金銀	0	0	0
II、通信局関係	325	325	325
	利息208	208	208
III、送金返還	0	0	0
IV、韓国人株主分配金	22	22	22
	利息 6	6	6
V、(1) 有価証券	608	4,560	228
	利息389	2,918	146
(2) 日本系通貨	1,522	1,522	1,522
(3) 未収入	133	133	98
	利息 52	52	38
(4) 被徴用者補償金	20,149	20,149	-
(内訳) 労務者見舞金	6,103		
復員軍人軍属 見舞金	2,895		
死亡軍人軍属 弔慰金	776		
死亡軍属年金	9,900		
軍属障害年金	475		
(5) 恩給請求 寄託金	12,117 60	12,117 60	1,006 81
計	35,591百万円 (9,886万ドル)	4,207.2百万円 (1,687万ドル)	3,680百万円 (約1,022万ドル)

65) 文書番号 1748,p6 (韓国<sup>3</sup>の経済開発 5 カ年計画)右計画内容の内容には、  
疑義が多く、

66) 文書番号 1749,P1 約 1,000 万ドル 約 1 億ドル

p4

1. 有価証券 (要綱 V の 1)

大蔵案	2 2 8 百万円
利息	1 4 6 百万円
外務 A 案	6 0 8 百万円
利息	3 8 9 百万円
外務 B 案	4 5 6 0 百万円
利息	2 9 1 8 百万円

大蔵案においては、登録国債 1 4 百万円(日銀調による朝鮮を支払地とする登録国債 2 3 百万円から朝鮮人分 2 0 百万円のうち、南鮮分 7 0 %)、その他国債 1 0 9 百万円(昭和 23 年大蔵省管理局調による推定額 1 5 6 百万円のうち南鮮分 7 0 %)、その他証券 1 0 5 百万円(勸銀調による推定額 1 5 8 百万円より通信局分 8 百万円を減額、その南鮮分 7 0 %)

P5

未収金 (要綱 V の 3)

大蔵案	9 8 百万円
利息	3 8 百万円
外務案	1 3 3 百万円
利息	5 2 百万円

労働省等の調査による未払金 XXXXXXXXXX

P6

被徴用者補償金 (要綱 V の 4)

大蔵案	0
外務案	2 0, 1 4 9 百万円

○ 労務者見舞金 6,103 百万円



○ 復員軍人軍属見舞金 2,895 百万円



○ 死亡軍人軍属弔慰金 776 百万円

P7



○ 死亡軍属年金 9,900 百万円



○ 軍属障害年金 475 百万円



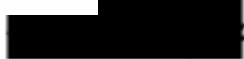
P9

帰国韓国人寄託金（要綱Ⅴの5の2）

大蔵案 81 百万円

外務案 60 百万円

鮮銀券の額 48 百万円、朝連寄託金差押金



韓国側の提示した寄託金 11 百万円、未決済鮮銀券 49 百万円  
地金銀(金 249 トン、銀 67 トン、時価約 280 百万ドル)

民間生保の支払準備金中韓国人分

P10 ~ 11

郵便貯金等(要綱Ⅱ、Ⅰ.a) 258 百万円

利息 196 百万円

郵政省推定による朝鮮人貯金高 368  
百万円の内、南鮮分(70%-現人口  
比)を支払うもの

朝鮮簡保年金(要綱Ⅱ、Ⅰ.c) 67 百万円

利息 12 百万円

朝鮮簡保年金特別会計より預金部に預  
入した金額 124 百万円中の朝鮮人分

96 百万円の内、南鮮分(70%)を  
支払うもの

韓国人株主留保分(要綱Ⅳ) 23 百万円

利息 6 百万円

日本系通貨(要綱Ⅴの2) 1,522 百万円

焼却日銀券 1,492 百万円及び旧日銀  
券現物 30 百万円を支払うもの

67) 文書番号 1752, P3 資産 11.6 億 負債 179 万

P6 総額 8.4 億 現物 3.2 億 登録 81 億 国債の金額は墨塗りのまま

P7 未収金 2 億 3,700 万円 重複 6 千万円 労働省 1 億円

P8 労働省関係の未収金 1.1 億円 未払金 96.7 百万円

P9 徴用 総数 667,684 名 自由募集 約 15 万 官あつせん 約 32 万

国民徴用 約 20 万 終戦時 322,890 名 66.7 万から離脱者 22 万

P12

陸軍の動員数 700 万  
傷痍軍人 16 万

P13 海軍の朝鮮人傷病者数は  
墨塗りのまま

P15 文官 7,860 名 4 億円 軍人 176 名 152 千円 計 8036 名分  
406,571 千円 支払った分 294 万円

P17 日銀券 10,048 千円

	復員	死亡	計
軍人	11 万	6 千	11.6 万
軍属	11 万	16 千	12.6 万
計	22 万	22 千	24.2 万

68) 文書番号 1770, p2

( 説明 )

(1) 無償供与を 2 億ドル台でまとめたという

点は日本国内に対する説明には都合がよい。  
しかし、韓国側が 3 億ドル以下には絶対に  
下りないだろうということは金部長も明言  
しており、また、米国側も指摘している  
ところであり、たとえこのほかに焦付債権の  
繰引きや借款のコミットメントがあるとし  
ても、韓国側を納得せしめることは極めて  
困難と思われる。

(2) 焦付債権については、従来より、日本側  
はその支払いを要求し韓国側も十分考慮す  
る旨約している経緯があるので、今般突如



として繰引き方式を提案することは、たとえ  
え当分ペンディングにするということであ  
つても無理であり、また、この繰引きの予  
約は韓国側を安心させるためにも文書によ  
る約束とする必要がある、従つて内外に対  
し長く秘しておくわけに行かず、名目上の  
供与額を小さくしたことより生ずるわが方  
の利点は減殺される。なお、この方式をと  
る場合は別途国会の承認を要するが、その  
際は、無償供与を行なう理由とは若干異な  
つた説明振り、例えば、国交正常化に当り  
過去の借金を水に流すとか、貿易拡大のた  
めの措置とかいうような説明が必要となろ  
う。

- (3) 韓国側が借款ノ億ドルでは少なすぎると  
いう場合には、明示的にコミットした上、  
無償供与分とともに国会にかける以上、こ  
の程度にとどまらざるをえないと説明する。

( 説明 )

(1) 無償供与は名目上3億ドルであるが、韓国側がこれと引きかえに無付債権を支払うから、日本側の実質的な財政支出は2億ドル余であり、この点第一案と殆んど変わらない。しかし、韓国側としては、ともかく名目上、その最終的吐積りと伝えられる3億ドルを確保したとの建前がとれる利点がある。

あり、他方、日本側としても、国交正常化に当つての祝い金として無償供与を行なう一方、取り立てるべき債権は取り立てたという説明ができ、第一案よりも却つてすつまりする利点がある。

(2) 口頭にてコミットする1億ドルの借款につき、韓国側は、韓国国内に対し、国交正常化後相当額の長期低利借款が供与されることに話がついていると説明して差支えない。他方、日本側としては、この口頭のコミットメントは、年限もきめてなく、先方のプロジェクトや外貨消費能力を検討の上、毎年度の予算の範囲内で経済協力基金より支出するのであるから、国会にかかる必要はないとの建前をとる。

( 説明 )

本案は第一案と第二案を合わせたものであり、第一案、第二案をめぐって韓国側と話し合いを行なっている過程において、韓国側より提案してくる公算があり、韓国にとって最も有利な案である。

69) 文書番号 1773, p1 の墨塗りと「次頁不開示」が開示された部分

A 案 毎年 2,500 万ドルとし 10 年間で 2 億 5,000 万ドルの支払いを完了し、11 年目に端数 (約 427 万ドル) を支払う。

B 案 (韓国側が毎年の支払額の増額を強く主張した場合の最終妥協案)

毎年 3,000 万ドルとし 8 年間で 2 億 4,000 万ドル、5 年目に 573 万ドルを支払わしめることとする。この結果、わが方の名目上の支払額は次のとおりとなる。

A 案の場合

1 年目から 4 年目	3,500 万ドル
5 年目	3,073 万ドル
6 年目から 10 年目	2,500 万ドル
11 年目	427 万ドル

B 案の場合

1 年目から 4 年目	4,000 万ドル
5 年目	3,573 万ドル
6 年目から 8 年目	3,000 万ドル
9 年目	1,427 万ドル

(注) 焦付債権返済に関する技術的な問題点は別途検討を要する。

1773, P2 の墨塗りと「次頁以下 2 頁不開示」が開示された部分

A 案 毎年 4000 万ドルずつ 5 年間供与する

B 案 最初の 5 年間 3000 万ドルずつ

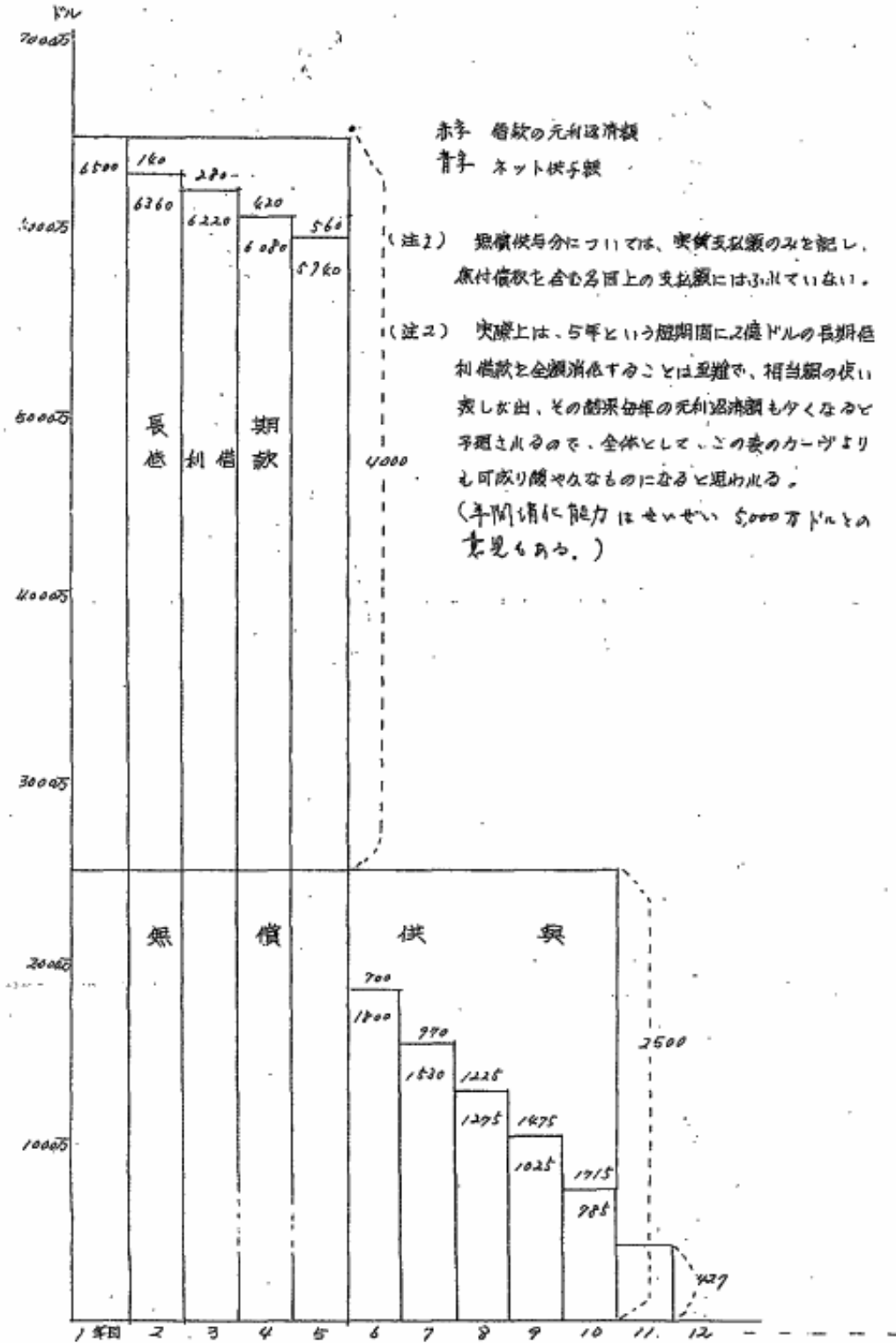
6 年目と 7 年目 2500 万ドルずつ

償還期限を 5 年据置 / 5 年返済、金利を年 3.5% と仮定した場合の毎年の元利返済額はおよそ次のとおりである。

A 案		B 案	
2 年目	140 万ドル	2 年目	105 万ドル
3 年目	280 万ドル	3 年目	210 万ドル
⋮		⋮	
6 年目	700 万ドル	6 年目	525 万ドル
(以上利子のみ支払)		(以上利子のみ支払)	
7 年目	970 万ドル	7 年目	913 万ドル
8 年目	1225 万ドル	8 年目	1094 万ドル
(以後毎年通増)		(以後毎年通増)	
(最高)		(最高)	
11 年目	1945 万ドル	13 年目	1880 万ドル
(以後毎年通減)		(以後毎年通減)	
⋮		⋮	
15 年目	1765 万ドル	20 年目	1480 万ドル
⋮		⋮	
20 年目	1460 万ドル	25 年目	570 万ドル
⋮		⋮	
25 年目	276 万ドル	27 年目	173 万ドル
(完了)		(完了)	

この場合は 全額 海外経済協力基金 上の 単独融資 とする のが 適当 と 認められる。

付表 無償供与A案と長期低利借入A案とを組合せた場合



70) 文書番号 1787, P10 (終戦時の価格で 20 億ドルをこえると評価されている)

P11

但し、この無償供与の金額については、請求権  
韓国の対日請求権処理との関連に於いて説明  
し、その程度のものであり、1949年の日米  
感情から見て絶対には必要であることが示されている。

71) 文書番号 1824, p4 欄外の手書き

日本の 国内世論をも考慮し、長期低利の借款は

P14 「次頁不開示」が開示された部分、P30 も完全に同一な内容

また、この方式が、双方の面子を保ちつつ問題を一時棚上げにし、会談全般が本件のために頓座することを避け得る効果のあることを指摘する。

P87 (無償供与)

P97 ~ 98 わが方としては、請求権と関係があるが如くないが如き約束(できれば口頭の約束)をする方法を考えてはどうか。

P98 ~ 99 換言すれば請求権の方式に

ついて 韓国側は請求権として受け取ると  
説明し、日本側は祝い金と説明するような

方法を考えたと同じやり方である。

72) 文書番号 1841, p15 と「次頁不開示」だった部分

わが方の容認し得るもの(1)引揚朝鮮

人の税関預り金(2)軍人軍属及び政府関係通牒勞務者に対する未払給与(3)帰国朝鮮人勞務者に対する未払賃金、未払恩給、その他支払可能なものがあればそれも含む)については支払義務を認め、

73) 文書番号 1861, p6~7 朝鮮 20 パーセント

台湾 10 パーセント

満州 37 パーセント

北支 9 パーセント

その他(樺太、南洋群島、南方地域、欧州、米大陸等) 8 パーセント

P8 下記の項目の下の票にある全ての金額、数字

昭和 23 年 12 月 10 日 調  
在外財産調査令

資産額	推定額	地域別比率	固有財産	總計	地域別比率
全推定額に 対する調査額 の比率	当該地域 表示 (単位百万) 昭和 20-21 年 所得表示 (1年=15月) (単位百万)		(単位百万)	(単位百万)	
63	51,524 \$ 3,435	16	17,265 \$ 1,207	70,789 \$ 4,719	20
80	25,084 \$ 1,226	8	8,990 \$ 593	34,074 \$ 2,319	10
55	128,431 \$ 8,573	40	2,761 \$ 184	131,192 \$ 8,757	37
97	4,426,080 \$ 3,678	18		55,326 \$ 3,688	16
100	104,797,016 \$ 2,183	10	117 \$ 8	32,860 \$ 2,191	9
89	26,226 \$ 1,747	8	4,053 \$ 220	30,279 \$ 2,017	8
74	5,570 \$ 371	1.7	3,786 \$ 252	9,356 \$ 623	2.5
100	501 \$ 33	0.1	267 \$ 18	768 \$ 51	0.2
88	15,718 \$ 1,061	4.9		15,718 \$ 1,061	4.2
83	1,264 \$ 84	0.4		1,264 \$ 84	0.3
88	2,973 \$ 198	0.9		2,973 \$ 198	0.8
	320,134 \$ 21,342	100	35,086 \$ 2,339	355,220 \$ 23,681	100

1861, P9 民有企業所有のうち

地域 非調査 単位 不動産 動産 その他 合計  
 会社数  
 朝鮮 432 ¥1,000

24,676,314	5,851,870	2,300,016	28,728
14,467,271	5,957,655	315,528	276
63,868,314	5,983,061	607,350	70,458
3,098,266	1,192,986	6,889	4,298,137
68,136,728	35,351,083	1,289,237	104,777,048
10,522,300	10,112,073	2,806,386	23,440,759
2,970,378	1,816,415	457,934	5,244,727
334,972	116,172	49,834	500,978
6,267,459	7,184,874	566,803	14,021,156
697,467	357,473	8,616	1,063,556
250,024	637,119	1,723,199	2,610,342



日韓通商協定解説 昭和二十五年三月二十六日

一 成立経緯  
昭和二十五年二月二十七日韓国政府代表商工部次官韓通淑大  
貿易局長朴忠勳氏、E.C.A代表スチブンス博士等十三名来朝し、  
司令官経済科長尾崎博士、E.C.A代表スチブンス博士等十三名来朝し、  
通産省式内通商監と並び、外務省、経済安定本部、外国為替  
管理委員会等の関係官と、間に三月二十七日より四月十四日に至る間、  
何回かの下打合せと十一回にわたる正式会談が行われた。

この会談では決済方式、貿易量の二点については相互の反対提案が  
繰返され、議事の停頓すること数度に及んだのであったが、大局的  
見地より遂に最終日に至り、金融協定、貿易協定、貿易計画、  
協定、解放及び商品交換に関する覚書の草案とすべき合意に到達  
するに至ったのである。

右案は六月八日韓国政府及び司令部代表の調印を了し同午四月  
一日から発効することになった。  
なお本協定の発効に伴って、日本側としては韓国よりの輸入品目  
に対する予算措置並みに公表の手続きを直ちに講ずることとなったの  
ら、懸案中の日韓貿易も遂に実質的発効を見ることと思われる。  
特色

本協定は両国貿易の特殊性特に日本側としては、米を除いては緊  
急度の高い輸入品が少なく、これに反し、韓国側は輸入品が多  
いという事情に即応して、従来の各国との協定にはみない特色を備  
えている。その主要な点を挙げるに次の通りである。

金融協定

会談の途次、円決済方式が両国から提案されたが、これは外貨  
予算制度の拘束を免れるものでないことが判明した。技術的  
困難もあつて取下げられて希達オープン・アカウンントに落着  
いた。

このオープン・アカウンントは特徴あるもので、二百萬ポンド・スウェーデンの  
ほかに、日本側、最初の購入総額が二百五十万ポンドに達しない限り  
バランスがスウェーデンに超過し、現金決済を必要としないが、五百萬ポ  
ンドを超えたバランスの差額に對しては現金決済を必要とする。條件が厳格  
なものである。これは、米と韓国貿易を制限し、米の待望の考慮に基  
くものである。

貿易協定

両国は貿易計画に掲げた商品量までは輸出入許可を發給し  
外回為替を割きもしくは認可せねばならないことを規定してい  
る。このため貿易計画の実施のための措置をとることが義務的  
な形となつたわけである。

これによつて早に輸出入許可を下すことを義務づけられた上、  
従来の協定より更に一步を進めて輸出入の許可の前提となる  
外貨資金の割当義務を課した点に著しい特色を有している  
といえよう。

貿易計画

本貿易計画(昭和二十五年四月一日)は輸入九百五十五萬五千  
輸出二千五百五十萬ポンドで日本側の出超一千五百六十萬五千  
ポンドを示しており、他の貿易計画が均衡貿易を規定していること  
著しく異なっている。

これは韓国米の輸入とE.C.A資金による日本側の輸出と計画外  
にしたために当然生じた結果であるが、米の輸入については貿易計画  
に掲げず、別途の商品交換に関する覚書に見られるように、  
現金支払によるか、或は商品輸出により決済するかは、将来の  
交渉に委ねられることとなっている。

覚書

協定解放及び商品交換に関する覚書が附屬となつて、新しい形式である。

前者は本協定が前述の通り前例のない複雑な仕組みである  
ことにみかんが、協定の円滑な運営のための指針として特に  
採用されたものである。

後者の商品交換に関する覚書は韓国米供給方法並みにE.C.A  
資金による日本よりの生産購買付について規定したもので、これは  
いづれも貿易計画のわく外とされることになつてゐる。

金融協定の要旨

日韓オープン・アカウンットの設定  
日韓オープン・アカウンットと名付けられる米借付決定と

日本銀行に置き、同銀行は総司令官の代理者として指定され、  
また同様に韓政府の代理者として指定され、銀行の取引銀行の  
なる。(第一條) 別段に規定する場合は、除いて兩國間のすべての  
の役務貿易取引はこの協定に記帳する。(第二條)

### 二 運賃

この協定の貸借は相殺され、決済は純残高についてのみ本幣  
債もしくは受取可能通貨による行われる。(第五條)

(イ) スウイングは二百萬中以下記の規定を條件としてこれを超過  
し、左部分に現金で決済される。

(ロ) 日本最初の購入総額が4/3に達し、二百五十萬中以下記の  
限り、バランスがスウイングを超過し、現金で決済するに及  
ばない。

(ハ) 但し前項の規定に拘わらず、もし兩國が開設した4/3の総  
額の差額が五百萬中を越えるときは、韓国は右超過額に  
等しい額を協定の中に現金で預金する。

(ニ) 協定の最初の期間は、その運賃は(ロ)の條項に従う。従  
つて日本側の輸入が4/3に規定される二百五十萬中以下記  
を越えるときは、(ハ)は適用されなくなり、(ロ)だけが適用される。

(ホ) 純残高の決済は、協定の廃止後四ヶ月以内に行う。この  
協定の廃止終了後九十日以内に未了の取引は、本協定が買取り、  
銀行は各月末日の協定計算書と指定機関に報告する(第六條)

本協定は署名の上、遡つて本年四月一日から効力を発生する。(第七條)

変更、廢止、終了  
変更、廢止、終了はその有効期日以前に本協定が書き換えられた  
権利、義務、等、は、変更、廢止、を終了の同意により、廢止は  
九十日の予告をもち、なすことができる。平和條約も、この日、韓  
通商條約の公布により終了する。

貿易協定の要旨  
貿易は政府民間相方の経路を通じて行い(ハ)から合議協定の

前條項に従って行われる(四)貿易は法令及び税制に従って行わ  
れ、かつまた商稅協定の原則に従う。(十一) 金取引は、ついで  
適用される期間一年の貿易計画を採択する。(一)

貿易計画  
貿易計画は制限的であらざる最善の情報を基に、希望される  
貿易の見積量と表示するもので、實現の約束ではない(二) 但し兩國  
は、少くとも貿易計画の範圍内の商品量までは輸出輸入許可を  
発給することに関意した。外國為替を制せしめ、少くも認可せ  
ねばならぬ(三) 計画は、隨時協議により拡大、改訂されること  
がある(ハ)

変更、廢止、終了  
本協定は署名の上、遡つて本年四月一日から効力を発生する(第四條)

変更、廢止、終了  
変更は、その同意により、廢止は九十日の予告をもち、なす  
ことができる。平和條約も、この日、韓通商條約の公布により終  
了する。変更、廢止、終了はその有効期日以前に本協定に基き  
発生した権利義務を告げない。

貿易計画  
昭和二十五年四月一日から昭和二十六年二月三十一日までの一、年  
間に於ける商品及び役務取得のために發行される4/3を基礎  
として兩國間貿易の見積額を表示するものである。(第一條)

適用  
本計画は貿易協定の條件及び規定に従って採択される(第二條)

内容  
総額二千五百萬中、日本からの輸出二千五百五十萬中、日本への  
輸入九百五十萬中、輸出二千五百五十萬中、日本からの輸出  
(五) 主要なる輸出品目の詳細は貿易計画本文参照のこと  
繊維品(人絹、羊毛製品、漁網、ナイロン、絲織物等)、  
金属製品  
非鉄金属  
機械及び修理用品

輸送機材、化学薬品

石炭等々

(四) 主要なる輸入品

鉱産物(黒鉛、螢石、長煙炭、滑石、陶土、鉄鉱、タングステン等)

農産物(古麻、副産物、綿実、羊毛、カラス、業理草等)

海産物(肝油、魚粉等)

その他、雑品(のり、ふり、冷凍魚、土魚、漢方薬等)

六 過去における日韓貿易の態様

終戦後の日韓貿易は占領軍指令により政府間で行われた。終戦以来一九四八年までの貿易実績(單位: 千ドル)は次の通りである。

年 度	輸 出	輸 入
四三年七月—四六年末	一四、八〇〇	四、五四
四七年	一八、九三五	一四、七七一
四八年	一七、九四五	一五、一四、四七四

一九四九年に至り日韓貿易は新展開を見るに至り、四月から五年二月迄の期限とする通商協定を締結するとともに、軍政府を引継いだ経済協力局(ECA)による買付が開始された。本協定は日本からの輸出計五十八百万ドル輸入二十八百万ドルで、その差額二十百万ドルはECA資金で買付けることになった。

しかしながら両国政府貿易統制が緩かったこと、米現金割であったこと、米その他、他の輸入が行われなかつたこと、韓国側の資金不足で民間貿易が振わなかつたこと等、幾多の理由で右協定は低調で予期の効果を擧げず、十月の中間検討会議で協定の範囲内で民間貿易を認めること、相互に三百万ドルの雜輸入のわくを認めることを決議したが、その実施は五〇年の持ち越しに四九年の実績(單位: 千ドル)は左記にとどまつた。

年 度	輸 出	輸 入
四九年	一五、六九、九九九	三、六八、七三一

一九五〇年一月に至り日本側では輸入の民間移譲がなされ、ついで

二月に至り日韓協定実施促進のため韓国米十百万ドルの買付と一百万十千ドルの韓バーツの措置がとられたが結局日韓協定(四九年四月—五〇年二月)の実績(單位: 千ドル)は左記にとどまり貿易拡大のための措置は新協定にゆずれなかつたのである。

輸 出	輸 入	
四九年四月—五〇年三月	一七、六二、〇〇〇	三、三二、〇〇〇

七 新協定の実施と日韓貿易の今後の問題

日韓貿易は新協定の成立によって飛躍をみると思われ、以下に見ると、効果及び派生すべき諸問題について見説する。

一 過去二年間の実績は日本側における輸入の政府管理と韓国側における米不足と相俟つて停滞を來したのであるが、前者は新協定における包括的な民間輸入制、後者は従来米の米現金割をクレジットの納金オーブン、アカウントに置換えたことによつて一應解決された。ここに日韓両国間に貿易拡大の基盤が奠せられた。

二 日本側が可能な最大量の需要をもつて米の輸入と、韓国政府の復興計画に基づくECA資金による生産物の輸出は、両国経済上無視しえなないのであるが、両者とも差支り見積困難であるため本協定の範囲外におかれた。従つて全体としての日韓貿易の規模は不鮮明に存するが、韓国側と米の対日供給を増加する意向であり、かつECA資金の散布も増加する見込であるので、これを包含するならば、貿易金額は推算上幾分程度に到達しうるものと見られる。

三 本協定の運営については一方において韓国産品に対する日本側の有效需要に限界性があること、韓国側において、金融的、企業的に必ずしも整備されておらず、加えて両国民間貿易業者の経験ないし信用制度が未だ確立されてないこと等の理由によつて協定の完全実施には相当の努力が要請せられ、前途にわかれは樂觀すべきなものである。





見た關係もあつて、ホトブツアカウンツの運送開始は八月に入つてからであつた。従つて、協定の成立によつて飛躍的増大を期待された日韓の民間貿易は、韓國よりの特別輸入措置による輸入及び保税倉庫運による輸出を除いては殆ど窒息状態におち入り、協定のわく外をなす特需輸出のみが急増したことは次の諸統計が如實にこれを物語つてゐる。

なおこれも協定のわく外をなす韓國米九万ト余が動員直前（決済は昨秋におくれた）に輸入された。

75) 文書番号 1881,

p33 軍令に關係なく本来韓國人の所有するものについては支払う用意がある。

日本銀行券および日本政府紙幣の現物の提示があればこれを支払う用意がある。

P34 約 52 億円 5 千万ドル、内、南鮮分 23 億ドル弱(いずれも当時の為替実勢による 15 円=1 ドルのレートで換算)

P35 約 52 億円 5 千万ドル、内南鮮分 23 億ドル弱(内国有財産 45 千万ドル、法人・個人財産約 18 億ドル余)

P39 (日本側立場)個人請求を基礎とする建前で支払う。、個人が本来所有していた分については支払いに應ずる。、

P40 日銀吏員立会いの焼却分及び現物が残存するものについては請求に應ずる。、(日本側立場)確認しうるものについては原則として支払う。

P54

(1) 韓國人の日本政府及び日本人に対する私的請求権は本請求権解決によつて一切解決済みとする。

- (2) 韓国人の日本人に対する私的請求権の個別的行使は本請求権解決によつてなんら影響されないことを確認する。ただし、時効停止に関する規定はおかず、裁判所の認定に委ねる。
- (3) 韓国人の日本人に対する私的請求権は、軍令第33号による所属変更の対象となつた財産に属する債務から発生するものを除き、個別的行使を認める。時効停止に関する規定は、これらのものにつき認める。
- (4) 韓国側請求を全面的に認め、なんらの制限も設けない。
3. 以上の4案の各々につき問題点及び feasibility を摘記すれば、次のとおり。
- (1) 第1案は、相互放棄の形とならずに実現可能ならば政策的には最善の案である。
- (イ) 通常の戦前、または戦時クレームの処理協定においては、このような方式がとられるのが原則である。本件の場合も平和条約第4条a項に基づく一切の韓国側請求権の full and final settlement との形となる。
- (ロ) 実質的には当該請求権は最終解決の支払金額に含まれないから、放棄する結果とならざるをえないが、その根拠は Relevant clause の趣旨に求めることが可能であろう。
- (ハ) 韓国側があくまで相互放棄を要求する場合は、(ロ)の Relevant 論を別とすれば要求に理由なしとすることは困難と考えられ、他方日本側請求権の放棄は憲法上の問題があるため処理上の難点を生ずる。この場合、日本側の立場としては、(1)平和条約第4条b項の解釈の確認(it is understood 方式)の規定にとどめ、韓国側に対しては実際上はこの規定によつて韓国側全面放棄とほぼ同一の結果になる旨説明するか、または、(2)相互放棄の規定にふみ切つて、公式には平和条約第19条と同様の説明を行なうかのいずれかしかない。
- (ニ) この方式による場合には、要綱4の株主留保分、要綱5の社債、株式、保険準備金等は、現案のごとく要綱6の対象として別個に扱うとの建前が不可能となるから、請求権解決の一部に含めて支払うか、または請求を拒否するかを検討する必要がある。
- (ホ) その他、放棄の例外として次の2つを認めることも検討の余地がある。

- (i) 在日韓国人と日本人間に発生した請求権。
- (ii) 平和条約発効後発生した請求権（時点については検討を要する。注参照）

（注）平和条約第4条a項の解釈としては、同条約発効時現在で同条に該当する財産及び請求権が爾後の特別取極の主題となると考えられ、したがって、同条約発効以後発生した請求権を放棄の除外例とすることには問題がないであろう。逆に同条約発効前の請求権の中存続を要するものがあるか否かは上述時点の問題として検討を要する。考えられる代案としては、

- (i) 軍令第33号公布以後発生した請求権
  - (ii) 日韓貿易再開以後発生した請求権
- を除外する方式がある。

(2) 第2案は、時効の効果によつて、実質的に第1案と同一の結果を目指すもので、(i)の困難を回避しうる利点がある。

(i) 国交正常化まで時効の進行を停止することは、多くの請求権に関して既に完成した時効の効果を否認する結果となるから、一種の財産権没収として補償問題に発展する恐れがある。

(ii) 時効の進行は、裁判上の請求、相手当事者の承認などにより中断されるが、日韓間には、少くとも平和条約発効以後かかる時効中断を不可能とする如き force majeure が存在していたとは考えられず、権利者はいつでもかかる措置をとりえた筈である。したがって条約中に特別立法措置を設けすべき理由に乏しく、民法第161条その他関連法原則上の判断は裁判所の認定に委ねるのが適当である。

(iii) 政策的見地からは、韓国側主張の前半すなわちこれら請求権の存続を理由あるものとして認めながら、後半を拒否して実質上これを消滅せしめる方式が説得力を欠くことは否定しえない。

(iv) この方式によれば、(i)(ii)の請求権は請求権解決の支払に含める必要はなく、債務者の時効援用放棄により、個別の請求に応じてしめることができる。（時効中断措置がとられている可能性もある。）（なお、保険会社等に時効援用放棄を行政的に要請することは困難かも知れるが、その場合は予め保険会社側の支払意思を確認する書簡をとりつけ、請求権解決協定の付属文書とする方式も考えうる。）

(v) (i)(ii)の例外は、(i)については認めず、(ii)については検討するという線が考えられる。

(105)

(3) 第3案は、原則として韓国側主張を全面的に認め、ただ軍令第33号の影響を考慮に入れるものである。

(i) 日韓請求権交渉においては、純粹に私人間の請求権は現在各要綱の議題に含まれていない。（この点の例外として、要綱4の株主留保分、要綱5の社債、在日会社株式、保険準備金があるが、いずれも要綱6にまわすというのが現在の方針である。）したがって、これを通常の請求権処理協定の如く、「両種の any other claim」に含まれるものとして一切解決済みとすべき理論的根拠はない。

(ii) したがってこの場合にも対日本政府請求権は「両種のクレーム」として一切解決済みとすることに問題はない。

(iii) 他方、軍令第33号によつて在韓日本財産が処分されたため、これに關係ある私人請求権をも存続せしめることは不当な結果に導く恐れが大きい。したがって「軍令第33号による所属変更の対象となつた財産に属する債務」（具体的 drafting は更に検討を要する）は所属変更財産によつて減額し、かかる相殺分は存続する請求権の範囲から除く方式が考えられる。

この場合「所属変更財産に属する債務」としては、

- (a) 債務者の朝鮮における事業活動に根拠を有する債務
  - (b) その対価が当該所属変更財産に繰り入れられた限度において、債務者の朝鮮外における事業活動に根拠を有する債務
- が主要なものと考えられる。

（ドイツ・オーストリア財産協定第24条以下参照）

(iv) 時効停止の点については、理論上何れに述べた如き問題があることは事実であるが、上述の如く請求権の原則的存続を認める場合には、時効停止についても規定するのが、少くとも韓平の見地からは妥当であることは否定しえない。したがって原則的存続を認める場合は、時効についても停止の規定を何らかの形でおくべきであろう。

その場合の理論的説明としては、日韓交渉は平和条約第4条a項の解決として平和条約発効前から継続して行なわれて来たものであつて、日韓両国私人間の請求権も明文上この規定に含まれていたのだから、少くともこの期間は時効の進行を停止せしめるべき理由があるというラインが考えられる。

(v) 第4案は、実際にはわが方として採りえない案と考えられる。

(106)



76) 文書番号 1914,

P18 韓国側請求の趣旨は一応理解できるので、好意的に考慮する用意はある。

P44 (朝鮮人の供託金)15 社計 234,461 円

P60 日本側としては日銀職員立会いの焼却分及び現物が残存するものについて  
い ては韓国側請求に応ずることを考慮している。ただし、

P61 日本政府紙幣 4,000,000 円

日本軍票 192,958 # 36

中央儲備銀行券 1,374,550 # 11

P62 が、双方の納得する金額を基礎として、検討を重ねたい。

P68 (陸軍) 約 14 万、約 11 万、14 万、11 万、約 25 万、143,373 人、11 万、  
14 万、143,373 名、11 万と 14 万、(海軍)98,968 人

P70 (特別志願兵)400 人、600 人、3,000 人、 3,000 人、4,400 人、4,400 人、5  
万人、約 12 万人

P72 徴用労務者 137,406 名

P77 渡航者数 724,787、635,771、322,890 人、667,684 人、667,684、322,890、  
52,108、15,801、4,121、225,458 - 、46,306 + 、209,750、46,306

P98 日銀券 324,999,820 円 A、276,285,130 円 B、48,714,690 # 、支払を考慮す  
る。、146 百万円(81 千人)、150 百万円(84 千人)、141 百万円(73 千人)、148  
百万円(64 千人)、146 百万円(81 千人)

ただし、次の項目については関係韓国人の既得の権利を認める  
こととする。

(1) 陸海軍に属した韓国人 <sup>おと</sup> ~~おと~~ 一 徴用韓人の未払給与金等

(2) 戦後日本から引揚掃蕩した韓人からの税関預かり金

(3) 戦前の勤務により日本の恩給を受ける権利のある韓人に対する恩給で日本の法令に従って支払われるもの

P130

(=) 請求権のうち、軍人軍属・徴用労務者の未  
 払給与および恩給については、現に進行中の  
 取済つき合せの作業が終了次第、支払の開始  
 すること。

P173 相殺するとしても日本側が法律的に支払義務のあるようなもの例えば未払給与のようなものなら支払う、さうなつても、未払給与のようなものは払う』と肯定した。、日本で法律的に支払わねばならないものがある。